

袖ヶ浦市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

袖ヶ浦市

はじめに

このたび、令和2（2020）年度に策定した袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の見直しを行い、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間における本市の高齢者保健福祉施策の総合的指針となる「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。



介護保険制度は創設から20年以上が経ち、高齢者を社会全体で支える制度として発展、定着してまいりましたが、今後、総人口、生産年齢人口が減少する中で、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるなど、様々な支援を必要とする高齢者への対応や高齢者を支える担い手の確保等が課題となっています。

本計画ではこれらの課題に対処するため、「ふれあいとささえあい ともに安心して暮らせる まちづくり」を基本理念に掲げ、「介護予防と健康づくりの推進」、「住み慣れた地域での生活支援」、「地域で支え合う仕組みづくり」、「生きがいづくりと社会参加の推進」という4つの基本目標を設定し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた介護予防の取組や認知症施策をさらに推進していくとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に引き続き取り組み、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指しています。

これらの取組を推進することは、高齢者の方々だけではなく、あらゆる世代にとっても、安心して住み続けることができるまちになると想えます。本計画のもと、行政と地域の関係機関・団体をはじめとする多様な主体、そして市民の方々との連携を図りながら、協働して取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和6年3月

袖ヶ浦市長 犬谷 智浩

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画策定にあたっての基本的な視点	4
第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題	5
第1節 高齢者の現状	5
1 人口構成の推移	5
2 世帯構成の推移	10
3 高齢者の就労状況の推移	11
4 平均寿命と健康寿命の変化	12
第2節 介護保険給付等の状況	13
1 要支援・要介護認定者数と認定率の推移	13
2 介護保険給付等の推移	15
第3節 第8期計画期間における取組と今後の課題	18
基本目標1：介護予防と健康づくりの推進	18
基本目標2：住み慣れた地域での生活支援	22
基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり	40
基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進	42
第4節 アンケート調査からみた袖ヶ浦市の現状	45
1 調査の概要	45
2 調査結果の概要	49
第5節 第9期計画における重点課題	71
重点課題1：高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実	71
重点課題2：地域包括ケアシステムの深化・推進	71
重点課題3：認知症の人とその家族を支える地域づくり	72
重点課題4：高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供	72
第3章 計画の基本理念と基本的方向	73
第1節 基本理念	73
第2節 基本目標	74
基本目標1：介護予防と健康づくりの推進	74
基本目標2：住み慣れた地域での生活支援	74
基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり	75
基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進	75
第3節 施策体系	76
第4節 日常生活圏域の設定	77

第4章 施策の展開	79
基本目標1：介護予防と健康づくりの推進.....	79
1 介護予防・重度化防止の推進	79
2 健康づくりの推進	82
基本目標2：住み慣れた地域での生活支援.....	85
1 相談支援体制の充実	85
2 生活支援サービスの充実	88
3 介護保険サービスの充実	92
4 在宅医療・介護の連携	94
5 安心して暮らせるまちづくり	95
6 権利擁護施策の推進	98
7 介護人材の確保・定着支援	100
基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり.....	102
1 支え合い活動の推進	102
2 認知症予防・共生に向けた取組	105
基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進.....	107
1 地域でのふれあいづくりの推進	107
2 社会貢献活動の推進	109
第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出.....	111
第1節 介護保険サービスの見込量算出にあたっての前提.....	111
1 被保険者数の推計	111
2 要支援・要介護認定者数の推計	112
第2節 介護保険サービス量の見込み.....	113
1 在宅介護（予防）サービス量の見込み	113
2 介護施設サービス量の見込み	127
3 地域密着型サービス量の見込み	129
4 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況	132
5 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画	133
第3節 介護保険事業費の見込み	136
1 介護サービス給付費（見込額）	136
2 介護予防サービス給付費（見込額）	137
第4節 保険料の算出	138
1 保険給付費の負担割合	138
2 地域支援事業費の負担割合	139
3 保険給付費等の見込額	140
4 基準額に対する介護保険料の設定等	141
5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計	142
6 介護保険料基準額（月額）の算定方法	143
7 所得段階別介護保険料	144
8 低所得者の支援策	145
9 中長期的な推計	146

第6章 計画の推進	147
第1節 サービスの円滑な提供を図るための方策	147
1 介護給付実施体制の強化	147
2 地域包括ケアシステムの深化・推進	147
第2節 介護給付の適正化（介護給付適正化計画）	148
1 要支援・要介護認定の適正化	148
2 ケアプラン等の点検	148
3 医療情報との突合・縦覧点検	149
第3節 計画の達成状況の点検と評価	152
1 計画の達成状況の点検	152
2 計画の達成状況の評価	152
3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会	153
資料編	154
資料1 計画策定の経過	154
資料2 袖ヶ浦市介護保険運営協議会設置条項	155
資料3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則	156
資料4 袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員名簿	157
資料5 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱	158
資料6 用語の解説	160

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、急速な高齢化の進展による介護ニーズの増大に対応するため、介護を社会全体で支えることを目的に平成12年に創設され、23年が経過しました。

この間、要介護認定の仕組みや新たなサービスを追加するなどの制度の見直しを図りながら、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

内閣府の「令和5年版高齢社会白書」によると、我が国の高齢者人口は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に3,653万人（29.6%）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には3,928万人（34.8%）に達し、令和25（2043）年に3,953万人（35.8%）でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

このような状況は本市においても同様で、本市の高齢者人口は令和5（2023）年10月現在で17,756人（26.9%）であり、令和22（2040）年には19,117人（29.4%）に増加すると見込まれます。その他にも全国的な傾向と同様に、認知症の高齢者や核家族化の進行による単身高齢者の増加が見込まれるなど、介護サービスの需要がさらに増加、多様化することが想定されます。

本市では、介護保険制度の開始以降、老人福祉法及び介護保険法の規定により3年ごとに高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、高齢者福祉事業及び介護保険事業の推進に努めてきました。

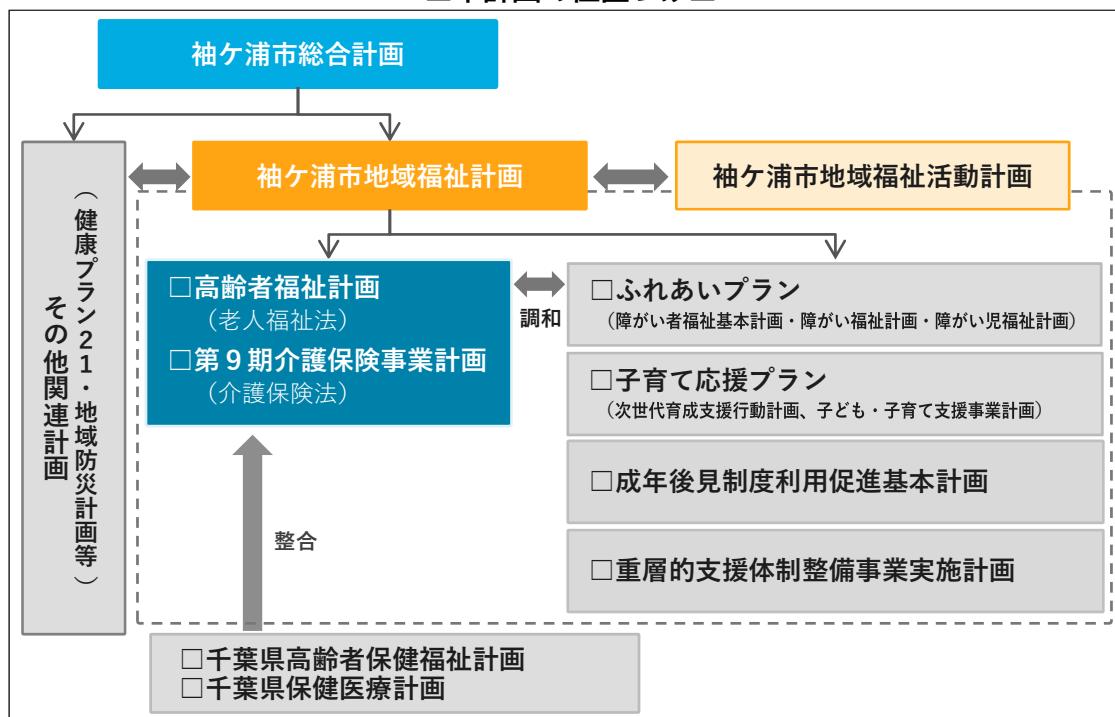
本計画はこれまでの取組を継承しつつ、国の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針等を踏まえながら令和22（2040）年を見据えて、本市における高齢者保健福祉施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的に整え、高齢者福祉事業及び介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険制度の安定的な運営と、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいくための重要な計画として策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

また、上位計画の「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」をはじめとする他計画と整合を図り策定しています。さらに、「袖ヶ浦健康プラン21」や「袖ヶ浦市地域防災計画」等との調和も図っています。

■本計画の位置づけ■



さらに、平成27（2015）年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に定められた目標を達成するため、各国でそれぞれ取組が進められています。国においてもSDGsの目標達成に向けた取組を進めており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたり、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市においては、令和2（2020）年度を初年度とする総合計画において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献することから、本計画においても各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献していくものとします。

■SDGsとは■

* 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年を期限とする国際目標です。

* SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

第3節 計画の期間

「介護保険事業計画」は3年ごとに見直しを行うことになっています。したがって、今回策定する「第9期介護保険事業計画」の計画期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までとします。また、「高齢者福祉計画」は「介護保険事業計画」と一体的に策定することとされていることから、同3年間を計画期間と定めます。

なお、計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ることとしています。

■計画の期間■



第4節 計画策定にあたっての基本的な視点

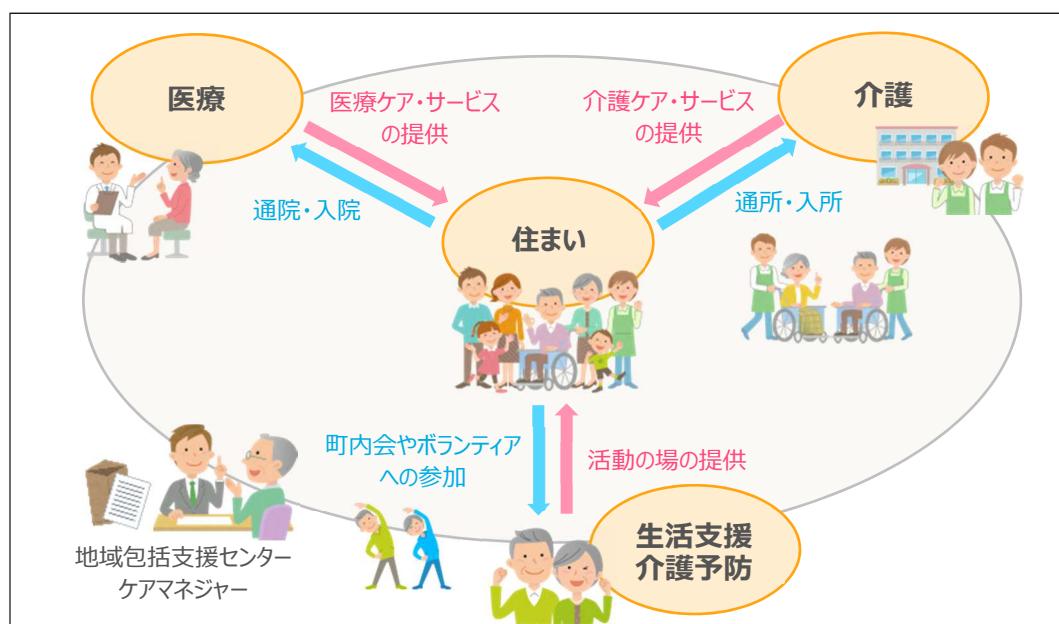
第6期計画以降の市町村介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」として位置づけられるものであり、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むことになっています。

本市では、これまで、医療・介護関係者間で地域の医療・介護資源に関する情報を共有し、相互の専門性を理解した上で、その知識を互いに習得できるよう連携を図ってきました。また、袖ヶ浦いきいき百歳体操等の介護予防を推進してきたほか、介護保険サービスを充実させるため特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を進めてきたところです。

厚生労働省が公表した第9期介護保険事業計画の基本指針案では、計画期間中に令和7（2025）年を迎えることや団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえた計画にすることが求められており、介護サービス基盤の計画的な整備、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を介護保険事業計画に定めることが重要であるとしています。

第9期計画の策定にあたっては、これらを踏まえ、介護サービス基盤の整備を進めるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた介護予防の取組、認知症施策をさらに推進していきます。また、地域共生社会の実現を目指し、行政のみならず、あらゆる市民が生きがいや役割を持ち、地域の多様な主体と協働し、自分らしく生活することができる地域社会を形成するために、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指します。

■地域包括ケアシステムの姿■



第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

第1節 高齢者の現状

1 人口構成の推移

(1) 人口と高齢化率の推移

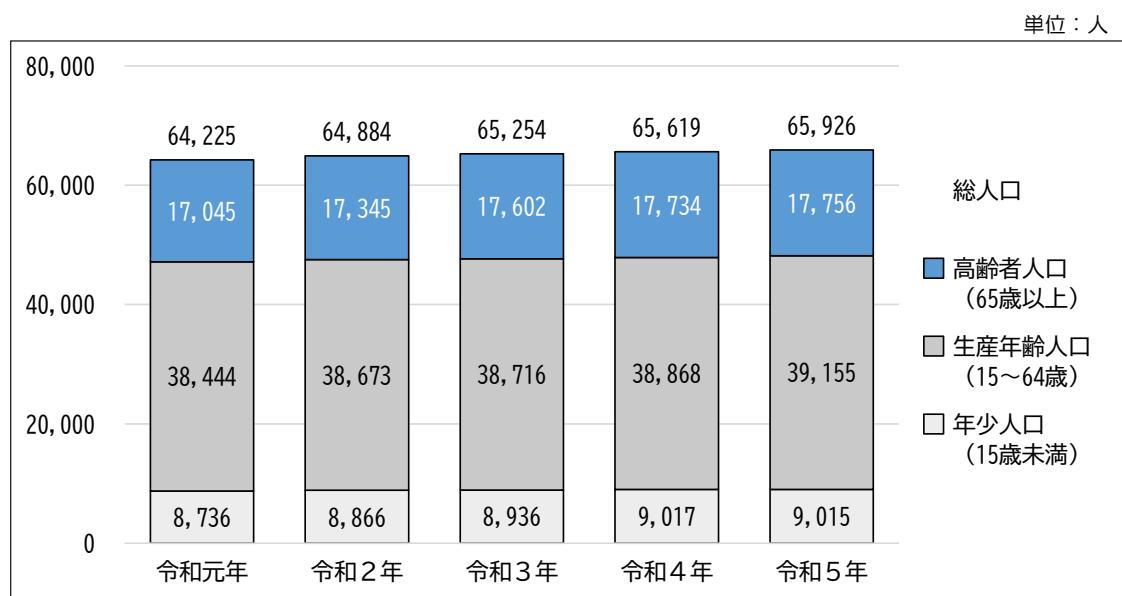
住民基本台帳に基づく令和5（2023）年10月1日現在の本市の総人口は65,926人となっており、増加傾向にあります。

年齢3区分別人口について令和元（2019）年以降の推移をみると、高齢者人口と生産年齢人口で増加傾向が続いている。

また、これらを構成比としてみると、令和元（2019）年以降、年少人口の割合は13%台、生産年齢人口は59%台で推移しています。

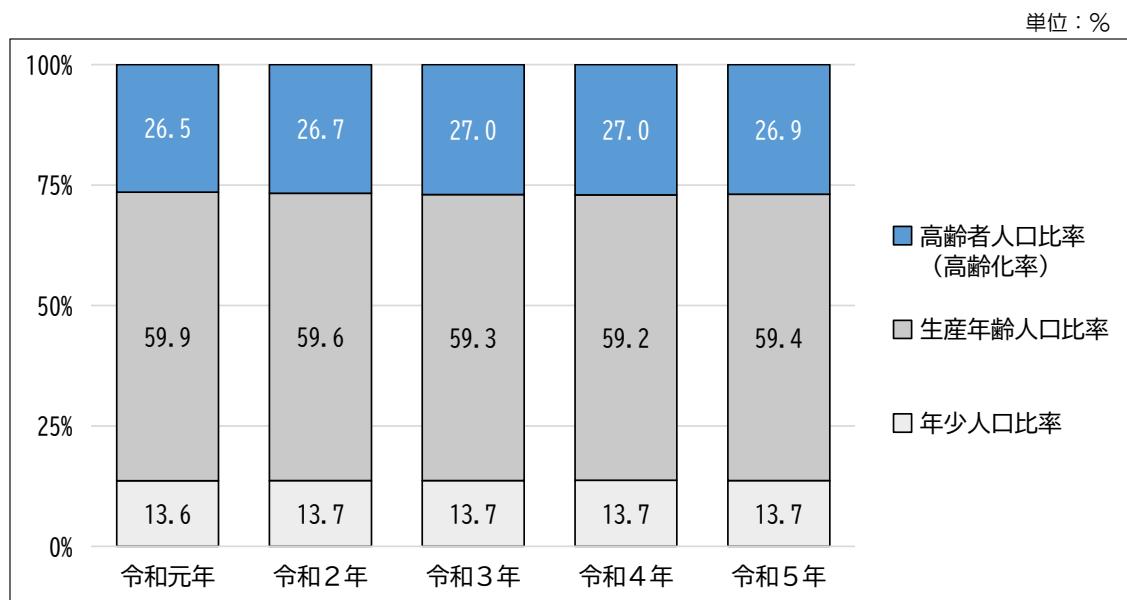
高齢者人口の割合（高齢化率）も大きな変動は見られず、令和5（2023）年においては26.9%と、市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

■年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移■

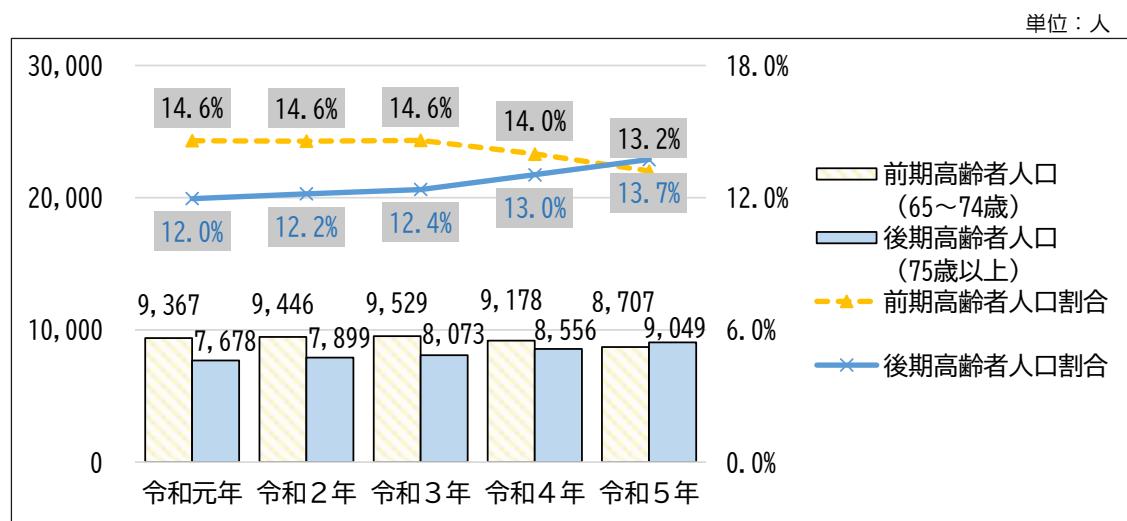


資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

（注）端数処理のため、年齢3区分別人口構成比の和は必ずしも100.0%にならない。

高齢者を前期高齢者、後期高齢者に区分してその推移をみると、前期高齢者人口は令和4（2022）年から減少に転じ、後期高齢者人口は一貫して増加傾向が続いています。特に後期高齢者人口は令和元（2019）年には7,678人でしたが、令和5（2023）年には9,049人と、1,371人増加しています。

■前期高齢者人口、後期高齢者人口の推移■



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

(2) 地区別にみた高齢者の状況

住民基本台帳による、市内居住地区別の高齢化の状況は以下のとおりです。富岡地区と平岡地区では高齢化率が4割を超えており、昭和地区では2割に満たないなど、地区による差が大きくなっています。

なお、地区別に高齢化率の推移をみると、富岡地区では令和元（2019）年と令和5（2023）年を比較すると4.4ポイント上昇しており、最も上昇率が高くなっています。

■地区別の年齢3区分別人口及び高齢化率の状況■

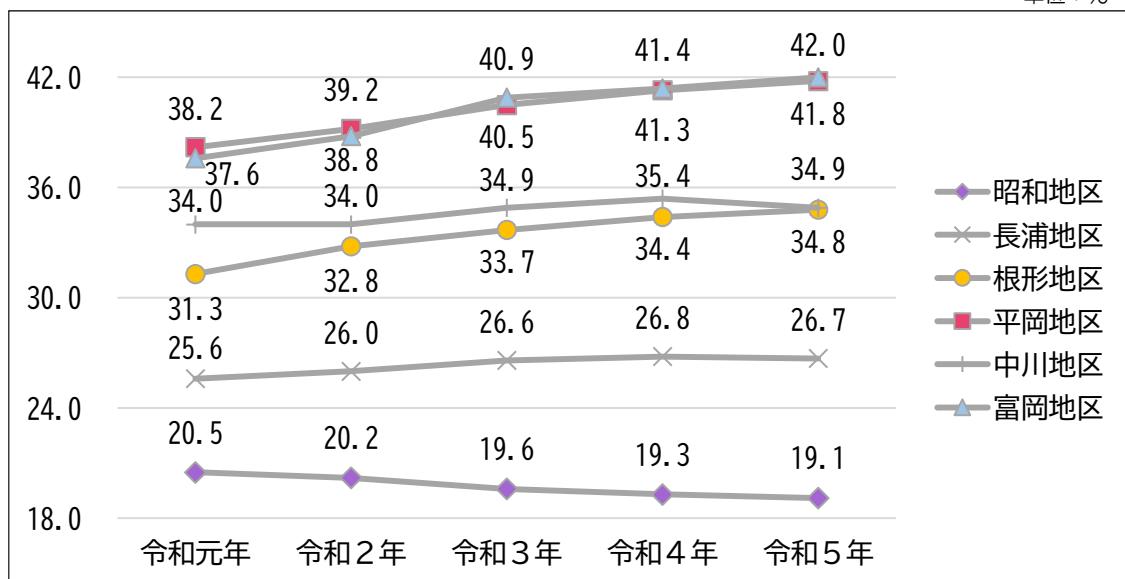
単位：人

地区	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川地区	富岡地区	全体
総人口	21,782	27,806	5,769	5,398	3,827	1,344	65,926
年少人口	3,901	3,688	557	374	405	90	9,015
生産年齢人口	13,716	16,689	3,206	2,766	2,088	690	39,155
高齢者人口	4,165	7,429	2,006	2,258	1,334	564	17,756
前期高齢者人口	1,964	3,710	1,106	1,006	605	316	8,707
後期高齢者人口	2,201	3,719	900	1,252	729	248	9,049
高齢化率	19.1%	26.7%	34.8%	41.8%	34.9%	42.0%	26.9%

資料：住民基本台帳人口（外国人口を含む。）（令和5年10月1日現在）

■地区別の高齢化率の推移■

単位：%



資料：住民基本台帳人口（外国人口を含む。）（各年10月1日現在）

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

地区別に要支援・要介護認定者数をみると、65歳以上人口の多い長浦地区は要支援・要介護認定者数が969人となっています。65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合が最も高いのは中川地区で、19.3%となっています。

■地区別にみた要支援・要介護認定者数■

単位：人

	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川地区	富岡地区	計
要支援1	82	154	35	49	32	7	359
要支援2	68	119	32	38	38	10	305
小計	150	273	67	87	70	17	664
要介護1	147	225	72	87	58	25	614
要介護2	106	131	56	48	37	10	388
要介護3	81	119	41	61	29	13	344
要介護4	93	135	40	45	43	13	369
要介護5	45	86	23	40	20	6	220
小計	472	696	232	281	187	67	1,935
合計	622	969	299	368	257	84	2,599
65歳以上人口	4,165	7,429	2,006	2,258	1,334	564	17,756
割合	14.9%	13.0%	14.9%	16.3%	19.3%	14.9%	14.6%

資料：袖ヶ浦市介護保険課（令和5年10月1日現在）

(注)「割合」は65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者数の割合を示す。

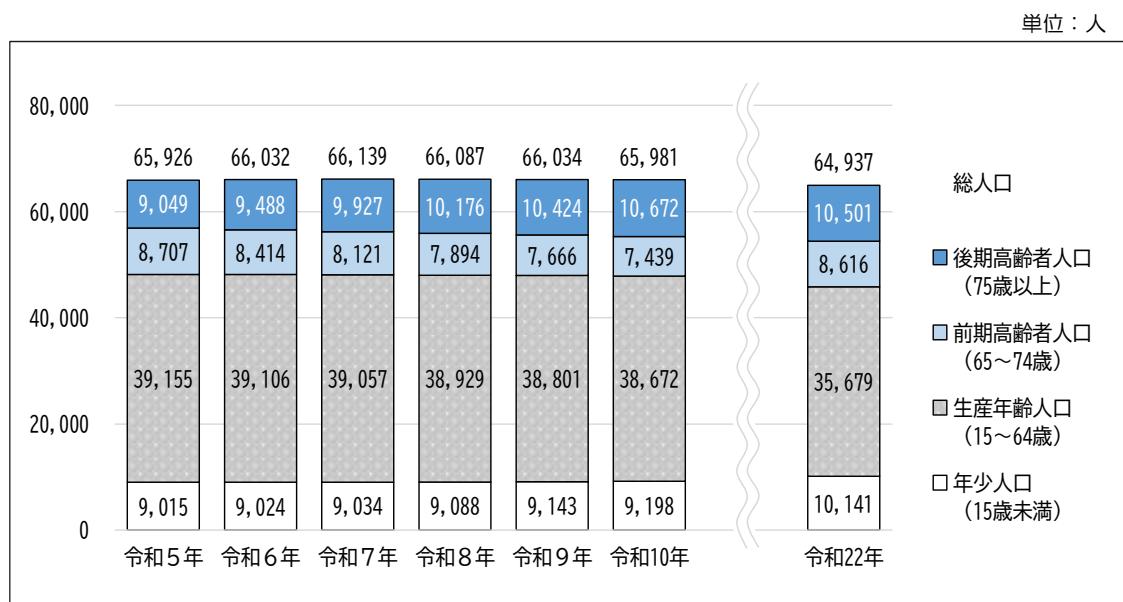
(注) 市外居住者（住所地特例者）を除く。

(3) 高齢者人口の推計

袖ヶ浦市基本構想を参考に令和5（2023）年10月1日の人口等により算出した人口推計によると、本市の総人口は令和7（2025）年までは微増で推移し、令和8（2026）年以降減少に転じることが見込まれています。前期高齢者人口は減少傾向が続くものの、後期高齢者人口は増加し続け、令和8（2026）年には1万人に達することが見込まれています。

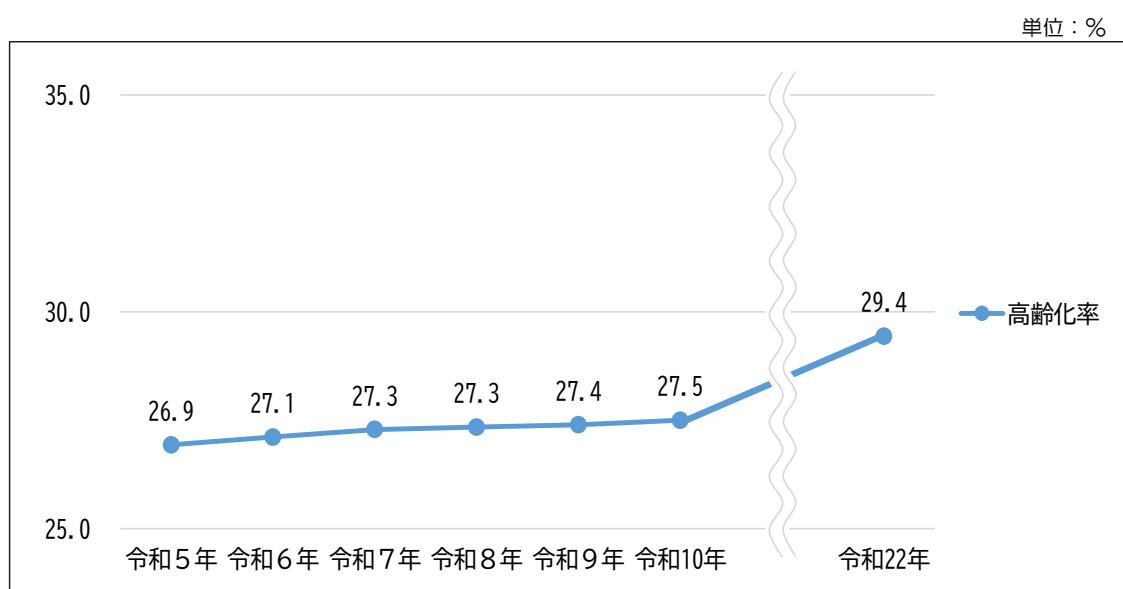
団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢者人口は19,117人、高齢化率は29.4%まで上昇することが見込まれています。

■袖ヶ浦市の推計人口■



資料：袖ヶ浦市基本構想における将来人口推計を参考に令和5年10月1日の人口等により算出した人口推計

■袖ヶ浦市の高齢化率の推計■



資料：袖ヶ浦市基本構想における将来人口推計を参考に令和5年10月1日の人口等により算出した人口推計

2 世帯構成の推移

国勢調査によると、本市の一般世帯数は増加傾向で推移しています。また、高齢者のいる世帯数も増加傾向にあり、高齢者単身世帯は平成17（2005）年から令和2（2020）年までの15年間で約2.7倍、高齢夫婦世帯は約2.3倍となっています。令和2（2020）年においては、一般世帯のうち42.2%が高齢者のいる世帯となっています。また、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の比率も上昇しており、それぞれ令和2（2020）年には9.0%、12.9%となっています。

全国及び千葉県の平均と比較すると、高齢者のいる世帯の比率は上回っているものの、高齢者単身世帯の割合はそれぞれ3.1ポイント、1.8ポイント下回っています。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数■

単位：世帯

	袖ヶ浦市				千葉県	全国 (千世帯)
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
一般世帯（A）	19,732	21,335	22,545	25,321	2,767,661	55,705
高齢者のいる世帯（B）	6,362	7,880	9,496	10,673	1,090,448	22,655
比率（B/A）	32.2%	36.9%	42.1%	42.2%	39.4%	40.7%
高齢者単身世帯（C）	838	1,165	1,769	2,273	299,889	6,717
比率（C/A）	4.2%	5.5%	7.8%	9.0%	10.8%	12.1%
高齢夫婦世帯（D）	1,394	2,020	2,745	3,262	335,025	6,534
比率（D/A）	7.1%	9.5%	12.2%	12.9%	12.1%	11.7%
親族等と同居世帯（E）	4,130	4,695	4,982	5,138	455,534	9,404
比率（E/A）	20.9%	22.0%	22.1%	20.3%	16.5%	16.9%

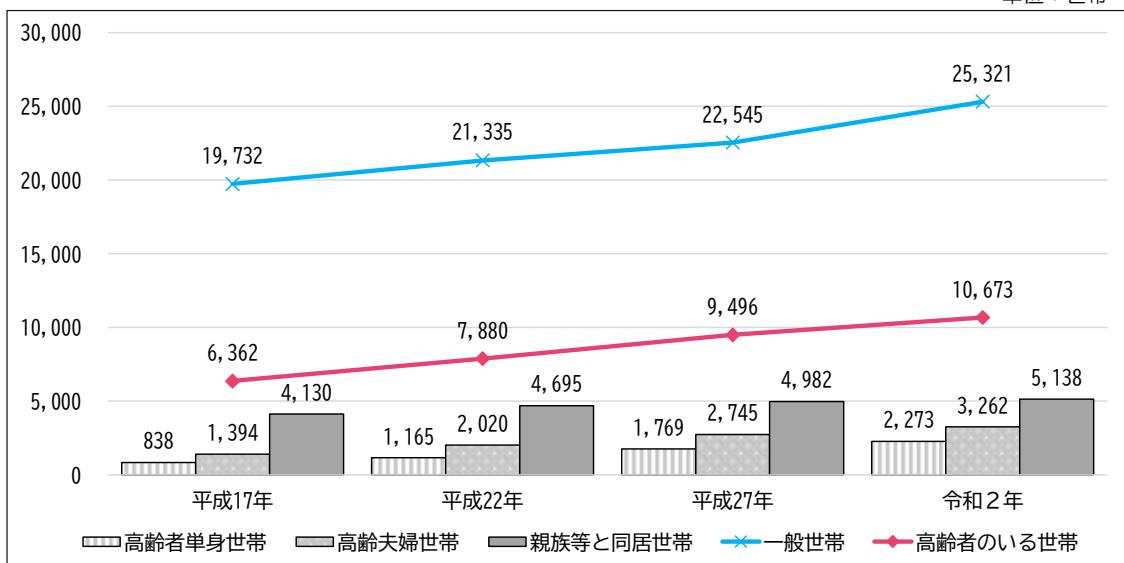
資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

（注）「一般世帯（A）」には施設の入所者や病院等の入院者等は含まれない。

（注）「高齢夫婦世帯（D）」とは、夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯をいう。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

3 高齢者の就労状況の推移

国勢調査によると、本市の高齢者人口は増加の一途にあり、平成17（2005）年の9,620人から令和2（2020）年には17,057人と、約1.8倍となっています。

高齢者の就労状況についてみると、「主に仕事」は平成17（2005）年の1,485人から令和2（2020）年には3,149人と約2.1倍となっており、高齢者人口の伸び率と比較すると若干高い伸び率を示しています。また、「家事のほか仕事」は平成17（2005）年が473人となっているのに対し、令和2（2020）年には1,144人と約2.4倍となっています。

なお、仕事をした人（「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」の合計）の高齢者人口に対する割合は、平成17（2005）年から平成22（2010）年までは20%程度で推移していましたが、平成27（2015）年は23.2%、令和2（2020）年には25.2%となっており、高齢になっても何らかの仕事をしている人が増加していることがわかります。

■高齢者の就労状況■

単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者人口	9,620	12,157	15,143	17,057
労働力人口	2,132	2,786	3,756	4,654
就業者	2,022	2,566	3,642	4,516
主に仕事 ^{※1}	1,485	1,881	2,653	3,149
家事のほか仕事	473	586	858	1,144
通学のかたわら仕事	1	-	-	2
休業者 ^{※2}	63	99	131	221
完全失業者 ^{※2}	110	220	114	138
非労働力人口	7,423	9,120	11,102	11,299

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

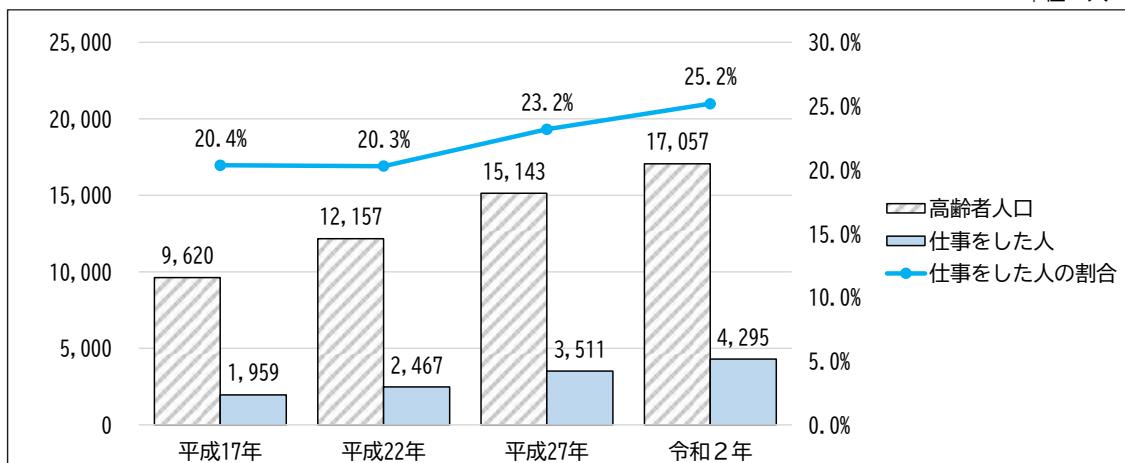
※1 「主に仕事」とは、「主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合」をいう。

※2 「休業者」とは、「仕事を休んでいた者」をいう。「完全失業者」とは、「仕事を探していた者」をいう。

（注）不詳は掲載していないため労働力人口と非労働力人口の和は高齢者人口に一致しない。

■高齢者の就労状況の推移■

単位：人



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

4 平均寿命と健康寿命の変化

本市の65歳における平均寿命・健康寿命を、千葉県が公表している65歳時点における平均余命、平均自立期間、平均要介護期間を用いて算出しました。令和元（2019）年の平均寿命は、男性84.68歳、女性88.64歳となっています。また、要介護度2に満たない状態を健康な期間とみなす健康寿命は、男性83.19歳、女性85.73歳となっています。

上記に示す平均寿命と健康寿命の差を「不健康な状態が続く期間（平均要介護期間）」とすると、平成25（2013）年と比べて男性では0.10年の長期化がみられるのに対し、女性では0.15年の短縮がみられています。

■袖ヶ浦市の平均余命（65歳時点）と平均自立期間（65歳時点）の変化■

単位：年

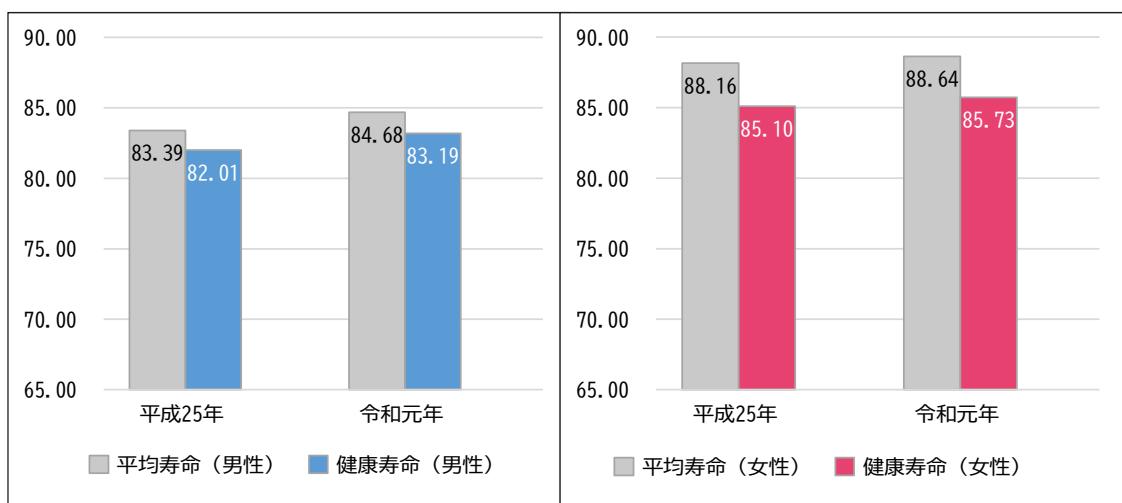
	男性			女性		
	平成25年	令和元年	差	平成25年	令和元年	差
平均余命	18.39	19.68	1.29	23.16	23.64	0.48
(平均寿命)	83.39	84.68	1.29	88.16	88.64	0.48
平均自立期間	17.01	18.19	1.18	20.10	20.73	0.63
(健康寿命)	82.01	83.19	1.18	85.10	85.73	0.63
平均要介護期間	1.38	1.48	0.10	3.06	2.91	▲0.15

資料：千葉県Webサイト「<健康情報ナビ>健康寿命ほか、健康施策の推進をサポートする各種統計情報」

（千葉県健康福祉部健康づくり支援課健康しば推進班）

■袖ヶ浦市の平均寿命と健康寿命の変化■

単位：年



資料：千葉県Webサイト「<健康情報ナビ>健康寿命ほか、健康施策の推進をサポートする各種統計情報」

（千葉県健康福祉部健康づくり支援課健康しば推進班）

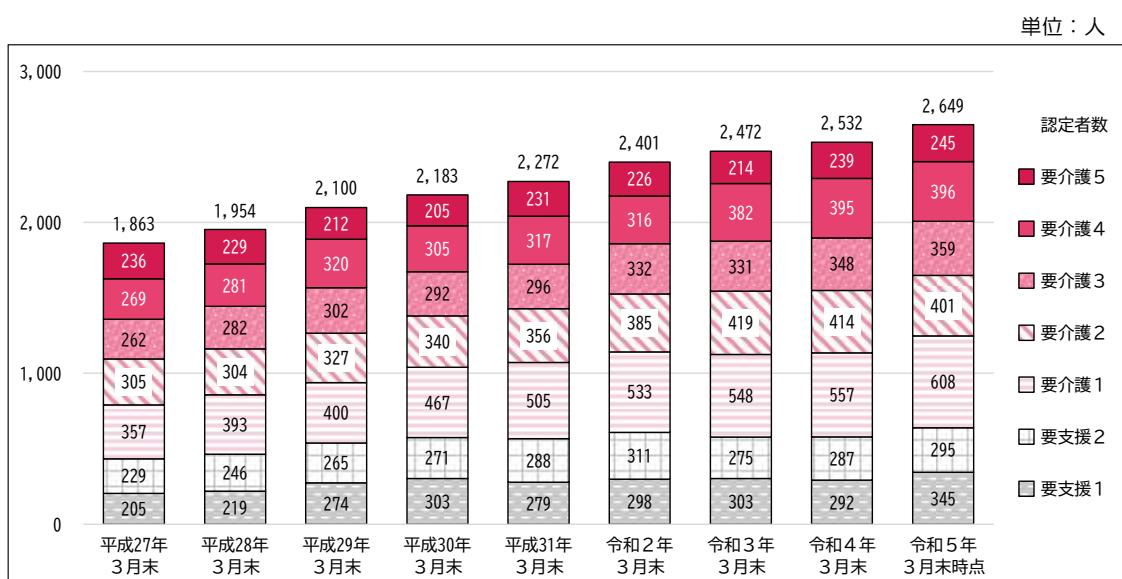
第2節 介護保険給付等の状況

1 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

本市における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は増加傾向が続いている。今後も高齢者人口の増加が続くことが見込まれ、認定者数もさらに増加していくと見込まれます。

認定率¹は、全国、千葉県の値よりも低い割合で推移していますが、上昇傾向が続いており、令和5（2023）年3月末時点では、前年度に比べ0.7ポイント増の15.0%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成26年度～令和3年度）、

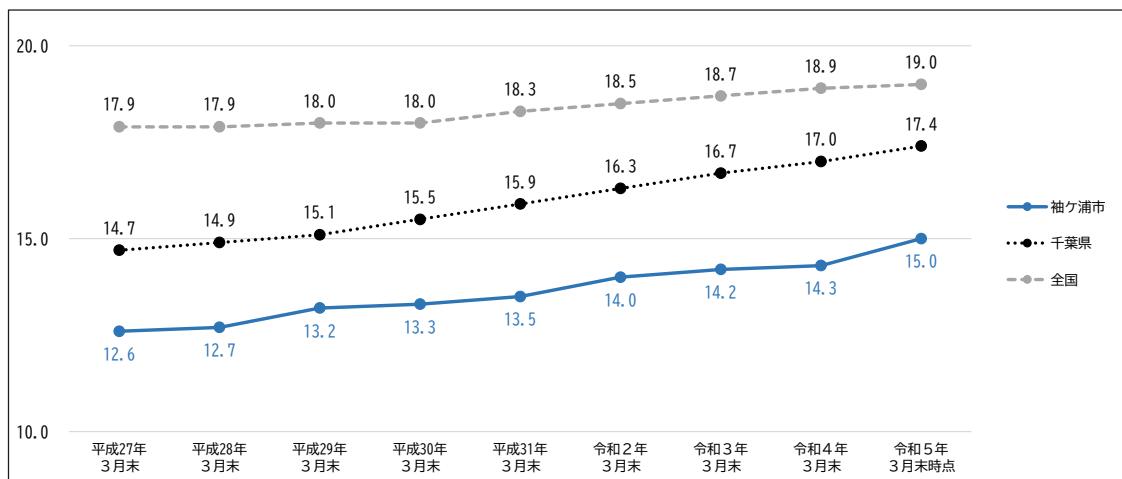
厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和4年度）

¹ 第1号被保険者に対する第1号被保険者の要支援・要介護認定者の割合をいう。

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■認定率の推移■

単位：%



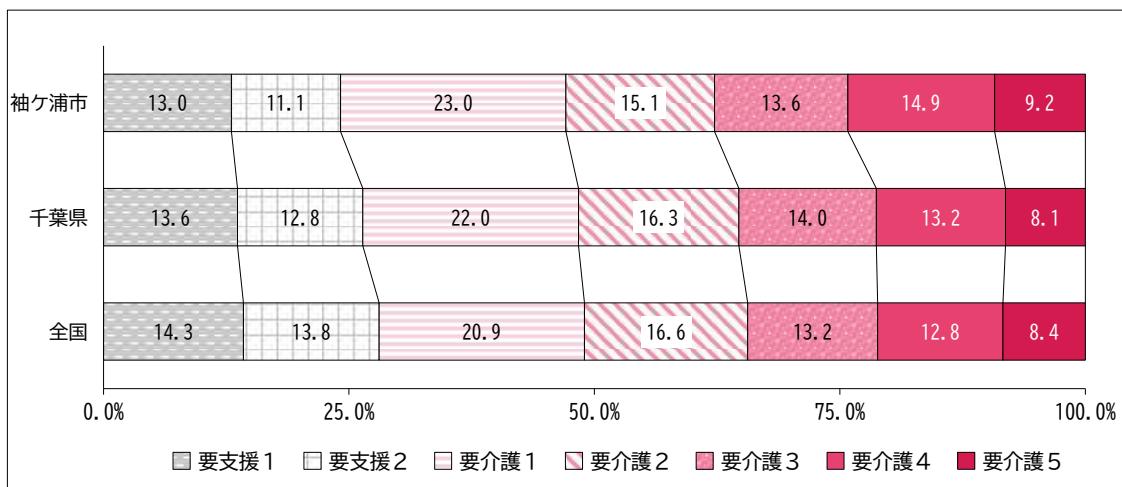
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成26年度～令和3年度）、

厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和4年度）

令和5（2023）年3月末時点の要支援・要介護度別の構成割合をみると、本市は全国、千葉県と比べて要介護1、要介護4・5の割合が高くなっています。

■要支援・要介護度別構成割合の比較■

単位：%



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和4年度）

（注）端数処理のため、構成割合の和は必ずしも100.0%にならない。

2 介護保険給付等の推移

(1) 介護保険サービス利用者（受給者）数と受給者の割合の状況

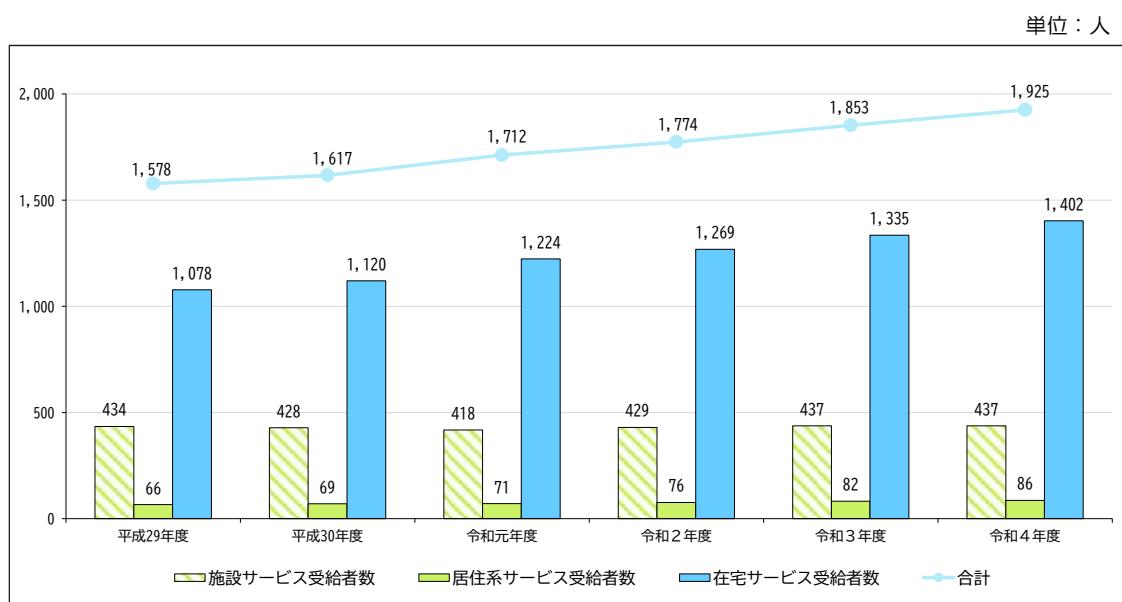
要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用する受給者数の平均についてみると、居住系サービス受給者及び在宅サービス受給者は増加傾向がうかがえます。要支援・要介護認定者数の伸びは平成29（2017）年3月末から令和4（2022）年3月末までみると、430人程度となっているのに対し、介護保険サービス受給者数（平均）の増加は350人程度にとどまっています。

介護保険サービス利用者（受給者）について割合でみると、在宅サービス受給者が約7割、施設サービス受給者が2割強となっており、近年は居住系サービス受給者の割合がわずかに上昇していることがうかがえます。

■（参考）介護保険サービスの種類■

種別	含まれるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

■介護保険サービス受給者数（平均）の推移■



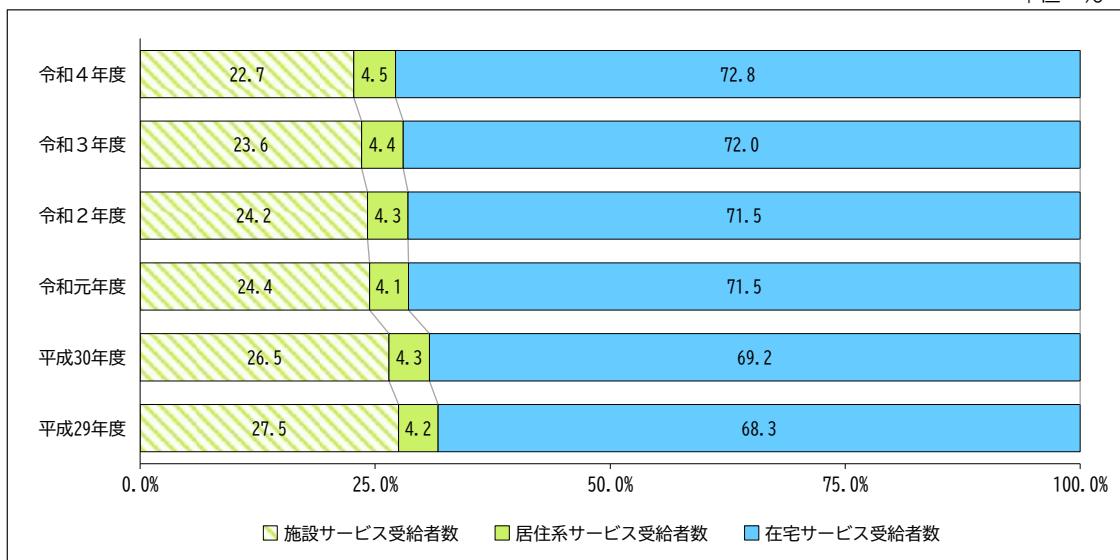
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12か月の平均値）。

（注）端数処理のため、施設サービス受給者数、居住系サービス受給者数、在宅サービス受給者数の和が合計と一致しない場合がある。

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■介護保険サービス利用者（受給者）割合の推移■

単位：%

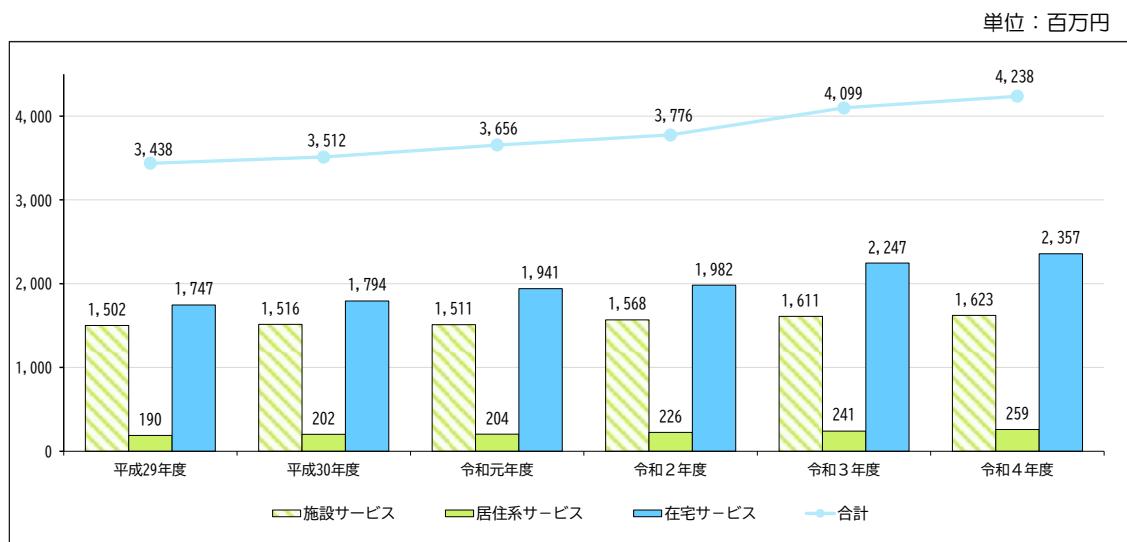


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12か月の平均値）。

(2) 介護費用額と受給者1人当たり給付費の状況

本市の介護費用額をみると、施設サービス、居住系サービス、在宅サービスいずれのサービスも増加傾向にあり、その合計は令和4(2022)年度において42億3,800万円であり、平成29(2017)年度と比較すると8億円の増となっています。

■介護費用額の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成29年度～令和3年度）

厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（令和4年度）

（注）端数処理により、施設サービス費用額、居住系サービス費用額、在宅サービス費用額の和が合計と一致しない場合がある。

居住系及び在宅サービスの受給者1人当たり給付月額を要介護度別にみると、千葉県及び全国と比較した場合、要介護1・3・4では上回っており、給付月額の合計についても同様に千葉県、全国の値を上回っています。その他については、同水準又は下回る結果となっています。

■居住系及び在宅サービスの受給者1人当たり給付月額（要介護度別）の比較■

単位：円

	受給者1人当たり給付月額			比較	
	袖ヶ浦市	千葉県	全国	対千葉県	対全国
要支援1	1,206	1,438	1,803	▲232	▲597
要支援2	2,296	2,727	3,584	▲431	▲1,288
要介護1	26,876	25,890	26,727	986	149
要介護2	27,683	28,665	29,819	▲982	▲2,136
要介護3	28,793	28,752	27,381	41	1,412
要介護4	27,871	25,086	23,702	2,785	4,169
要介護5	17,497	17,716	17,056	▲219	441
合計	132,222	130,274	130,072	1,948	2,150

資料：地域包括ケア「見える化システム」（令和4年）

第3節 第8期計画期間における取組と今後の課題

第8期計画では、基本理念である「ふれあいとささえあいともに安心して暮らせるまちづくり」を達成するため、以下の基本目標を掲げ、各種事業を推進してきました。

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

(1) 介護予防・重度化防止の推進

- 要介護状態にならないよう、袖ヶ浦いきいき百歳体操やおらが出張講座、認知症予防等に関する講座を開催し、介護予防の取組を推進しました。
- 介護予防・生活支援サービス事業では、訪問型サービスAや短期集中予防サービスC、訪問型サービスB・D、通所型サービスBの実施により、それぞれの方にあった生活支援を行い、重度化予防を図りました。

■介護予防・生活支援サービス事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
住民主体の支援活動団体数	計画	6団体	6団体	7団体
	実績	8団体	10団体	10団体

■介護予防普及啓発事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
おらが出張講座実施回数	計画	61回	61回	61回
	実績	61回	71回	61回

■袖ヶ浦いきいき百歳体操■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
参加者数	計画	1,467人	1,553人	1,639人
	実績	1,130人	1,099人	1,200人

■地域介護予防活動支援事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
はつらつシニアサポートー数	計画	147人	158人	169人
	実績	133人	139人	150人

■今後の課題■

高齢者の自立支援や介護度の重度化防止に向けて、介護予防の取組が一層重要となります。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域での介護予防に関する取組は自粛を余儀なくされました。今後は感染症対策を講じながら、高齢者のQOL向上、健康寿命の延伸のためにも、さらなる介護予防の活動・参加の促進に向けた取組が必要となります。

(2) 健康づくりの推進

- 各種検（健）診や健康相談等の実施により、生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取組を推進しました。
- 健康づくり支援センターにおける各種運動教室の開催や総合型地域スポーツクラブにおけるスポーツ・レクリエーション活動を通じ、運動の習慣化や健康の保持・増進に努めました。

■健康づくり推進事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
日常生活の中で意識的に運動をしている人の割合	計画	61.0%	66.0%	70.0%
	実績	42.6%	42.2%	54.7%

■健康づくり支援センター管理事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
教室受講者数	計画	19,000人	19,500人	20,000人
	実績	1,302人	8,630人	18,500人

■がん検診事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
がん検診受診者数	計画	20,030人	20,230人	20,430人
	実績	17,841人	17,117人	18,000人

■後期高齢者健康診査等の実施■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
後期高齢者健康診査受診率	計画	57.0%	57.1%	57.2%
	実績	54.5%	55.4%	58.7%

■人間ドック検診料の助成■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
国保短期人間ドック受診者数	計画	710人	715人	720人
	実績	653人	665人	700人
後期短期人間ドック受診者数	計画	175人	180人	185人
	実績	159人	165人	170人

■特定健康診査及び特定保健指導の実施■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
特定健康診査の受診率	計画	57.0%	58.0%	60.0%
	実績	50.2%	48.4%	52.0%
特定保健指導の実施率	計画	56.0%	58.0%	60.0%
	実績	65.7%	56.2%	60.0%

■総合型地域スポーツクラブ活性化事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
5クラブ総会員数	計画	1,418人	1,467人	1,540人
	実績	922人	870人	895人

■今後の課題■

健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の発症予防や重症化予防、フレイル予防が重要となります。また、普段からの運動習慣や健康づくりに対する意識の向上も欠かせません。今後も疾病の早期発見、早期対応や運動に触れる機会づくりなどを促進していく必要があります。

基本目標2：住み慣れた地域での生活支援

(1) 相談支援体制の充実

- 地域包括支援センターでは、関係機関と連携した相談支援体制の充実や専門的な研修の受講等により職員の資質向上を図ったほか、長浦地区と平川地区に地域包括支援センターを開設し、体制の強化を図りました。
- 生活困窮者や認知症の人、またその家族への相談支援をはじめ、高齢者の終活相談支援など、多様な相談について、多職種と連携を図りながら対応しました。

■地域包括支援センターの体制強化■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
支援センター数	計画	1か所	2か所	3か所
	実績	1か所	1か所	3か所

■介護相談員派遣等事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問件数（施設）	計画	420件	420件	420件
	実績	0件	62件	172件
訪問件数（在宅）	計画	480件	480件	480件
	実績	486件	336件	340件

■生活困窮者自立支援事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談実人数	計画	35人	40人	45人
	実績	56人	171人	500人
延相談件数	計画	120件	130件	140件
	実績	807件	2,711件	2,000件

■今後の課題■

高齢者人口の増加や高齢者が抱える問題・課題の複雑化が進んでおり、相談内容も多様化しているため、今後も多職種や関係機関と連携を図りながら相談支援を行うことが重要です。

また、高齢者人口の増加とともに需要が高まる相談支援において重要な役割を担う地域包括支援センターのさらなる体制強化が求められています。

(2) 生活支援サービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができる環境を整備するため、木造住宅耐震化促進事業や一人暮らし高齢者宅防火診断等を通して、安心して暮らせる住まいづくりを推進しました。
- 高齢者移動支援事業や移送サービス事業等の在宅での日常生活を支えるサービスの充実を図りました。

■世代間支え合い家族支援事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数	計画	13人	13人	13人
	実績	12人	15人	13人

■紙おむつ等支給事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数	計画	670人	690人	710人
	実績	698人	753人	800人

■高齢者移動支援事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者移動支援タクシー利用率	計画	60.0%	60.0%	60.0%
	実績	69.0%	72.2%	72.0%
地域支え合い活動支援事業 各団体の平均外出支援者数	計画	15.5人	15.5人	15.5人
	実績	14.7人	15.2人	15.5人

■生活困窮者自立支援事業【再掲】■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談実人数	計画	35人	40人	45人
	実績	56人	171人	500人
延相談件数	計画	120件	130件	140件
	実績	807件	2,711件	2,000件

■移送サービス事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用登録者数	計画	67人	67人	68人
	実績	59人	59人	50人

■木造住宅耐震化促進事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
耐震改修工事実施件数	計画	15件	15件	15件
	実績	13件	9件	9件

■一人暮らし高齢者宅防火診断■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者宅防火診断実施戸数	計画	90戸	90戸	90戸
	実績	42戸	77戸	90戸

■今後の課題■

今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、高齢者が住み慣れた自宅・地域で安心して暮らすことができる環境の整備に、引き続き取り組む必要があります。

また、運転免許証の返納後や車いすでの移動に対応するための移動・移送サービスなど、高齢者の安心で豊かな生活を支えるための様々な取組を継続していく必要があります。

(3) 介護保険サービスの充実

- 認知症対応型共同生活介護と地域密着型介護老人福祉施設をそれぞれ1施設整備しました。
- 介護給付について、介護保険制度の趣旨に基づいてサービス提供の必要性について検証を行ったほか、介護支援専門員の資質向上を図ることで、介護給付等に要する費用の適正化を推進しました。

■介護保険サービス事業所整備事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症対応型共同生活介護	計画	3か所	3か所	4か所
	実績	3か所	3か所	4か所
地域密着型介護老人福祉施設	計画	3か所	3か所	4か所
	実績	3か所	3か所	4か所

■介護相談員派遣等事業【再掲】■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問件数（施設）	計画	420件	420件	420件
	実績	0件	62件	172件
訪問件数（在宅）	計画	480件	480件	480件
	実績	486件	336件	340件

■今後の課題■

高齢者人口の増加に伴い要介護者の増加が見込まれ、介護保険サービス利用者がさらに増加することが想定されます。今後も介護ニーズの見込み等を適切に捉えた上で、事業者の確保等の基盤整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

① 在宅介護（予防）サービスの実績

在宅介護（予防）サービスの実績は次に示すとおりです。

○ 訪問介護

■第8期計画期間における実績■

項目	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
訪問介護	要介護 1～5	計画値	4,020	4,248	4,344	
			実績値	3,561	3,705	3,828
			比較	▲ 459	▲ 543	▲ 516
	延回数 (回)	計画値	80,765	85,350	86,545	
			実績値	83,570	88,085	89,140
			比較	2,805	2,735	2,595

○ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

■第8期計画期間における実績■

項目	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
訪問入浴介護	要介護 1～5	計画値	456	480	516	
			実績値	467	451	504
			比較	11	▲ 29	▲ 12
	延回数 (回)	計画値	2,551	2,737	2,962	
			実績値	2,565	2,490	2,928
			比較	14	▲ 247	▲ 34
	要支援 1・2	延人数 (人)	計画値	48	48	48
			実績値	8	13	12
			比較	▲ 40	▲ 35	▲ 36
	延回数 (回)	計画値	144	144	144	
			実績値	34	53	69
			比較	▲ 110	▲ 91	▲ 75

○ 訪問看護・介護予防訪問看護

■第8期計画期間における実績■

項目	計画値/実績値	第8期計画実績		
		R3	R4	R5（見込み）
訪問看護	延人数 (人)	計画値	984	1,032
		実績値	1,066	1,228
		比較	82	196
	延回数 (回)	計画値	8,341	8,786
		実績値	9,270	10,754
		比較	929	1,968
介護予防訪問看護	延人数 (人)	計画値	156	156
		実績値	103	72
		比較	▲ 53	▲ 84
	延回数 (回)	計画値	934	941
		実績値	605	363
		比較	▲ 329	▲ 578

○ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■第8期計画期間における実績■

項目	計画値/実績値	第8期計画実績		
		R3	R4	R5（見込み）
訪問リハビリテーション	延人数 (人)	計画値	252	264
		実績値	260	219
		比較	8	▲ 45
	延回数 (回)	計画値	3,697	3,882
		実績値	3,092	2,464
		比較	▲ 605	▲ 1,418
介護予防訪問リハビリテーション	延人数 (人)	計画値	96	120
		実績値	30	54
		比較	▲ 66	▲ 66
	延回数 (回)	計画値	432	497
		実績値	229	499
		比較	▲ 203	2

○ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
居宅療養管理指導	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	2,496	2,616	2,652
			実績値	2,424	2,752	3,048
			比較	▲ 72	136	396
介護予防居宅療養 管理指導	要支援 1・2	延人数 (人)	計画値	180	192	192
			実績値	127	133	132
			比較	▲ 53	▲ 59	▲ 60

○ 通所介護

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
通所介護	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	3,804	3,972	4,044
			実績値	3,781	3,887	3,960
			比較	▲ 23	▲ 85	▲ 84
	延回数 (回)		計画値	37,004	38,750	39,216
			実績値	35,385	35,415	35,436
			比較	▲ 1,619	▲ 3,335	▲ 3,780

○ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
通所リハビリテーション	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	2,472	2,604	2,628
			実績値	2,361	2,446	2,604
			比較	▲ 111	▲ 158	▲ 24
	延回数 (回)		計画値	19,910	21,169	21,371
			実績値	19,035	18,854	20,245
			比較	▲ 875	▲ 2,315	▲ 1,126
介護予防通所リハビリ テーション	要支援 1・2	延人数 (人)	計画値	900	960	1,008
			実績値	783	718	744
			比較	▲ 117	▲ 242	▲ 264

○ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

■第8期計画期間における実績■

項目	計画値/実績値	第8期計画実績		
		R3	R4	R5（見込み）
短期入所生活介護	要介護 1～5 延人数 (人)	計画値	3,000	3,264
		実績値	2,753	2,824
		比較	▲ 247	▲ 440
	延日数 (日)	計画値	52,444	57,149
		実績値	53,488	54,846
		比較	1,044	▲ 2,303
介護予防短期入所 生活介護	要支援 1・2 延人数 (人)	計画値	84	96
		実績値	68	39
		比較	▲ 16	▲ 57
	延日数 (日)	計画値	247	283
		実績値	262	156
		比較	15	▲ 127

○ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

■第8期計画期間における実績■

項目	計画値/実績値	第8期計画実績		
		R3	R4	R5（見込み）
短期入所療養介護	要介護 1～5 延人数 (人)	計画値	204	204
		実績値	157	154
		比較	▲ 47	▲ 50
	延日数 (日)	計画値	1,655	1,655
		実績値	1,527	1,569
		比較	▲ 128	▲ 86
介護予防短期入所 療養介護	要支援 1・2 延人数 (人)	計画値	0	0
		実績値	0	2
		比較	0	2
	延日数 (日)	計画値	0	0
		実績値	0	8
		比較	0	8

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

○ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
特定施設入居者 生活介護	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	492	504	516
			実績値	497	560	516
			比較	5	56	0
介護予防特定施設 入居者生活介護	要支援 1・2	延人数 (人)	計画値	72	72	72
			実績値	60	48	48
			比較	▲ 12	▲ 24	▲ 24

○ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
福祉用具貸与	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	8,364	9,060	9,312
			実績値	8,337	9,029	9,624
			比較	▲ 27	▲ 31	312
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	延人数 (人)	計画値	1,752	1,896	1,968
			実績値	1,510	1,661	1,788
			比較	▲ 242	▲ 235	▲ 180

○ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
特定福祉用具購入費	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	144	144	144
			実績値	117	147	180
			比較	▲ 27	3	36
特定介護予防福祉用具 購入費	要支援 1・2	延人数 (人)	計画値	60	72	72
			実績値	23	38	36
			比較	▲ 37	▲ 34	▲ 36

○ 住宅改修・介護予防住宅改修

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
住宅改修	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	180	192	204
			実績値	116	146	180
			比較	▲ 64	▲ 46	▲ 24
介護予防住宅改修	要支援 1・2	延人数 (人)	計画値	84	84	84
			実績値	57	54	60
			比較	▲ 27	▲ 30	▲ 24

○ 居宅介護支援・介護予防支援

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
居宅介護支援	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	14,088	15,168	15,588
			実績値	13,476	14,119	14,304
			比較	▲ 612	▲ 1,049	▲ 1,284
介護予防支援	要支援 1・2	延人数 (人)	計画値	2,484	2,700	2,844
			実績値	2,087	2,163	2,232
			比較	▲ 397	▲ 537	▲ 612

② 介護施設サービスの実績

介護施設サービスの実績は次に示すとおりです。

■第8期計画期間における実績■

項目	要介護 3～5	延人数 (人)	計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5(見込み)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護 3～5	延人数 (人)	計画値	2,184	2,220	2,256
			実績値	2,320	2,420	2,472
			比較	136	200	216
介護老人保健施設	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	1,908	1,932	1,956
			実績値	1,913	1,887	2,016
			比較	5	▲ 45	60
介護療養型医療施設	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	24	24	24
			実績値	29	17	12
			比較	5	▲ 7	▲ 12
介護医療院	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	12	12	12
			実績値	12	10	0
			比較	0	▲ 2	▲ 12

③ 地域密着型サービスの実績

地域密着型サービスの実績は次に示すとおりです。

■第8期計画期間における実績■

項目	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5(見込み)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	360	480	600
			実績値	82	119	96
			比較	▲ 278	▲ 361	▲ 504
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	108	108	108
			実績値	40	47	48
			比較	▲ 68	▲ 61	▲ 60
介護予防認知症対応型 通所介護	要支援 1・2	延人数 (人)	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			比較	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	216	216	216
			実績値	115	151	180
			比較	▲ 101	▲ 65	▲ 36
介護予防小規模多機能 型居宅介護	要支援 1・2	延人数 (人)	計画値	48	48	48
			実績値	14	23	36
			比較	▲ 34	▲ 25	▲ 12
認知症対応型 共同生活介護	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	420	456	708
			実績値	419	418	432
			比較	▲ 1	▲ 38	▲ 276
介護予防認知症対応型 共同生活介護	要支援 2	延人数 (人)	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			比較	0	0	0

項目	計画値/実績値	第8期計画実績				
		R3	R4	R5(見込み)		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護3～5	延人数(人)	計画値 実績値 比較	1,008 967 ▲ 41	1,008 912 ▲ 96	1,356 960 ▲ 396
	看護小規模多機能型居宅介護	延人数(人)	計画値 実績値 比較	312 261 ▲ 51	348 324 ▲ 24	348 336 ▲ 12
			計画値 実績値 比較	3,072 2,768 ▲ 304	3,192 2,850 ▲ 342	3,240 3,000 ▲ 240

④ 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備実績

介護施設サービス・地域密着型サービスの整備実績は次に示すとおりです。

1. 介護施設サービス

第8期計画において介護施設サービスの整備計画はありませんでした。

■第8期計画期間における実績■

項目	令和2年度末現在	計画値/実績値	第8期計画実績		
			R3	R4	R5(見込み)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4施設 定員 295人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
介護老人保健施設	2施設 定員 190人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
介護療養型医療施設	0施設	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
介護医療院	0施設	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—

2. 地域密着型サービス

第8期計画期間においては、令和5（2023）年度中に認知症対応型共同生活介護（1施設・定員18人）と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（1施設・定員29人）の整備を予定し、計画どおりに整備が完了しました。

■第8期計画期間における実績■

項目	令和2年度末現在	計画値/実績値	第8期計画実績		
			R3	R4	R5（見込み）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1事業所 定員3人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1施設 定員18人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	1施設 定員29人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3施設 定員36人	計画値	—	—	1施設 定員18人
		実績値	—	—	1施設 定員18人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3施設 定員87人	計画値	—	—	1施設 定員29人
		実績値	—	—	1施設 定員29人

(4) 在宅医療・介護の連携

- 在宅医療・介護連携推進協議会や多職種協働研修により、医療・介護の関係者間での情報交換や意見交換を行い、連携・協働するための関係づくりに努めました。

■今後の課題■

最期まで住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けたいというニーズは年々高まっていきます。在宅での生活を続けるためには在宅医療と介護の密な連携が重要となっており、地域住民に対する啓発活動や相談対応を継続し、医療や介護の連携における体制づくりを推進していく必要があります。

(5) 安心して暮らせるまちづくり

- 地域社会全体で高齢者を見守る体制づくりの一貫として、見守りシールの配布や協力事業者と連携した見守りネットワーク事業等を通して、高齢者への「さりげない見守り」を実施しました。
- 災害時要援護者登録台帳の作成・活用による災害時要援護者の支援に努めたほか、介護施設等の防災活動に対する支援を行うことで、高齢者が安心して生活を送ることができるまちづくりを推進しました。

■救急医療情報キット配布事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
配布者数	計画	1,020人	1,070人	1,120人
	実績	1,098人	1,138人	1,178人

■高齢者見守りネットワーク事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
協力事業者の関係団体数	計画	66団体	67団体	68団体
	実績	69団体	69団体	69団体

■災害時要援護者の支援■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
福祉避難所運営訓練	計画	1回	1回	1回
	実績	0回	1回	1回

■地域防犯体制強化事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自主防犯組織の設立数	計画	44団体	44団体	45団体
	実績	42団体	43団体	43団体

■交通安全対策事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
交通安全教室・講習会の実施回数	計画	133回	133回	133回
	実績	82回	110回	110回

■消費生活相談・消費者意識啓発事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
出前講座・消費者教室の開催回数	計画	9回	10回	10回
	実績	4回	3回	6回

■福祉教育の推進■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合	計画	100%	100%	100%
	実績	83.6%	91.7%	91.7%

■今後の課題■

近年、全国的に高齢者が詐欺等の犯罪に巻き込まれる事例が増加しており、その防止のためには地域社会全体で高齢者をあたたかく見守るまちづくりが重要となります。今後も福祉教育や啓発事業等を通じて、高齢者を見守り、助け合うことができるまちづくりを進める必要があります。

(6) 権利擁護施策の推進

- 高齢者虐待を防止するため、地域住民や支援関係者に向けた普及啓発活動を実施しました。
- 判断能力が十分でない状態になっても、尊厳を持ちながら自分らしい生活が続けられるよう、成年後見制度等の権利擁護に関する制度の周知・利用支援など、権利擁護施策の推進に努めました。

■法人後見事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
新規受任件数	計画	3件	3件	3件
	実績	4件	3件	5件

■日常生活自立支援事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
新規利用契約者数	計画	4人	4人	4人
	実績	8人	7人	6人

■消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
出前講座・消費者教室の開催回数	計画	9回	10回	10回
	実績	4回	3回	6回

■今後の課題■

認知症や障がいなどで判断能力に不安のある方でも、住み慣れた地域で可能な限り本人の意思を尊重しながら生活し続けるためには、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護施策の認知度を高め、さらに充実させていく必要があります。

(7) 介護人材の確保・定着支援

- 介護人材の確保に向けて、介護のしごとのやりがいや必要性、重要性を啓発したほか、福祉体験学習を通じて福祉教育を推進しました。
- 市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保・定着・育成と介護保険サービスの安定的な提供を図るため、資格取得等に係る費用の助成を行いました。

■福祉教育の推進【再掲】■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者・障がい者とふれあう 体験的学習をした割合	計画	100%	100%	100%
	実績	83.6%	91.7%	91.7%

■介護人材確保育成支援事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護職員初任者研修受講費用 助成件数	計画	10件	10件	10件
	実績	2件	2件	2件
介護支援専門員資格取得費用 助成件数	計画	3件	3件	3件
	実績	3件	3件	3件

■今後の課題■

介護人材の不足は、介護サービスの供給を制約する要因となることから、喫緊の対応が必要となっています。

これまで国や県と連携して介護職員の処遇改善や介護のしごとの魅力発信等に取り組んできましたが、引き続き、これらの取組を推進し、地域包括ケアシステムを支える人材の確保に取り組んでいく必要があります。

基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり

(1) 支え合い活動の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域住民や専門職等のネットワークづくりとして、個別課題や地域課題等の検討を目的とした地域ケア会議を実施しました。
- ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体が地域の高齢者を支援していく生活支援サービスを提供しました。

■高齢者見守りネットワーク事業【再掲】■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
協力事業者の関係団体数	計画	66団体	67団体	68団体
	実績	69団体	69団体	69団体

■はつらつシニアサポートーの養成、活動支援■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
はつらつシニアサポートー数	計画	147人	158人	169人
	実績	133人	139人	150人

■生活支援体制整備事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
住民主体の支援活動団体数	計画	6団体	6団体	7団体
	実績	8団体	10団体	10団体

■救急・救護体制の整備■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
応急手当啓発講習会参加者数	計画	450人	600人	600人
	実績	424人	904人	1,100人

■今後の課題■

高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活するためには、地域社会全体での見守りや助け合いなどのネットワークづくりが重要です。地域で活動する様々な団体への支援や助け合いのきっかけづくりなど、引き続き、支え合う仕組みづくりを推進していくことが必要です。

(2) 認知症予防・共生に向けた取組

- 認知症初期集中支援チームが認知症の人やその家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図りました。
- 認知症予防教室を開催して、認知症予防に関する知識の普及啓発に努めたほか、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成に努めました。

■認知症サポーターの養成、活動支援■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症サポーター累計数	計画	10,269人	10,769人	11,269人
	実績	9,419人	9,654人	9,934人

■今後の課題■

今後も認知症に関する正しい理解を広げ、地域全体で認知症の人を見守り助けることができるよう、地域住民や民間企業等幅広く認知症サポーターを養成するとともに、その活動を支援していく必要があります。また、認知症の人やその家族に対する相談支援も重要となります。

基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進

(1) 地域でのふれあいづくりの推進

- 地域ふれあいサロンや高齢者学級の開催のほか、保育所児童との交流の機会を提供し、高齢者の生きがいづくりを促進しました。
- 袖ヶ浦いきいき百歳体操を通じ、運動機能の維持・向上、社会性の維持・拡大が図られ、また、居場所づくり・生きがいづくりにもつなげることができました。

■袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
参加者数	計画	1,467人	1,553人	1,639人
	実績	1,130人	1,099人	1,200人

■地域ふれあいサロンの設置■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
参加者数	計画	3,500人	3,500人	3,500人
	実績	881人	1,935人	2,800人

■保育所（園）地域活動事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
交流事業実施保育所数	計画	9か所	9か所	9か所
	実績	2か所	4か所	5か所

■市民活動情報サイトによる情報提供■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
市民活動情報サイトへの登録 団体数	計画	69団体	71団体	73団体
	実績	65団体	61団体	62団体

■高齢者いきがい促進事業（高齢者学級）■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者学級等の延参加人数	計画	1,550人	1,580人	1,610人
	実績	845人	1,086人	1,150人

■今後の課題■

いつまでも社会とつながることや社会の中に自分の居場所があることは、高齢者の生きがいにもつながる重要なことです。高齢になっても、趣味や健康増進、社会貢献、仕事等に意欲的に取り組み、いきいきと活動的に人生を楽しむことができるアクティビティニアと呼ばれる方が増えるよう、引き続き、地域での仲間づくりや生きがいづくりの場の提供に努めていく必要があります。

(2) 社会貢献活動の推進

- 高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保する袖ヶ浦市シルバー人材センターの安定的な運営を支援しました。
- 元気な高齢者が生活支援サービス等の担い手として活動・活躍することができる機会の確保・提供に努めました。

■シルバー人材センター支援事業■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
業務の受託件数	計画	1,485件	1,485件	1,485件
	実績	1,399件	1,315件	1,446件

■市民活動情報サイトによる情報提供【再掲】■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
市民活動情報サイトへの登録 団体数	計画	69団体	71団体	73団体
	実績	65団体	61団体	62団体

■生活支援体制整備事業【再掲】■

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
住民主体の支援活動団体数	計画	6団体	6団体	7団体
	実績	8団体	10団体	10団体

■今後の課題■

就労に対して意欲と能力がある限り、年齢にかかわりなくいきいきと働くことができる「生涯現役社会」の構築に向けて環境を整備する必要があります。シルバー人材センターへの支援のほか、ボランティアや民間企業等への情報提供など、幅広い施策を通して、高齢者が社会貢献活動に参加できるように活動を支援していく必要があります。

第4節 アンケート調査からみた袖ヶ浦市の現状

1 調査の概要

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に向け、高齢者の方などの生活の状況や生活支援サービスの必要性等を把握する基礎資料とするため、各種アンケート調査を行いました。

(1) 調査の実施概要

調査の実施概要は以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

調査種別	対象者	配布数	調査方法	調査期間
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	①市内に居住する一般高齢者（要介護認定を受けていない65歳以上の市民）	1,638 票	郵送法	令和4年 12月
	②市内に居住する一般高齢者（要支援1・2認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者）	557 票		
(2) 介護保険・高齢者福祉に関する調査	③市内に居住する要介護1・2認定者	533 票	郵送法	令和4年 12月
	④市内に居住する要介護3～5認定者	259 票		
	⑤市内に居住する満40～64歳の市民（第2号被保険者）	400 票		
(3) 在宅介護実態調査	⑥要支援・要介護認定の更新・区分変更申請に伴う認定調査を行った、市内の居宅に居住する市民	591 票	郵送法	令和4年 12月
(4) 介護サービス事業者調査	⑦市内で介護サービスを提供する事業所	103 票	郵送法	令和4年 12月
(5) 特別養護老人ホーム入所希望者実態調査	⑧令和4年7月1日時点において、特別養護老人ホームへの入所申込をされている方で、同年11月30日時点において市内に居住されている方	114 票	郵送法	令和4年 12月

(2) アンケートの回収実績

アンケートの回収実績は以下に示すとおりです。

■回収実績■

調査種別	対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	①	1,638 票	1,097 票	67.0%
	②	557 票	401 票	72.0%
	小計	2,195 票	1,498 票	68.2%
(2) 介護保険・高齢者福祉に関する調査	③	533 票	303 票	56.8%
	④	259 票	128 票	49.4%
	⑤	400 票	175 票	43.8%
	小計	1,192 票	606 票	50.8%
(3) 在宅介護実態調査	⑥	591 票	359 票	60.7%
(4) 介護サービス事業者調査	⑦	103 票	50 票	48.5%
(5) 特別養護老人ホーム入所希望者実態調査	⑧	114 票	57 票	50.0%

(3) 回答者の属性

各調査の回答者の属性は以下に示すとおりです。

■回答者の属性（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）■

単位：件

属性	全体	①一般高齢者	②要支援1・2認定者、総合事業対象者		
		認定を受けていない	要支援1認定者	要支援2認定者	総合事業対象者
全体	1,498	1,097	154	132	115
性別	男性	645	531	59	27
	女性	848	561	95	105
	無回答	5	5	0	0
年齢	65～69歳	289	271	7	5
	70～74歳	415	361	15	13
	75～79歳	334	248	22	25
	80～84歳	264	150	64	29
	85歳以上	191	62	46	60
	無回答	5	5	0	0
居住地区	昭和地区	345	266	33	17
	長浦地区	636	452	63	65
	根形地区	181	130	19	18
	平岡地区	190	152	16	12
	中川・富岡地区	141	92	23	20
	無回答	5	5	0	0

■回答者の属性（介護保険・高齢者福祉に関する調査）■

単位：件

属性		③要介護1・2 認定者	④要介護3～5 認定者	属性		⑤満40～64歳
全体		303	128	全体		175
性別	男性	115	54	性別	男性	85
	女性	178	70		女性	87
	答えたくない	1	0		答えたくない	2
	無回答	9	4		無回答	1
年齢	65歳未満	3	2	年齢	40～44歳	26
	65～69歳	10	6		45～49歳	32
	70～74歳	28	16		50～54歳	38
	75～79歳	47	22		55～59歳	32
	80～84歳	63	31		60～64歳	45
	85～89歳	76	25		無回答	2
	90歳以上	70	23			
	無回答	6	3			
居住地区	昭和地区	69	35	居住地区	昭和地区	56
	長浦地区	114	42		長浦地区	73
	根形地区	30	15		根形地区	15
	平岡地区	41	17		平岡地区	17
	中川・富岡地区	33	15		中川・富岡地区	13
	無回答	16	4		無回答	1

■回答者の属性（在宅介護実態調査）■

単位：件

属性		⑥要支援・要介護認定の更新・区分変更申請に伴う認定調査を行った、市内の居宅に居住する市民		
全体		359	全体	359
要介護度	要支援1・2認定者	83	世帯類型	単身世帯
	要介護1・2認定者	169		夫婦のみ世帯
	要介護3～5認定者	107		その他
	無回答	0		無回答

■回答者の属性（特別養護老人ホーム入所希望者実態調査）■

単位：件

属性		⑧令和4年7月1日時点において、特別養護老人ホームへの入所申込をされている方で、同年11月30日時点において市内に居住されている方		
全体		57	全体	57
性別	男性	11	年齢	65歳未満
	女性	22		65～69歳
	無回答	0		70～74歳
居住地区	昭和地区	5		75～79歳
	長浦地区	11		80～84歳
	根形地区	6		85～89歳
	平岡地区	6		90～94歳
	中川・富岡地区	4		95歳以上
	無回答	1		無回答

※回答のあった57名のうち、今後も引き続き特別養護老人ホームへの入所を希望される方33名について集計している。

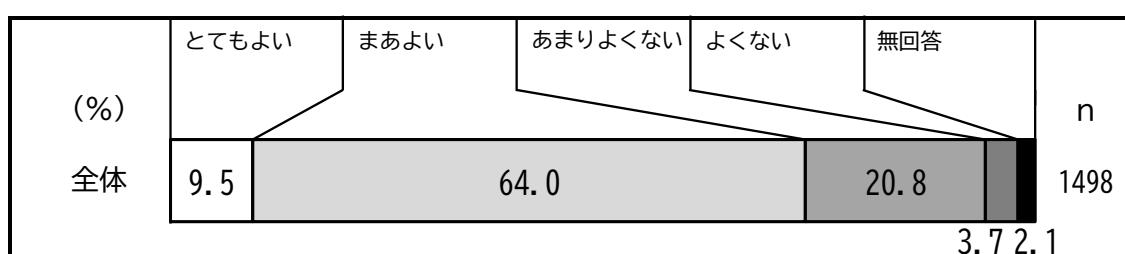
2 調査結果の概要

(1) 健康状態

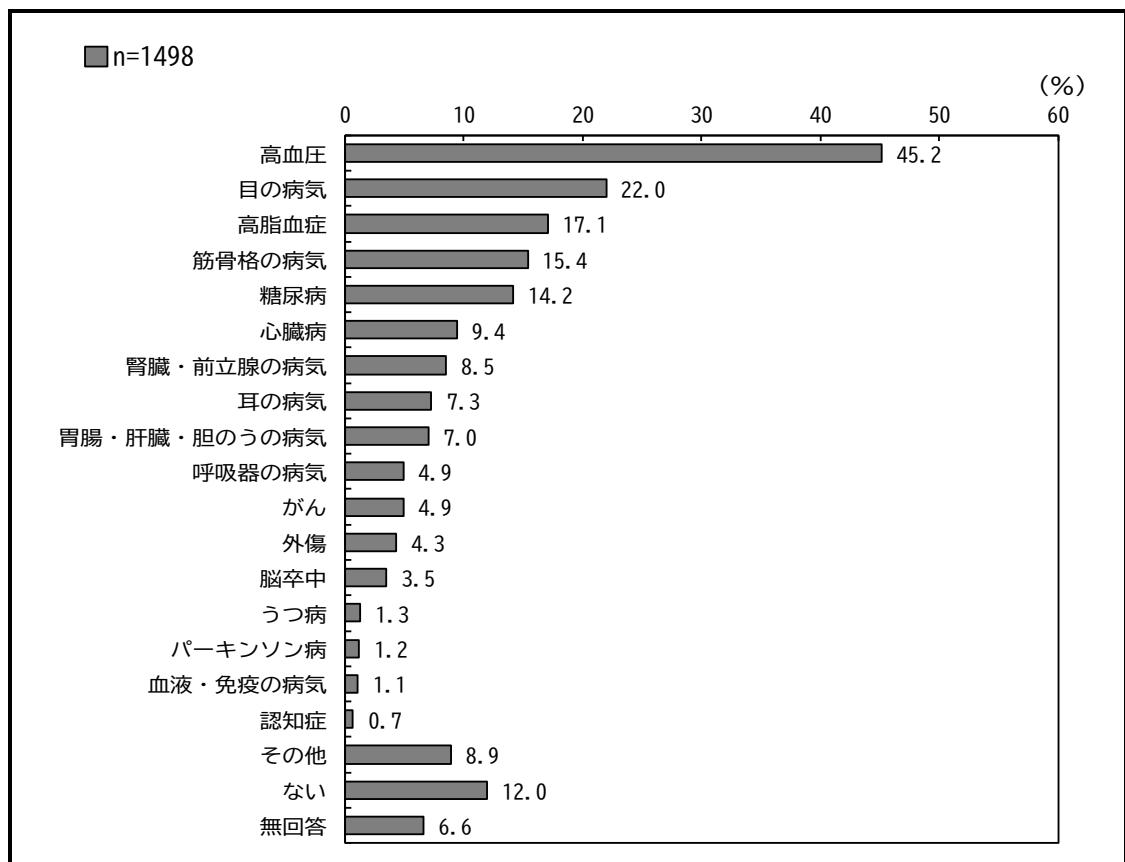
要介護認定を受けていない高齢者²を対象としたアンケート調査では、現在の健康状態について、「あまりよくない」(20.8%)又は「よくない」(3.7%)と答えた回答者は合わせて全体の24.5%となっており、約4人に1人が健康状態に不安を感じていることがうかがえます。

また、現在治療中又は後遺症のある病気については、「高血圧」が最も多くなっています。

■現在の健康状態■ (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



■現在治療中又は後遺症のある病気■ (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



² 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査対象となる要介護認定を受けていない人を指す。

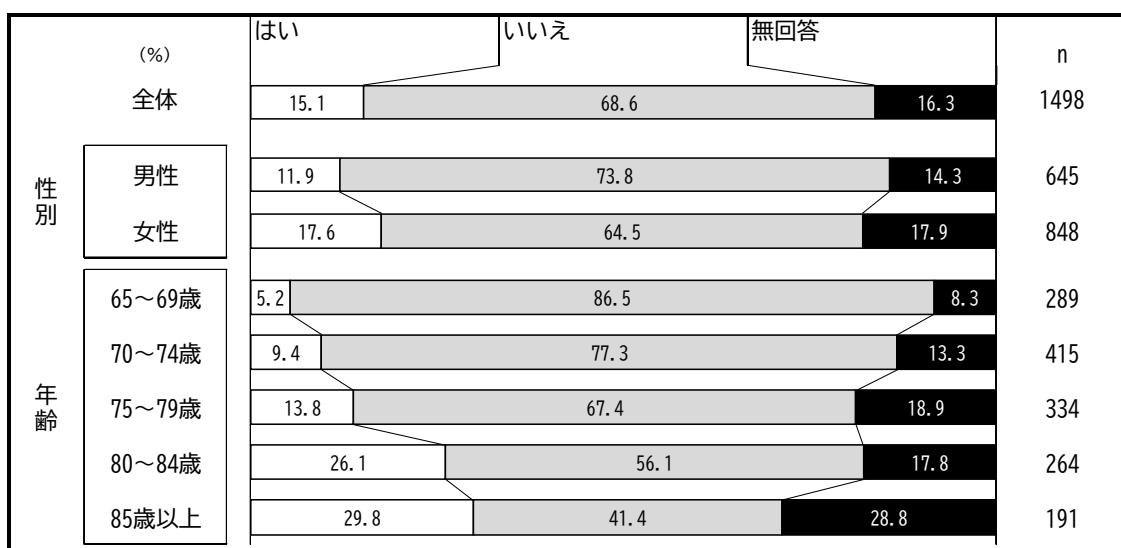
(2) 普段の生活での困りごと

普段の生活で困りごとがあるかたずねたところ、全体では「はい」が15.1%を占めています。男性よりも女性の「はい」の割合が高くなっているほか、高齢になるにつれて「はい」の割合が高くなっています。年を重ねることで何らかの課題を抱える人が多くなることがわかります。

また、困りごとの内容については、「庭の手入れ（草取り等）」（54.4%）と「通院」（45.6%）の2項目が上位となっています。

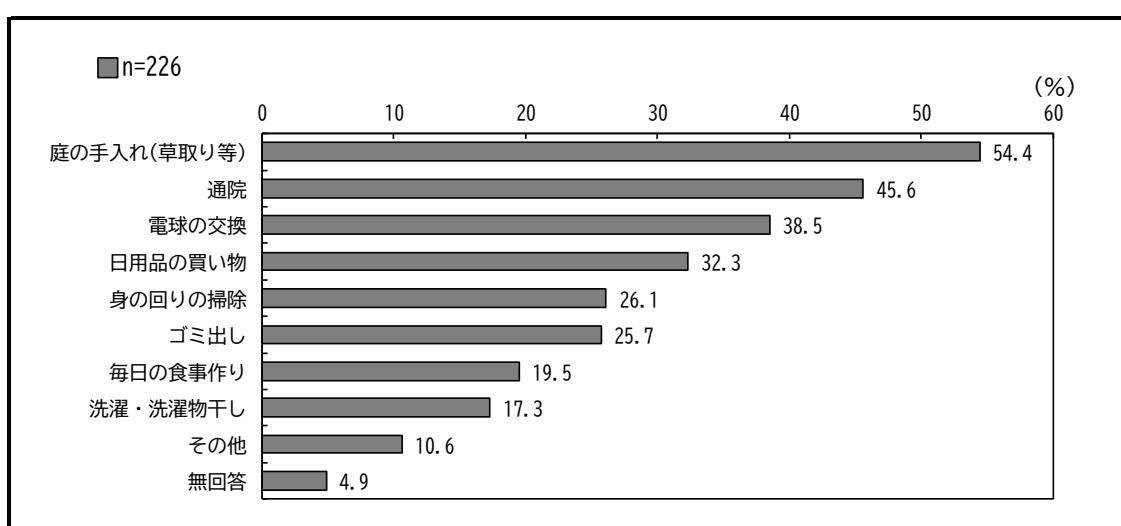
■普段の生活で困りごとがあるか■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)



■困りごとの内容■

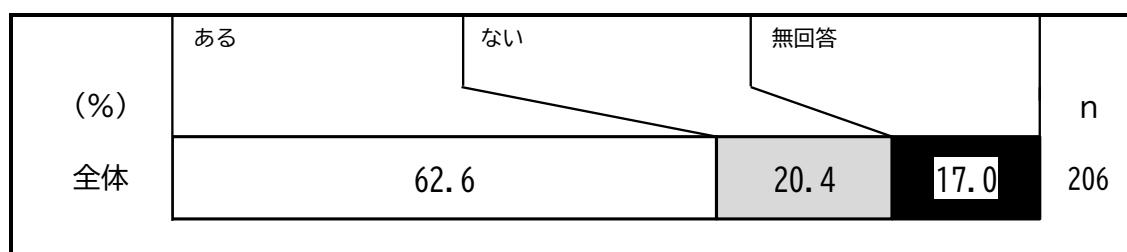
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)



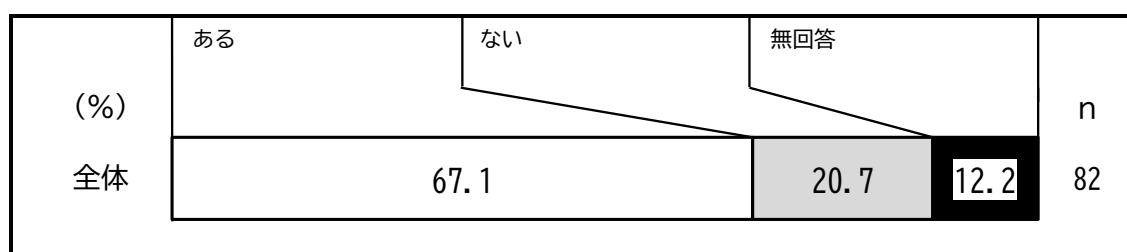
(3) 介護の不安や悩み・認知症対策

要介護認定を受けている高齢者の家族介護者に対し、介護の不安や悩みがあるかたずねたところ、要介護1・2認定者では「ある」が62.6%、要介護3～5認定者では67.1%と高い割合を占めています。

■介護の不安や悩みがあるか■ (介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護1・2認定者))



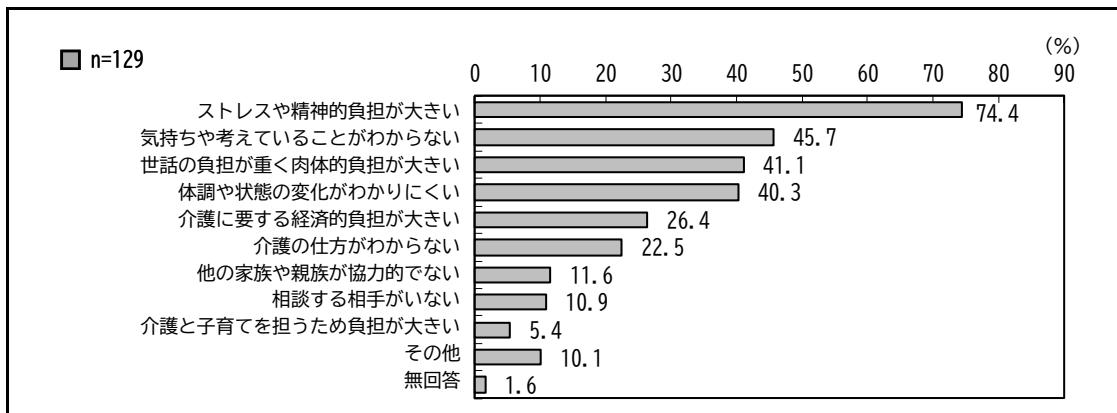
■介護の不安や悩みがあるか■ (介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護3～5認定者))



不安や悩みの内容については、要介護1・2認定者、要介護3～5認定者とともに「ストレスや精神的負担が大きい」が最も多くなっています。

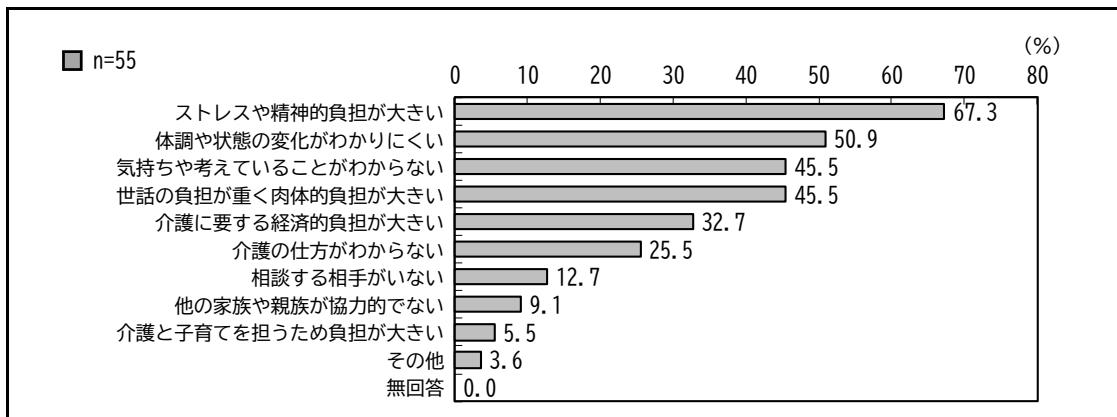
■不安や悩みの内容■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



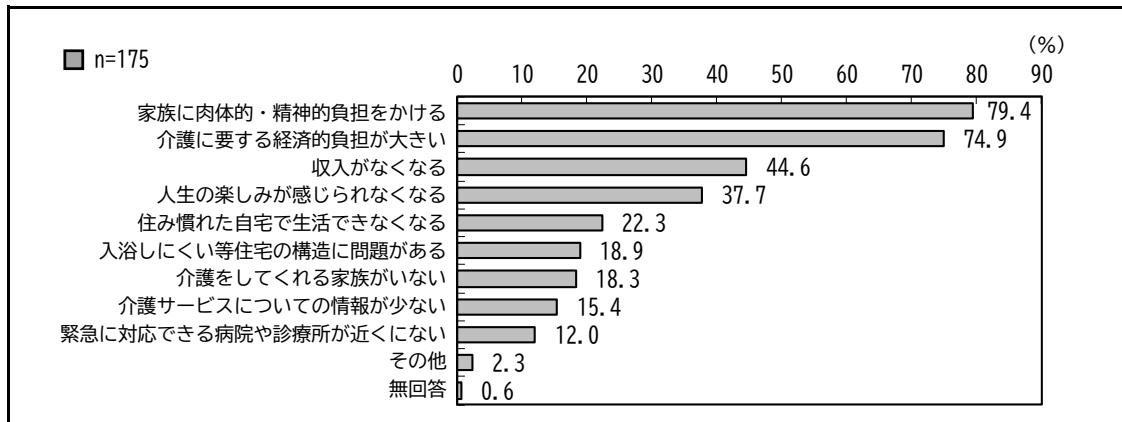
■不安や悩みの内容■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))

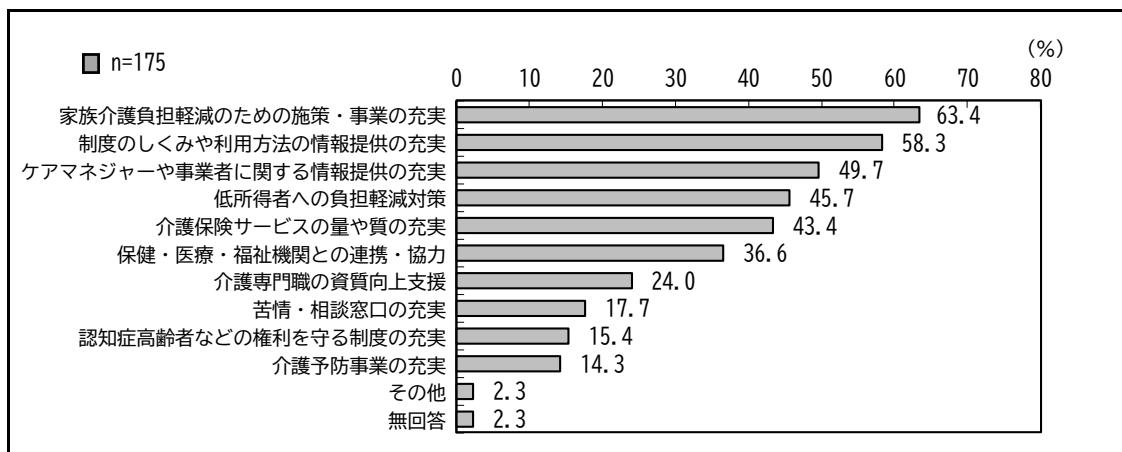


第2号被保険者に対し、自身が要介護状態になった場合に困ることについてたずねたところ、「家族に肉体的・精神的負担をかける」(79.4%)が最も多くなっています。また、介護に関して今後市に望むことについてたずねたところ、「家族介護負担軽減のための施策・事業の充実」(63.4%)が最も多くなっています。

**■自身が要介護状態になった場合に困ること■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (第2号被保険者))**



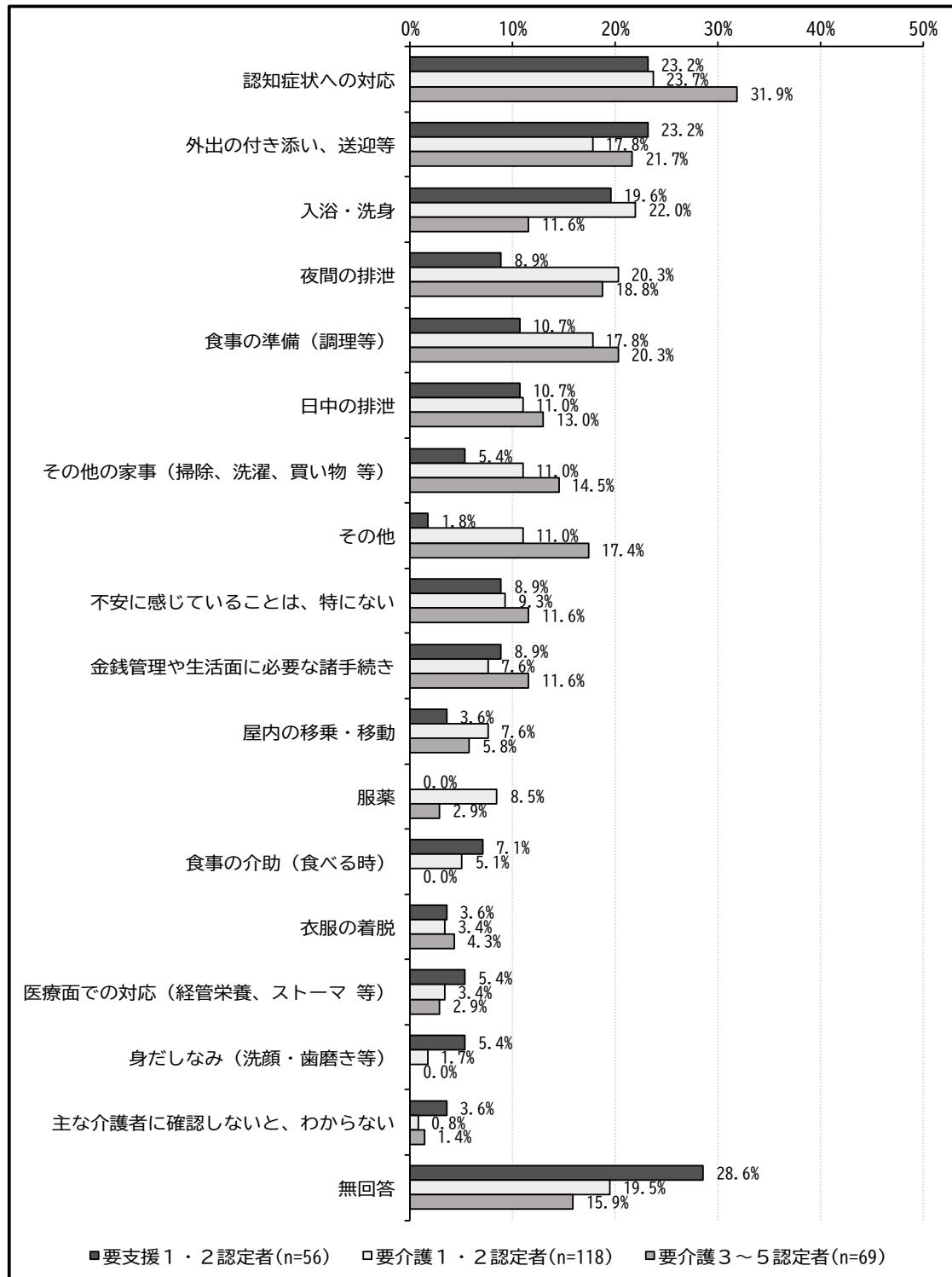
**■介護に関して今後市に望むこと■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (第2号被保険者))**



現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等についてたずねたところ、「認知症状への対応」が最も多くなっており、特に要介護3～5認定者では31.9%を占めています。

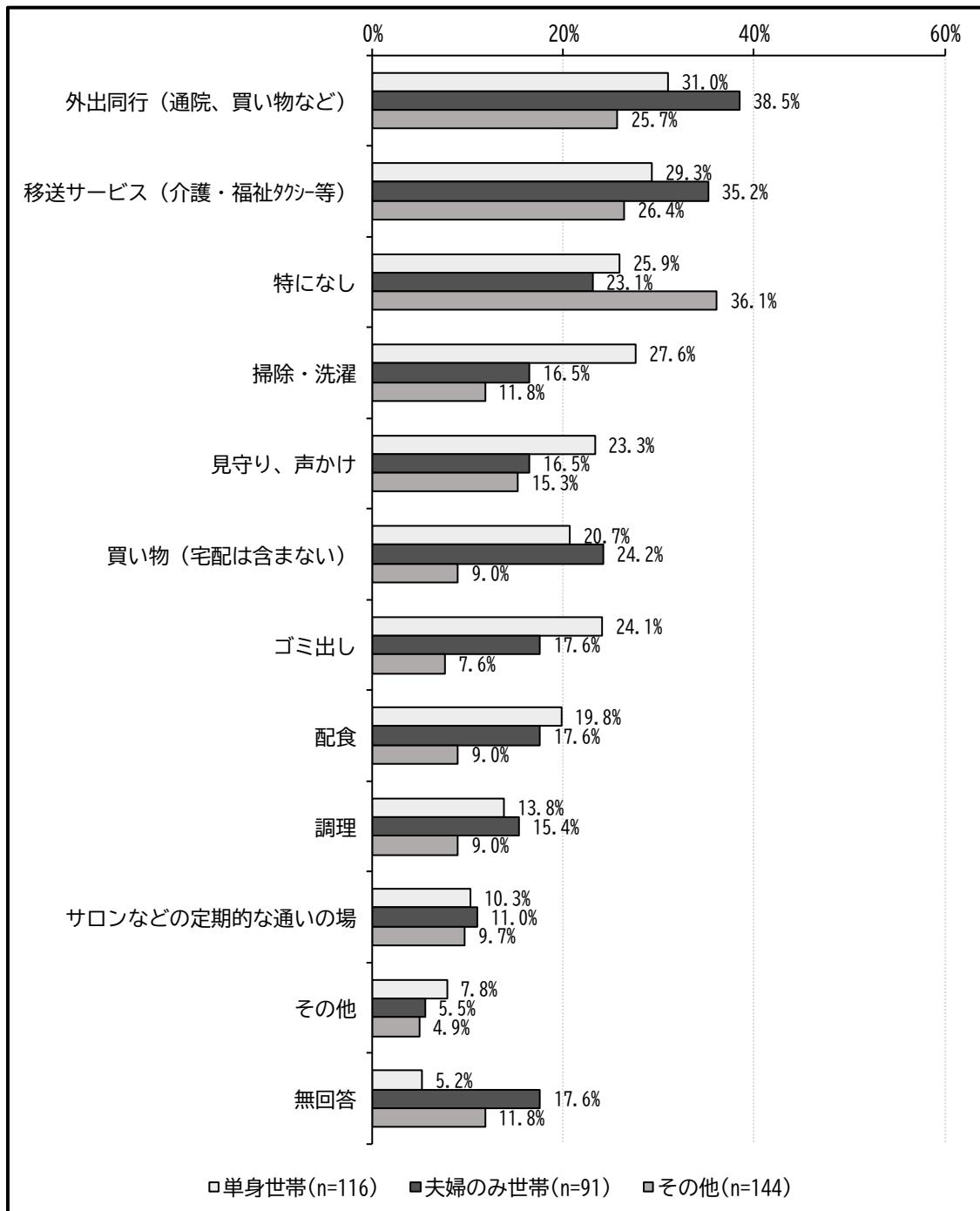
また、要介護1・2認定者では「入浴・洗身」(22.0%)と「夜間の排泄」(20.3%)の2項目が上位となっています。

■介護者が不安に感じる介護等（要介護度別） ■ (在宅介護実態調査)



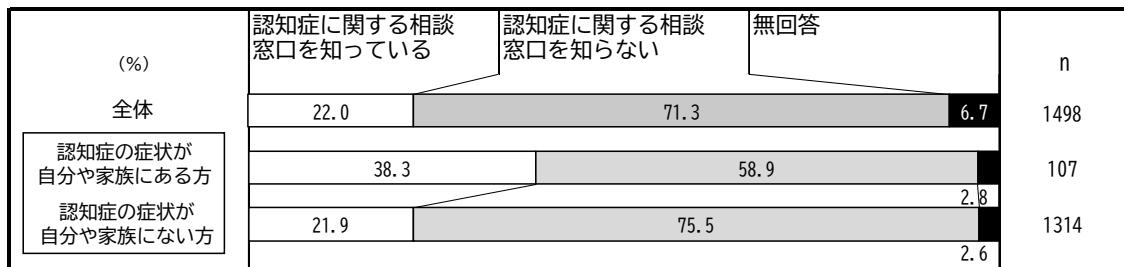
世帯類型別に在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、「外出同行（通院、買い物など）」が単身世帯で31.0%、夫婦のみ世帯で38.5%と、ともに最も多くなっており、夫婦のみ世帯では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」も35.2%と高い割合を占めています。

■在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（世帯類型別） ■ (在宅介護実態調査)

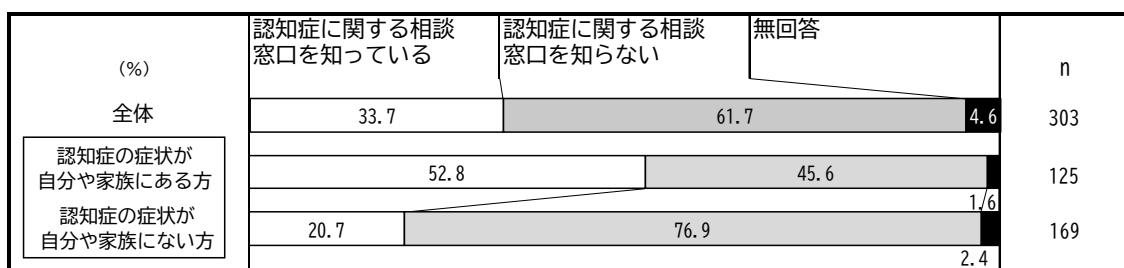


認知症に関する相談窓口を知っているかについてたずねたところ、「知っている」は要介護1・2認定者では33.7%、要介護3～5認定者では28.9%となっています。また、全ての調査種別で、「認知症の症状が自分や家族にある方」は「知っている」の回答が多い傾向が見られます。

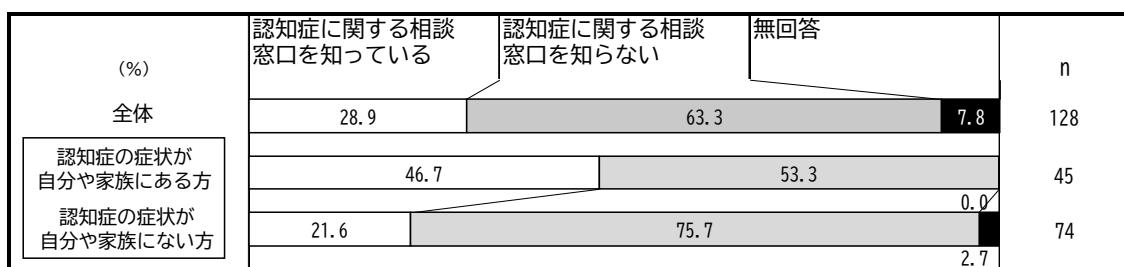
**■認知症に関する相談窓口を知っているか■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))**



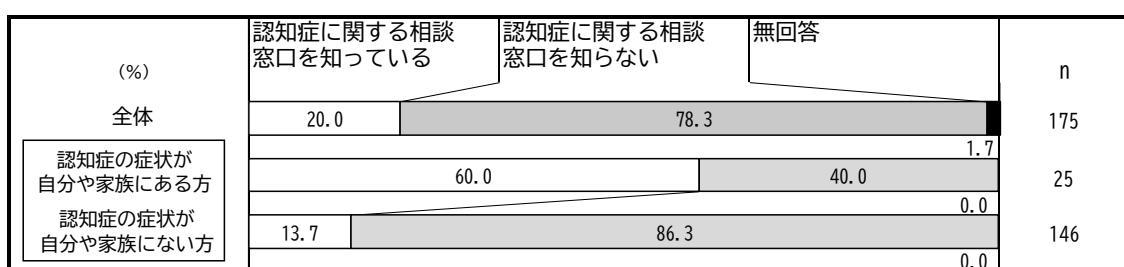
**■認知症に関する相談窓口を知っているか■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))**



**■認知症に関する相談窓口を知っているか■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))**

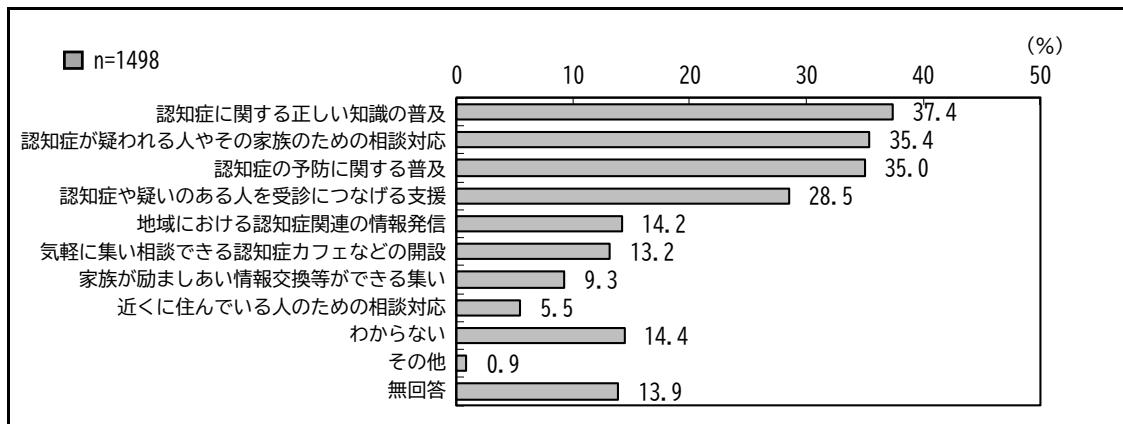


**■認知症に関する相談窓口を知っているか■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))**

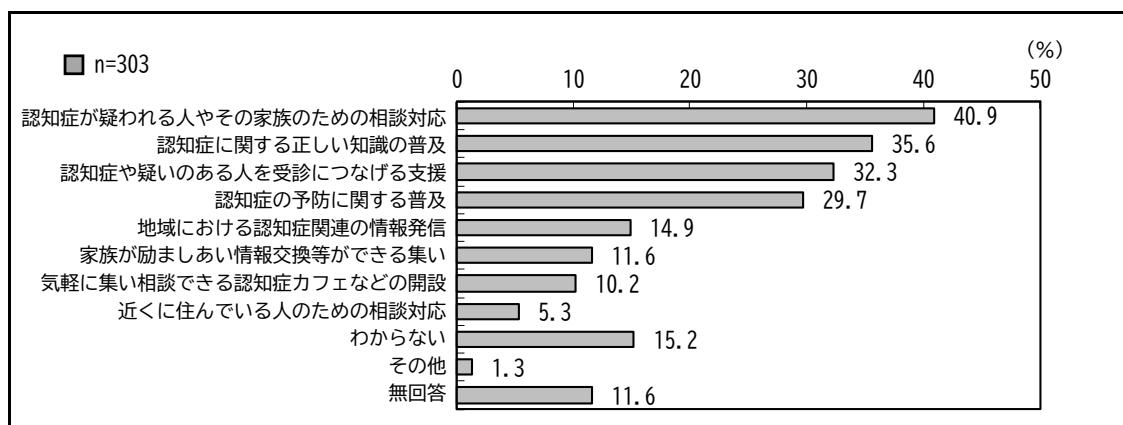


認知症について今後力を入れてほしい取組についてたずねたところ、一般高齢者等では「認知症に関する正しい知識の普及」が37.4%と最も多くなっているのに対し、要介護1以上の認定者、第2号被保険者では「認知症が疑われる人やその家族のための相談対応」が最も多くなっています。

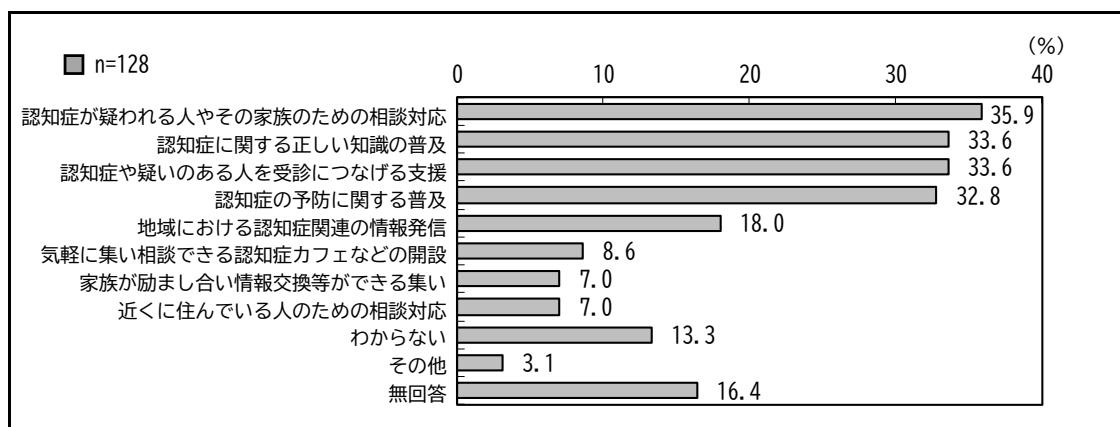
■認知症について今後力を入れてほしい取組■ (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



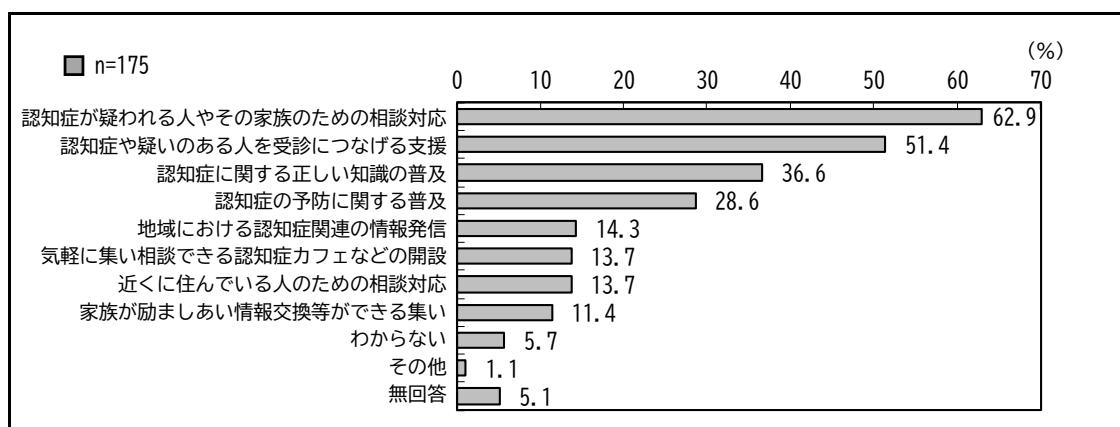
■認知症について今後力を入れてほしい取組■ (介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



**■認知症について今後力を入れてほしい取組■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護3～5認定者))**



**■認知症について今後力を入れてほしい取組■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (第2号被保険者))**

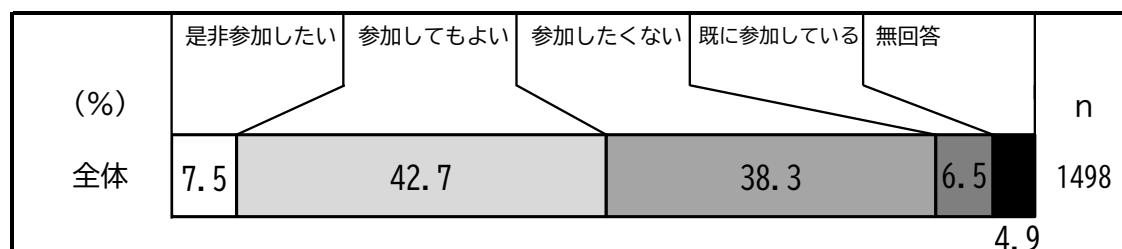


(4) 地域活動への参加

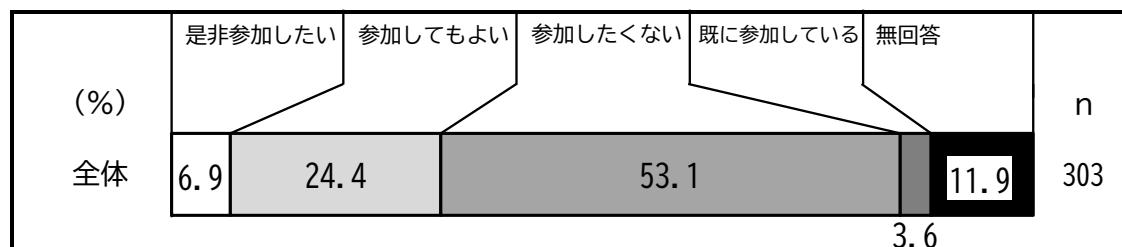
参加者として地域活動へ参加したいかたずねたところ、一般高齢者等では「参加してもよい」が42.7%、「是非参加したい」が7.5%となっており、半数以上の回答者が参加意向を示しています。また、要介護1・2認定者でも「参加してもよい」が24.4%となっています。第2号被保険者では「参加してもよい」が61.1%となっており、高齢者のみならず、参加意欲がある方の地域活動参加へのきっかけづくりを促進する必要があります。

一方で、企画・運営としての参加意向についてみると、「参加したくない」が一般高齢者等では61.2%、要介護1・2認定者では67.7%、第2号被保険者では57.7%を占めています。

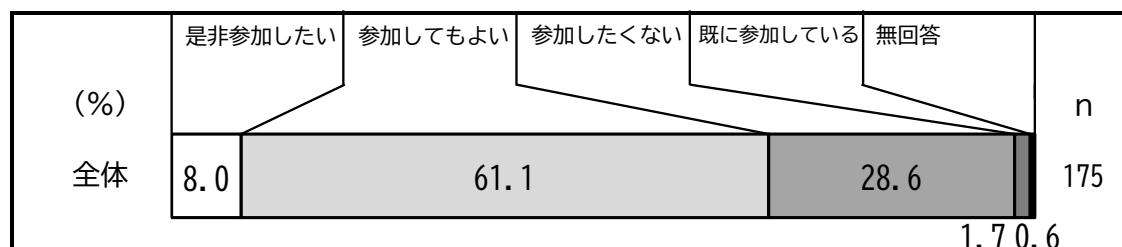
**■参加者としての地域活動への参加意向■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))**



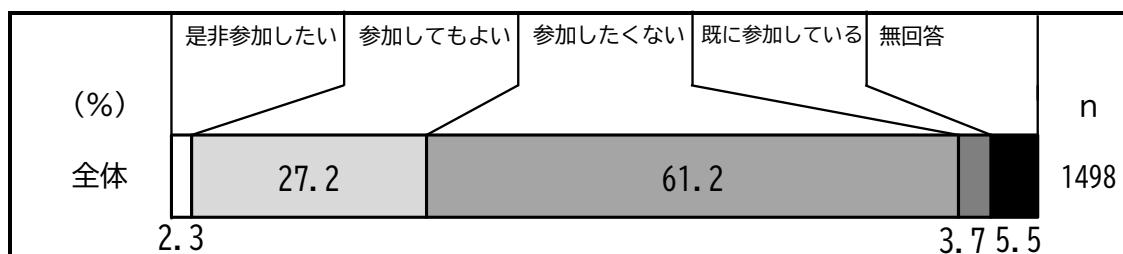
**■参加者としての地域活動への参加意向■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))**



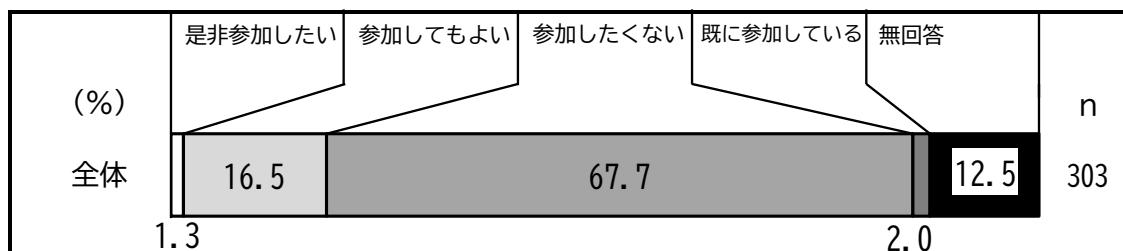
**■参加者としての地域活動への参加意向■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))**



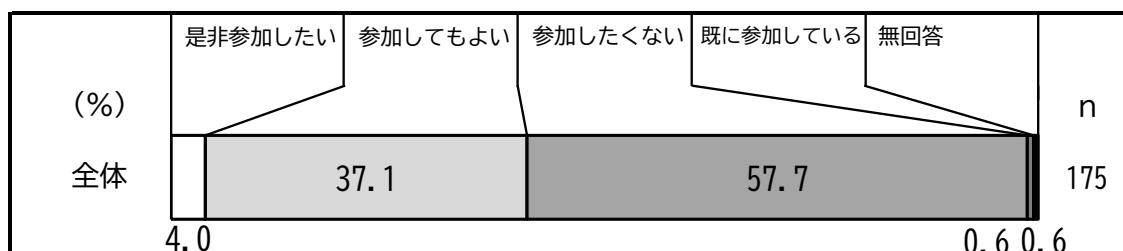
**■企画・運営としての地域活動への参加意向■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者等))**



**■企画・運営としての地域活動への参加意向■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護1・2認定者))**



**■企画・運営としての地域活動への参加意向■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (第2号被保険者))**

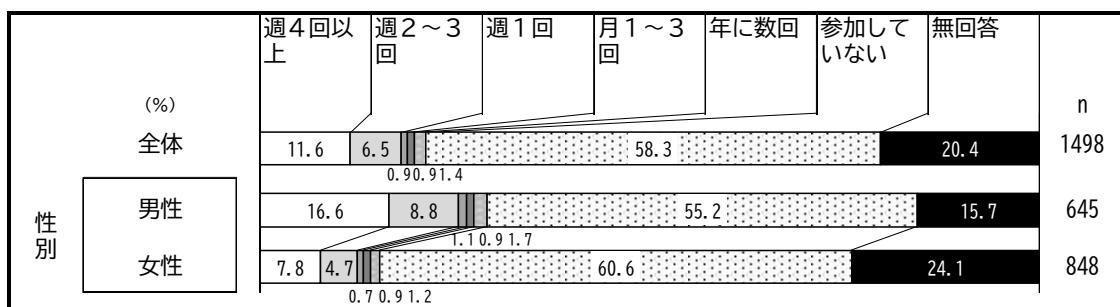


(5) 就労について

要介護認定を受けていない高齢者を対象に、収入のある仕事への参加状況をたずねたところ、合わせて21.3%の人が1年間に何らかの仕事で収入を得ていたことがわかります。参加している人の割合は女性よりも男性の方が高く、「週4回以上」は16.6%となっています。

■収入のある仕事への参加状況■

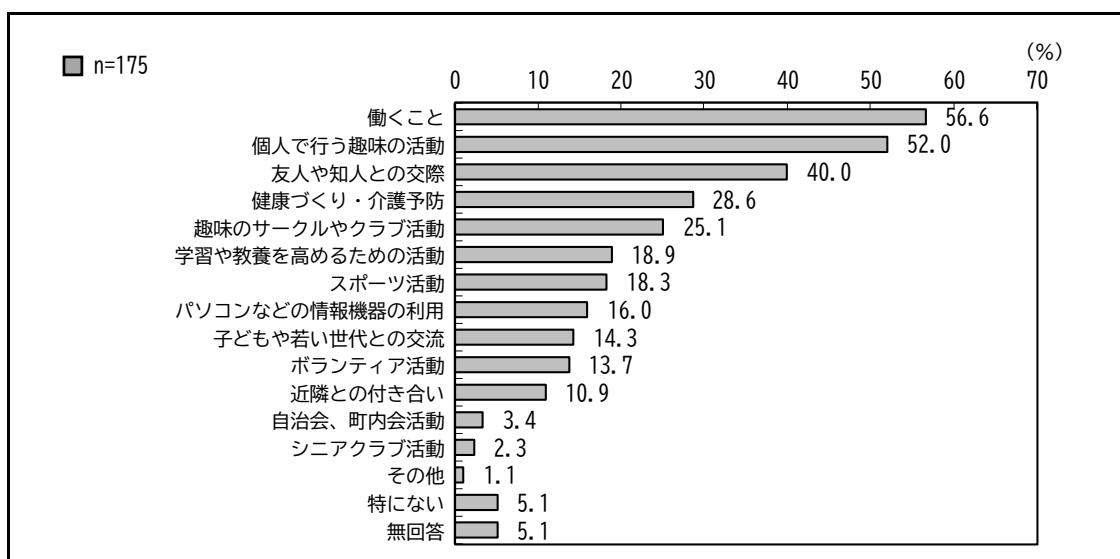
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



また、第2号被保険者を対象に、老後にやってみたいことについてたずねたところ、「働くこと」が56.6%で第1位となっています。

■老後にやってみたいこと■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))



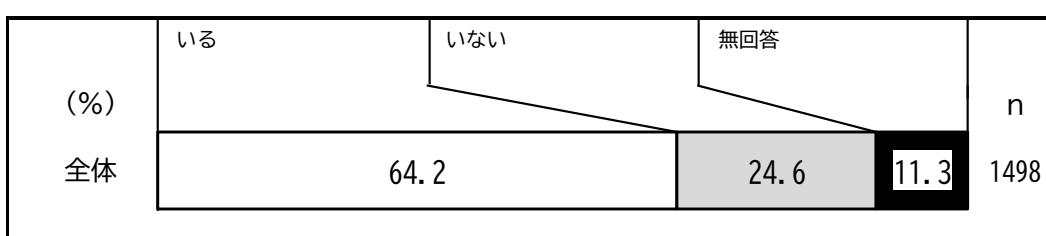
(6) 災害時の対応

災害時の避難を助けてくれる人の有無については、一般高齢者等では「いない」が24.6%となっています。要介護度が重くなるにつれて「いない」の割合は低くなるものの、災害時における支援者が確保できていない方が一定数いることがわかります。

災害時のことでの不安を感じていることについては、一般高齢者等では「災害発生直後に必要な情報を得られるか」(46.3%)が最も多く、「避難所まで移動できるか」(42.1%)、「救助が必要なことを人に知らせることができるか」(40.3%)などが続いています。

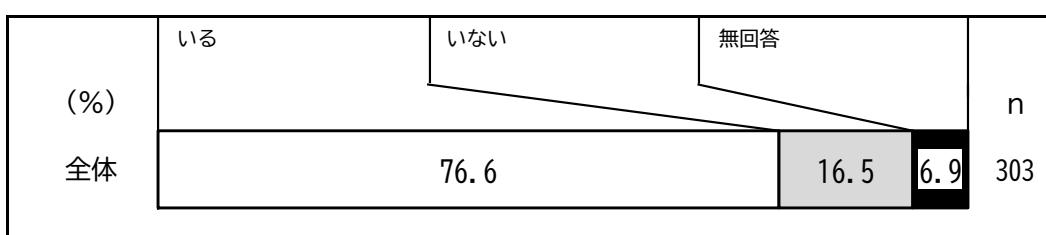
■災害時の避難を助けてくれる人の有無■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



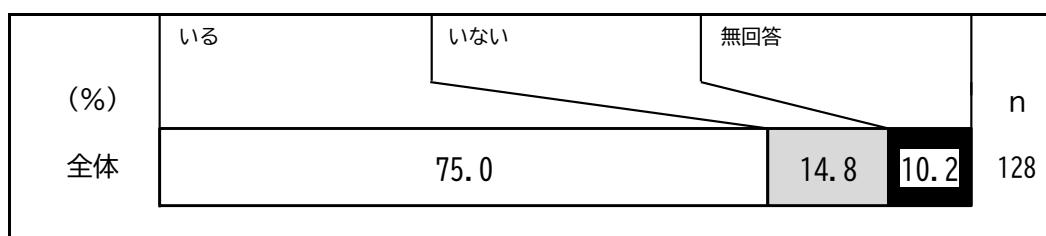
■災害時の避難を助けてくれる人の有無■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



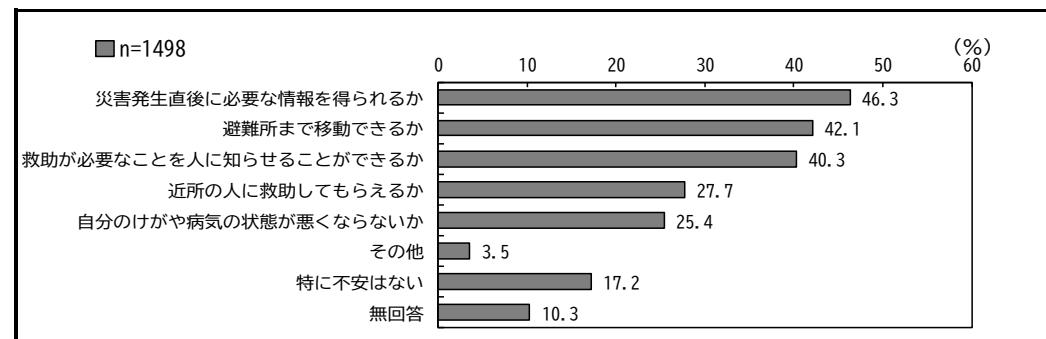
■災害時の避難を助けてくれる人の有無■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))



■災害時のことでの不安を感じていること■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))

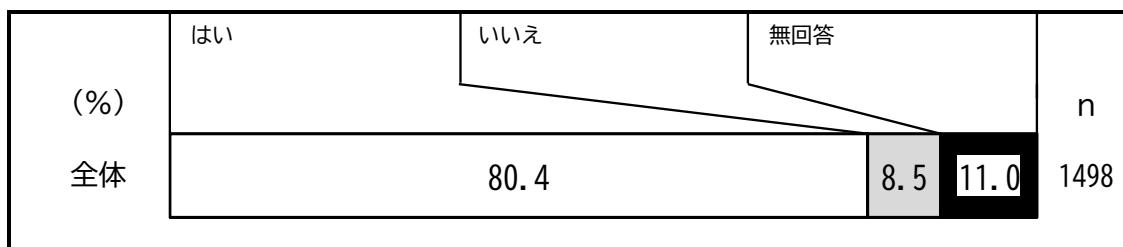


(7) 今後の居住意向と最期を迎える場

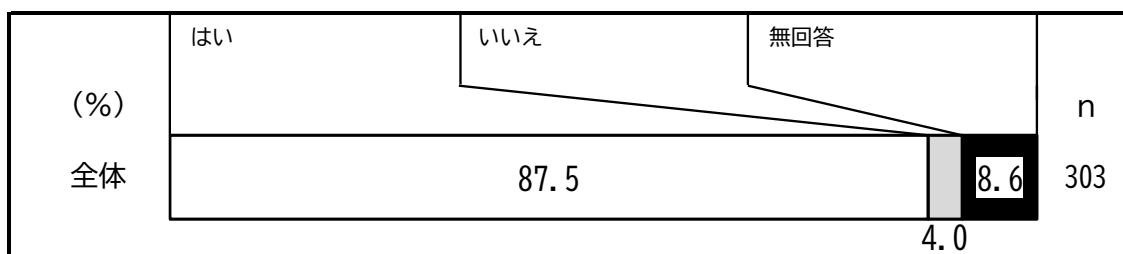
住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うかたずねたところ、第2号被保険者以外では、「はい」が80%以上を占めています。

■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■

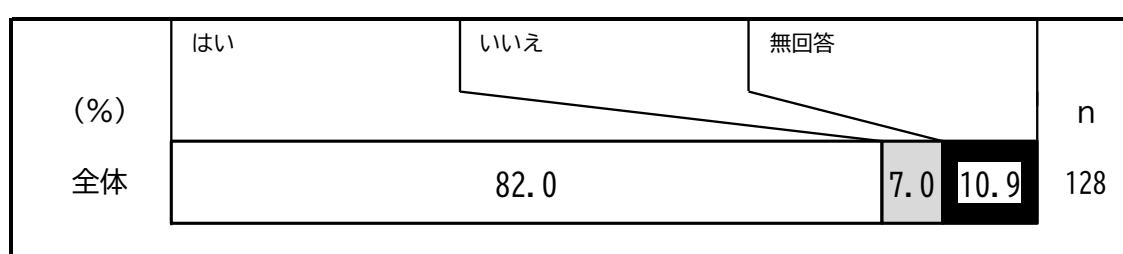
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))

**■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■**

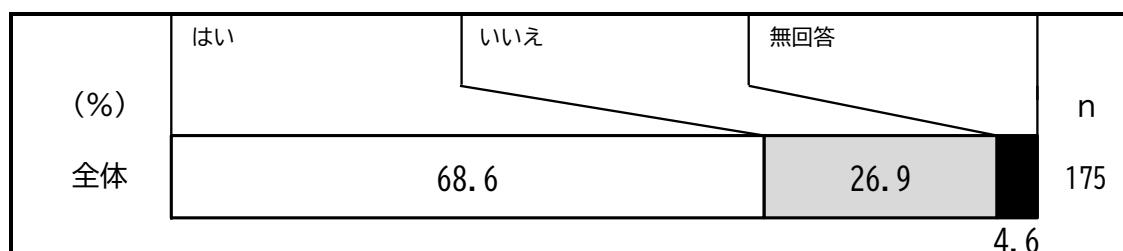
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))

**■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■**

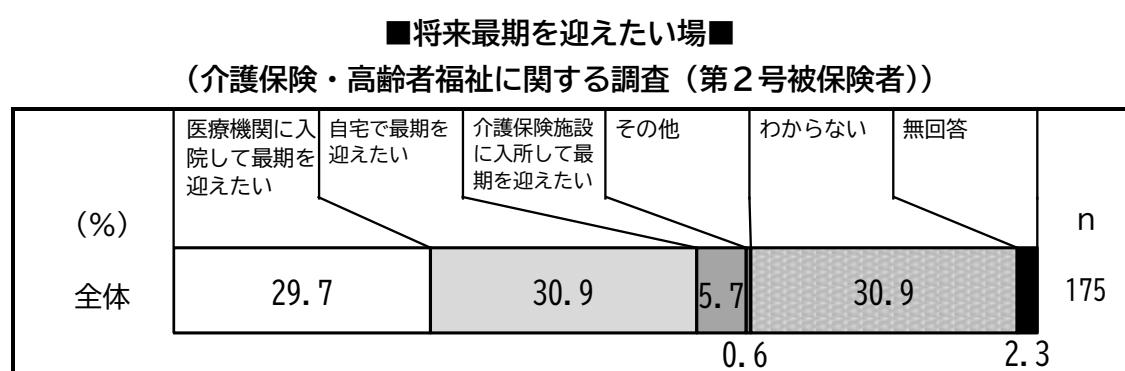
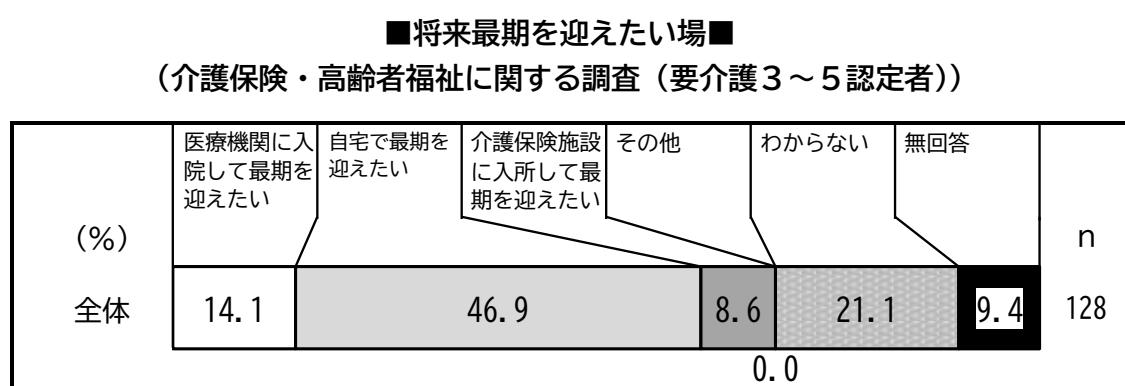
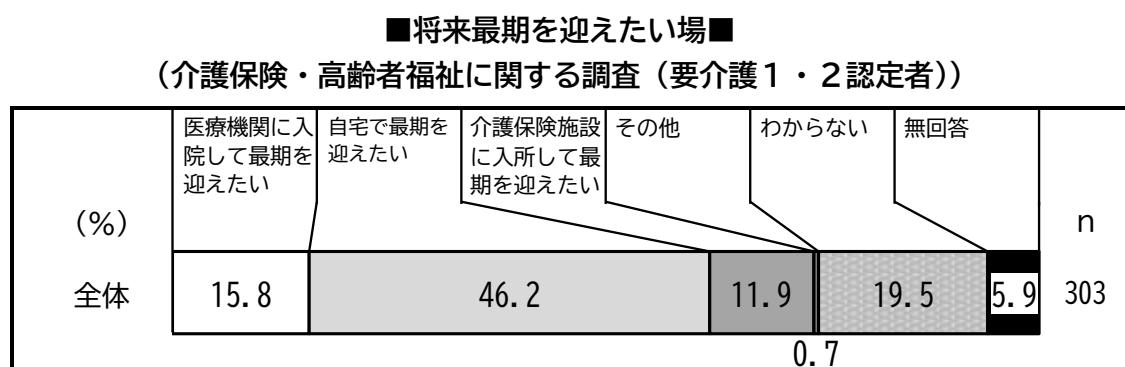
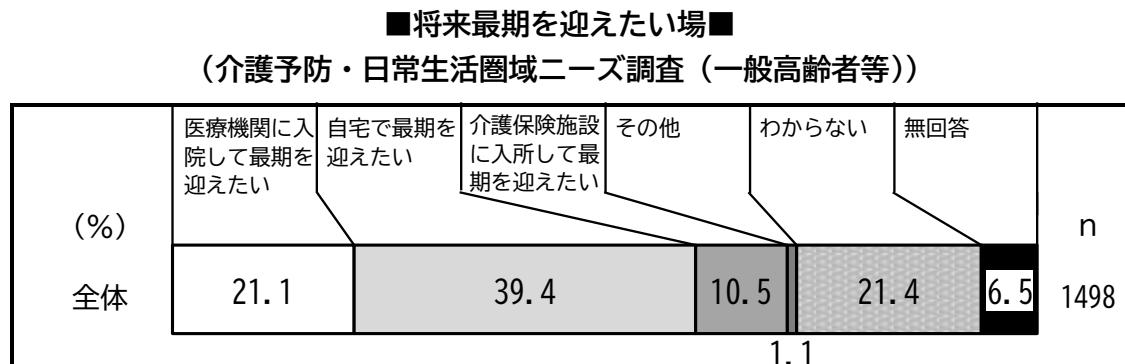
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))

**■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■**

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))



また、将来最期を迎える場についてたずねたところ、要介護度が重くなるにつれて「自宅で最期を迎える」の割合が高くなる傾向がうかがえ、要介護3～5認定者では46.9%を占めています。

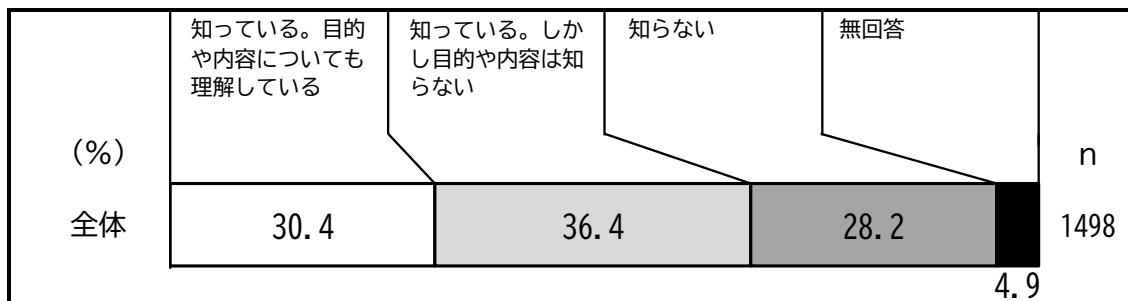


(8) 成年後見制度について

成年後見制度を知っているかについてたずねたところ、要介護1・2認定者以外では、「知っている。目的や内容についても理解している」と「知っている。しかし目的や内容は知らない」を合わせた“知っている”が半数以上となっています。

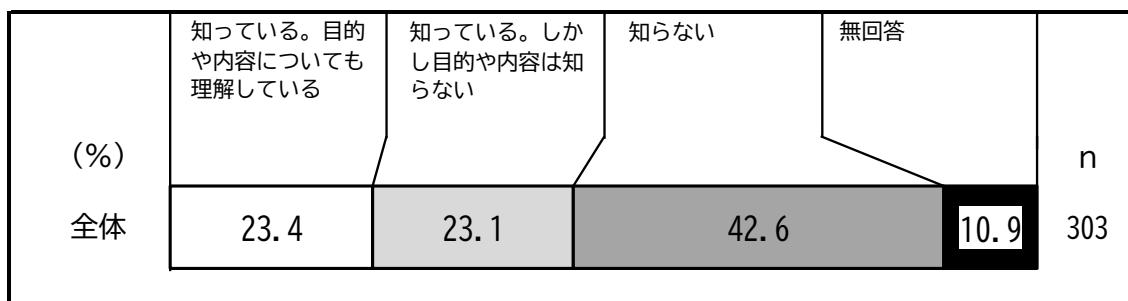
■成年後見制度を知っているか■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



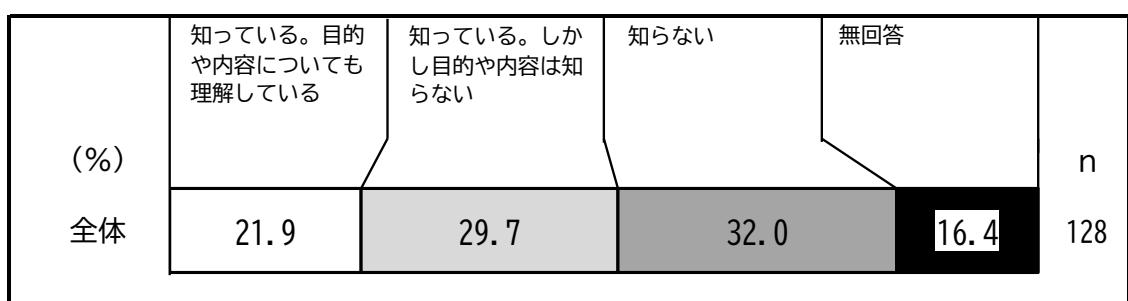
■成年後見制度を知っているか■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



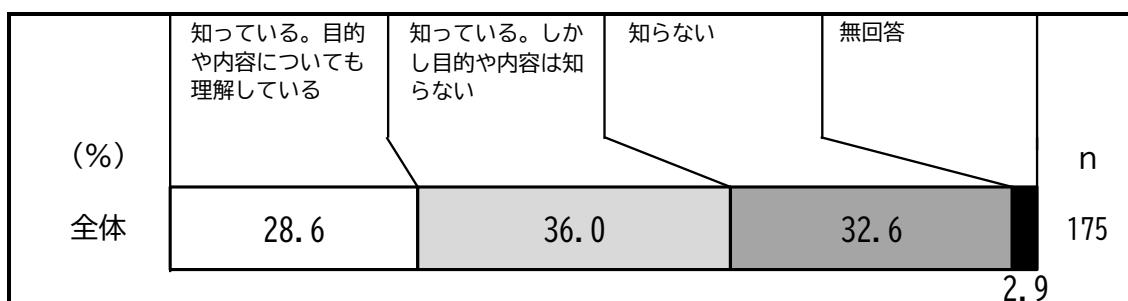
■成年後見制度を知っているか■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))



■成年後見制度を知っているか■

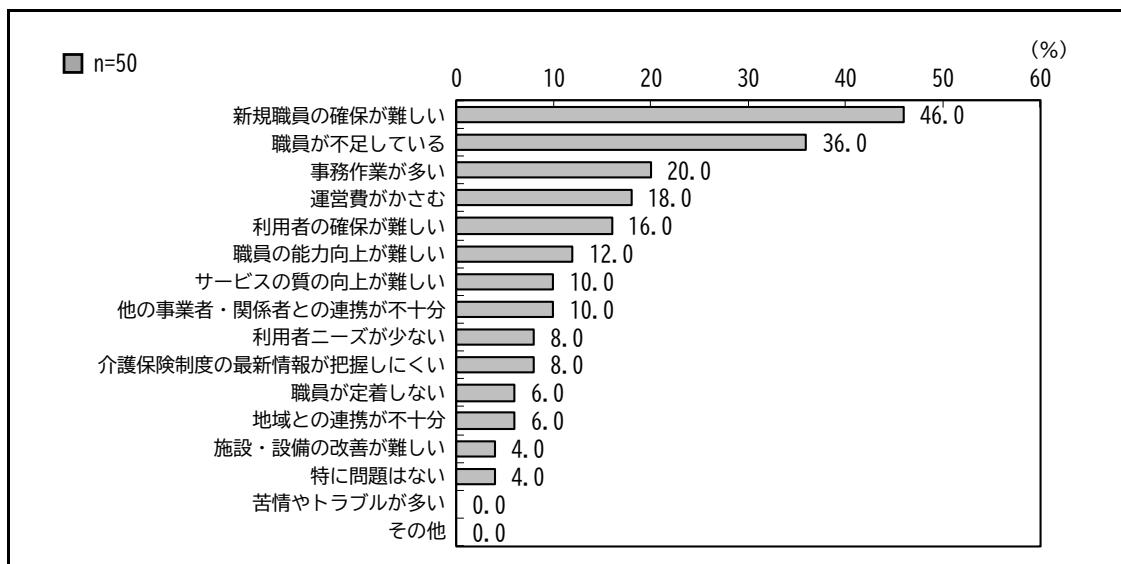
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))



(9) 事業者の課題

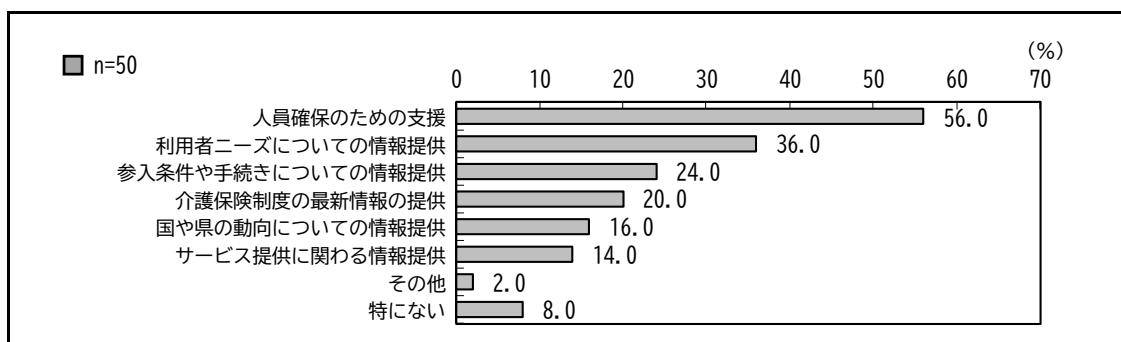
事業運営における課題についてたずねたところ、「新規職員の確保が難しい」(46.0%)と「職員が不足している」(36.0%)の2項目が上位となっており、介護人材の確保に課題を抱える事業者が多いことがわかります。また、「事務作業が多い」(20.0%)も比較的多い課題の1つとなっています。

■事業を運営する上で課題■ (介護サービス事業者調査)



介護サービスを新設する場合にあるとよい支援についても、「人員確保のための支援」(56.0%)が最も多くなっています。

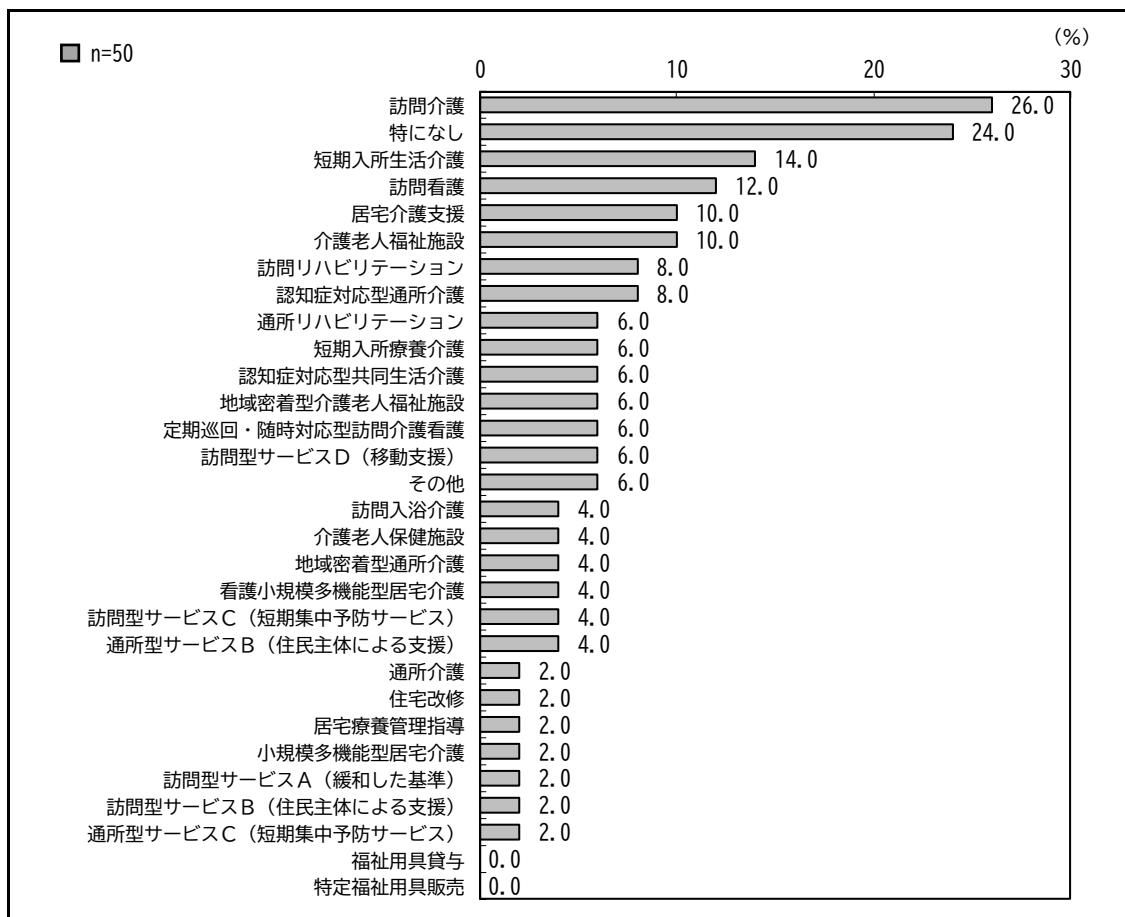
■介護サービスを新設する場合にあるとよい支援■ (介護サービス事業者調査)



(10) 介護サービスの見込み

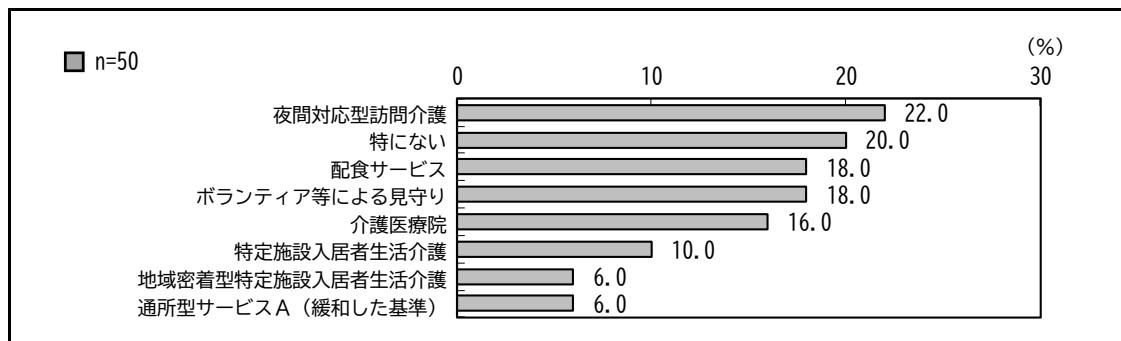
本市において提供されているサービスのうち、現在量的に不足している、又は今後不足すると見込まれるサービスについて介護サービス事業者にたずねたところ、「訪問介護」(26.0%)が最も多く、次いで「特になし」(24.0%)、「短期入所生活介護」(14.0%)、「訪問看護」(12.0%)などとなっています。

■不足している、又は今後不足する介護サービス■ (介護サービス事業者調査)



市内にないサービスで、今後ニーズが高まると想定されるサービスについては、「夜間対応型訪問介護」(22.0%)が最も多く、次いで「特にない」(20.0%)、「配食サービス」・「ボランティア等による見守り」(同率18.0%)などとなっています。

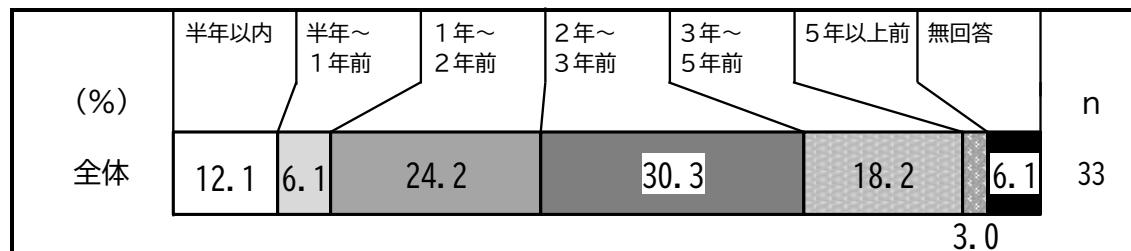
■今後ニーズが高まると想定されるサービス■
(介護サービス事業者調査)



(11) 特別養護老人ホームへの入所

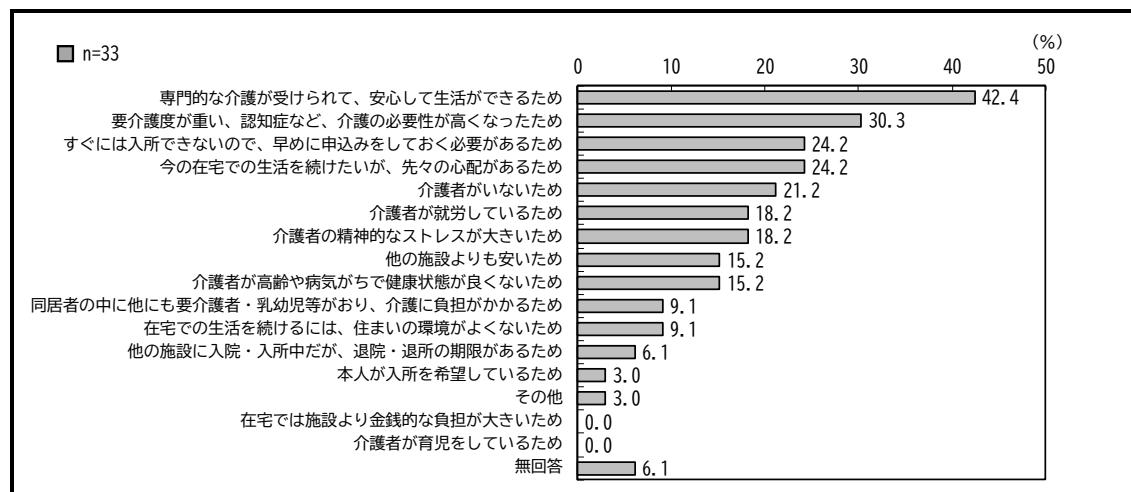
最初に特別養護老人ホームへ入所申込を行った日についてたずねたところ、「2年～3年前」(30.3%)が最も高く、次いで「1年～2年前」(24.2%)、「3年～5年前」(18.2%)などとなっています。

■最初に特別養護老人ホームへ入所申込を行った日■ (特別養護老人ホーム入所希望者実態調査)



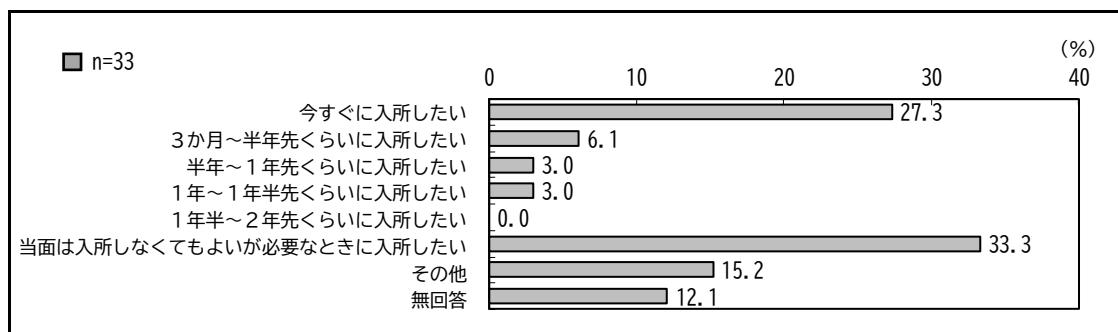
特別養護老人ホームに入所を申し込みだ理由についてたずねたところ、「専門的な介護が受けられて、安心して生活ができるため」(42.4%)が最も多く、次いで「要介護度が重い、認知症など、介護の必要性が高くなつたため」(30.3%)となっています。一方で、「すぐには入所できないので、早めに申込みをしておく必要があるため」・「今の在宅での生活を続けたいが、先々の心配があるため」(同率24.2%)といった理由も上位になっています。

■特別養護老人ホームに入所を申し込みだ理由■ (特別養護老人ホーム入所希望者実態調査)



特別養護老人ホームの希望入所時期をたずねたところ、「当面は入所しなくてもよいが必要なときに入所したい」(33.3%)が最も多く、次いで「今すぐに入所したい」(27.3%)、「3か月～半年先くらいに入所したい」(6.1%)などとなっています。

■特別養護老人ホームの希望入所時期■
(特別養護老人ホーム入所希望者実態調査)



第5節 第9期計画における重点課題

高齢者、要介護認定者数等の推移や動向、第8期計画の事業の実施状況、今後の施策ニーズ、介護保険制度の改正等を踏まえ、第9期計画における重点課題を次のとおり整理します。

重点課題1：高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実

高齢になっても就労や生きがい活動等を続けながら、住み慣れた地域で自分らしく元気に活躍し続けるためには、単に寿命が延びたということだけではなく、健康寿命を延ばすことが重要となります。

本計画策定にあたって実施した要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査では、現在の健康状態について「あまりよくない」又は「よくない」と回答した方は全体の24.5%となっており、また、現在治療中又は後遺症のある病気については生活習慣病リスク要因とされている「高血圧」が45.2%と最も多くなっています。

健康寿命を延伸するためには、このような生活習慣病を未然に防ぐための健康づくりや重症化を予防するための取組が重要となり、特に早期からの健康づくりを支援する必要があります。

また、要介護状態にならないためのフレイル予防や重度化の防止については、これまでの取組を継続・強化しながら、今後も介護予防活動の推進や地域全体で自発的に介護予防に参加することができるような環境整備が求められています。

重点課題2：地域包括ケアシステムの深化・推進

本計画策定にあたって実施したアンケート調査では、「住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたい」と回答した高齢者の割合は8割以上となっています。これまで可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできたところですが、今後も在宅生活を支えるサービスの充実等に努めるとともに、多職種連携、地域のネットワークづくりなどを推進し、地域の特性を捉えた包括的な支援・サービス提供体制の更なる拡充が求められています。

また、介護を必要とする高齢者やその世帯では、高齢化や生活困窮、ヤングケアラー等の複数の課題を抱えていることもあります。このような課題について早期に問題を発見し適切な支援につなげるために、関係機関が連携した包括的な相談支援体制を整備する必要があります。

その他、介護サービス需要が一層増加することが見込まれる一方で、各種福祉サービスを支える人材の確保はさらに困難となることが想定されるため、引き続き、介護人材の確保・定着に向けた取組が求められています。

重点課題3：認知症の人とその家族を支える地域づくり

高齢者人口の増加に伴い、認知症の人が増加することが想定されています。認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、引き続き、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、地域全体で支え合う体制の構築が必要となっています。

今回実施したアンケート調査からも、認知症について市が今後力を入れてほしい取組として、「認知症に関する正しい知識の普及」、「認知症の人やその家族のための相談対応」、「認知症の予防に関する普及」などが上位となっています。

市民が認知症を正しく理解し、認知症の人を包摂する社会を実現するためには、認知症の人やその家族の意見を発信する場を確保するとともに、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、令和5（2023）年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた支援や取組が求められています。

重点課題4：高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供

第2号被保険者を対象に実施したアンケート調査では、老後にやってみたいこととして、「働くこと」と回答した人が全体の56.6%となっており、高齢になっても働く意欲のある方が多いことがうかがえます。また、要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査では、2割の人が「何らかの仕事で収入を得ている」と回答しています。

今後、労働意欲の高い高齢者が増加することが想定されることから、高齢者の多様なニーズに対応する就労機会の確保に向けた取組を一層推進していく必要があります。

その他にも、就労に限らず、ボランティア活動を通じた生きがいづくり・活躍の場の提供や、健康づくり活動への参加による地域交流促進や孤立防止等を通して、年齢に関わりなくいきいきと自分らしい生活を送ることができる社会の実現が重要となっています。

第3章 計画の基本理念と基本的方向

第1節 基本理念

第8期計画は、「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」を踏まえ、かつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点に立った計画として策定し、各種施策・事業を展開してきました。

今後ますます高齢化が進行していく中で、要介護者の増加や高齢者の生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予想されることから、より一層、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取組や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することにも配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにしていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動の自粛等、高齢者と地域を取り巻く環境が大きく変化したことから、今後は減少していた地域活動や趣味の活動等の再開を促し、お互いが支え合える地域づくりを進めていく必要があります。

本計画では、これまで掲げてきた基本理念と進めてきた取組を踏まえるとともに、令和22（2040）年を見据えて段階的に取組を進めていくため、第8期計画の基本理念「ふれあいとささえあい ともに安心して暮らせる まちづくり」を継承し、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指します。

■第9期計画の基本理念■

ふれあいとささえあい
ともに安心して暮らせる まちづくり

第2節 基本目標

基本理念や第9期計画における重点課題、市民ニーズ等を踏まえながら、重点課題への取組を進めるとともに、第9期計画期間における地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、次に掲げる4つの基本目標を設定し、各種施策・事業を展開していきます。

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

介護予防の推進にあたり、要介護状態の一歩手前となるフレイル予防の取組や高齢者のニーズに合わせた介護予防事業を充実させ、要介護状態への移行を予防することが重要です。そのため、地域住民や関係機関等との連携を図り、生活機能の低下により支援が必要な高齢者を把握するなど、介護予防の取組を推進します。

健康づくりの推進では、生活習慣病の発症予防、重症化予防に向けた支援を実施するほか、市民一人ひとりの健康に対する意識の向上を図り、早期からの健康づくり支援に取り組みます。

高齢になってもその人らしい自立した生活を営むことができるよう、様々な介護予防施策と健康づくり施策を一体的に推進し、効果的な施策の展開を図ります。

基本目標2：住み慣れた地域での生活支援

要介護認定の有無に関わらず、日常生活を送る中で何らかの支援が必要となつても、その人らしい自立した生活を継続することができる地域社会を実現するため、医療・介護・福祉・保健・その他の生活支援サービス等、高齢者に関わる機関・関係者が連携する地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。

また、今後増加が見込まれる医療と介護双方のニーズを併せ持つ高齢者に対しても、自立した生活を継続することができるよう、医療及び介護の関係機関の連携をさらに推進するための体制整備を進めます。

その他、地域包括支援センターの体制強化や複雑化する相談に対応するため重層的な支援体制を整備するなど、高齢者を支える包括的な相談支援体制の充実を図ります。併せて、安定した介護サービスの提供に欠かすことのできない介護人材の確保や人材育成に関する支援を進め、介護サービスの質の向上にも取り組みます。

基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり

支援ニーズが多様化し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増える中、さりげない見守りの実施や様々な主体による生活支援サービスの充実が重要となっています。市民や事業者、その他の団体等との連携により、従来の介護保険サービスでは提供することができない生活支援サービスの提供体制を構築し、支援が必要な方を地域の互助により支えていく地域づくりを推進します。

また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するためには、認知症施策の推進や地域全体で認知症の人を支える仕組みづくりが重要です。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症サポーターの養成やその活動を引き続き支援するほか、家族や市民の方が認知症への正しい理解を深め、地域において見守りにつながる体制の整備を推進するとともに、適宜相談支援を行います。また、認知症の早期発見と支援に向けた取組を継続して実施し、認知症の発症や進行を遅らせるとともに、認知症の人だけでなく、家族への支援についても充実を図ります。

基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が生きがいを持っていきいきと生活することができるよう、趣味や学習、交流機会の提供のほか、住民組織やボランティア団体、シニアクラブ等による多様な活動を支援することによって高齢者の社会参加を促進します。

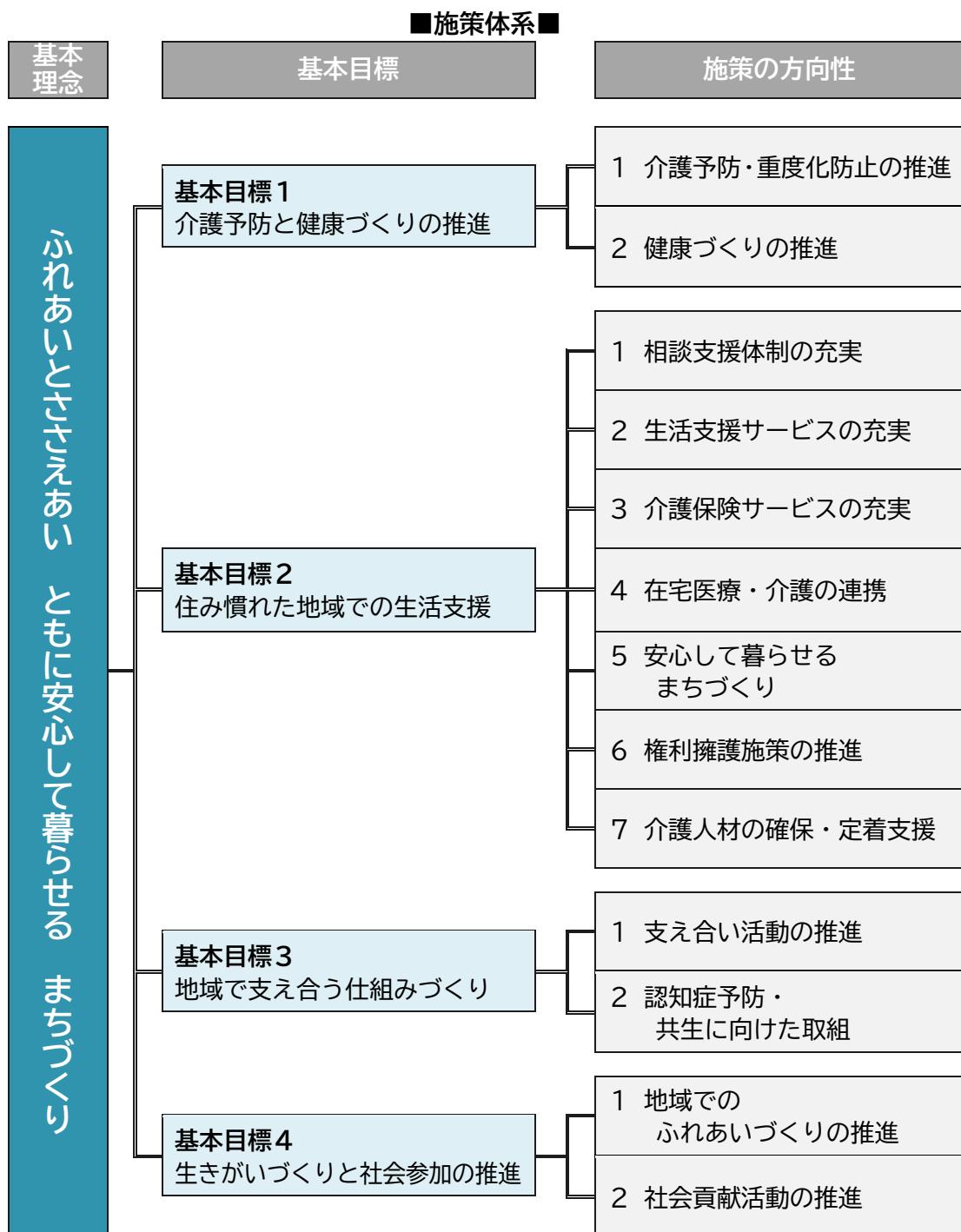
また、知識・経験が豊富な高齢者が様々な場で就労することは社会的にも非常に重要であり、今後労働人口の減少が見込まれるわが国では大きな意義を持つことから、多様なニーズに応じた活動へのきっかけづくりや人材育成等を支援し、就労・就業支援を含めた高齢者の自己実現の機会の拡充を図ります。

■第9期計画における重点課題と基本目標の関係性■

第9期計画における重点課題	基本目標			
	1	2	3	4
高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実	○			○
地域包括ケアシステムの深化・推進		○	○	○
認知症の人とその家族を支える地域づくり			○	
高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供			○	○

第3節 施策体系

基本理念と基本目標に基づき、以下の施策体系を設定し、施策の推進を図ります。



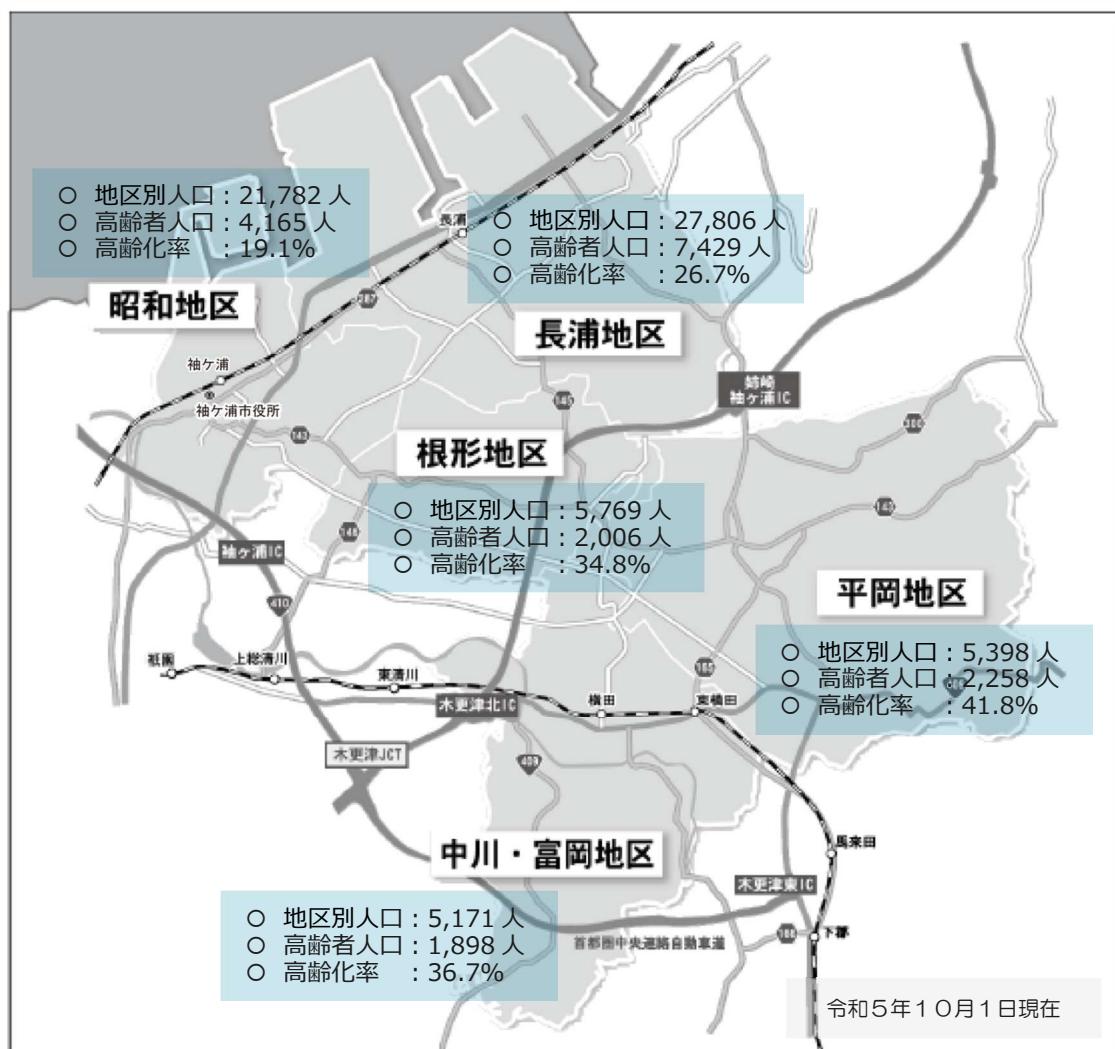
第4節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようするために、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的サービスの提供を展開していく区域となります。

本市の日常生活圏域については、第8期計画と同一区域である昭和地区、長浦地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区の5つの圏域とし、地域のニーズに見合った適切なサービス提供体制の充実を図ります。

また、地域密着型サービスの整備については、これまでの計画と同様に、人口条件等に配慮し、長浦地区、昭和・根形地区、平岡・中川・富岡地区の3地区とします。

■袖ヶ浦市の日常生活圏域■



■日常生活圏域の住所区分■

圏域名称	住所
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1丁目～2丁目、袖ヶ浦駅前1丁目～2丁目、福王台1丁目～4丁目、神納、神納1丁目～2丁目、南袖
長浦地区	今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曾根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、百目木飛地、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真里錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

第4章 施策の展開

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

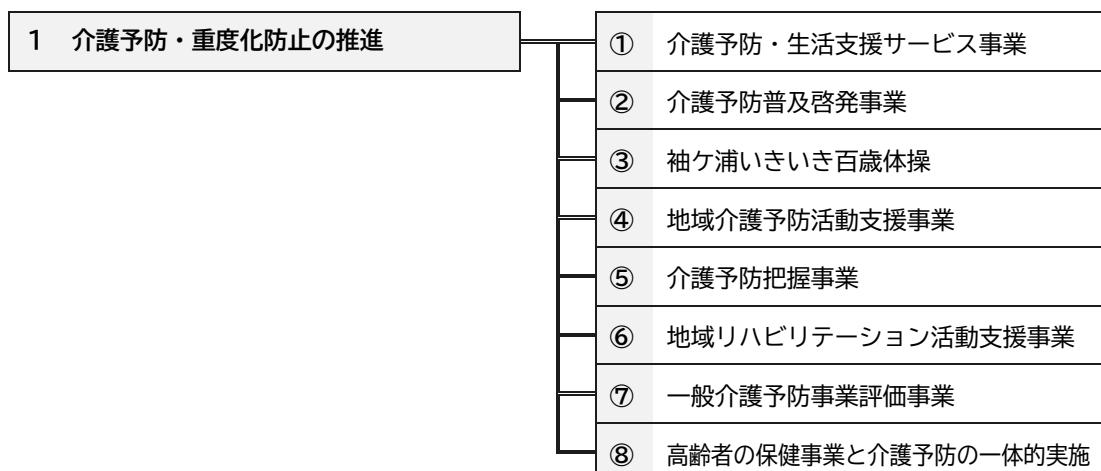
1 介護予防・重度化防止の推進

【取組の方向】

住み慣れた地域でいつまでも自分らしい自立した生活を送るために欠かすことのできない介護予防・重度化防止に関する施策を推進します。参加者同士の交流の場ともなる袖ヶ浦いきいき百歳体操等を通じて、要介護状態の一歩手前となるフレイル状態になることの予防とフレイル状態にある方の重度化防止を図りながら、高齢者の健康寿命の延伸を目指します。

また、後期高齢者の生活習慣病の予防やフレイル予防に取り組む、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することが求められており、その仕組みづくりや健康維持に向けた具体的な取組を推進します。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、地域の実情に合わせた多様なサービスを提供します。 生活支援体制整備事業と連携し、地域の支え合いによる生活支援の拡大を図ります。	高齢者支援課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
②	介護予防普及啓発事業	<p>保健師等の専門職による「おらが出張講座」の開催のほか、介護予防の必要性について、広報紙への掲載やイベント時に啓発パンフレットの配布を行うなどの普及啓発活動を行います。</p> <p>その他、食べる楽しみを持ち続けられるよう口腔機能の維持の取組や活動的な生活のための失禁予防の取組等、各種介護予防について教室や講演会を実施します。</p>	高齢者支援課
③	袖ヶ浦いきいき百歳体操	<p>介護予防体操である「袖ヶ浦いきいき百歳体操」について、実施地域や参加者のさらなる拡大を図ります。</p> <p>さらに、袖ヶ浦いきいき百歳体操の実施団体同士の情報共有、発表の機会を設け、モチベーションの維持に努め、活動の継続を支援します。</p>	高齢者支援課
④	地域介護予防活動支援事業	通いの場や各種活動が継続的に拡大していくよう、はつらつシニアサポートーの養成・活動支援を行います。	高齢者支援課
⑤	介護予防把握事業	アンケートの実施や医療機関・民生委員等からの様々な情報を活用し、生活機能の低下により支援が必要な高齢者を把握します。把握した対象者について、訪問通所一体型サービスC（専門職による短期集中予防サービス）等の各種介護予防活動への参加を促し、介護予防につなげます。	高齢者支援課
⑥	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職等の関与を促進します。	高齢者支援課
⑦	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業（普及啓発、地域活動支援等）の実施状況を含め、介護予防・日常生活支援総合事業全体の評価を行い、効果的な事業の推進を図ります。	高齢者支援課
⑧	【新規】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	後期高齢者の保健事業について、高齢者が抱える健康課題を把握し、国民健康保険の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施することで、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防等に取り組みます。	保険年金課 健康推進課 高齢者支援課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
介護予防・生活支援サービス事業	住民主体の支援活動団体数	団体	10	9以上	10以上	10以上
	生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数	件	-	180	180	180
介護予防普及啓発事業	おらが出張講座実施回数	回	71	61	61	61
袖ヶ浦いきいき百歳体操	参加者数	人	1,099	1,375	1,460	1,460
地域介護予防活動支援事業	はつらつシニアサポートー養成講座受講者数	人	-	15	15	15
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	ハイリスクアプローチ介入率	%	-	40	45	50
	ポピュレーションアプローチ専門職の介入回数	回	-	170	175	180

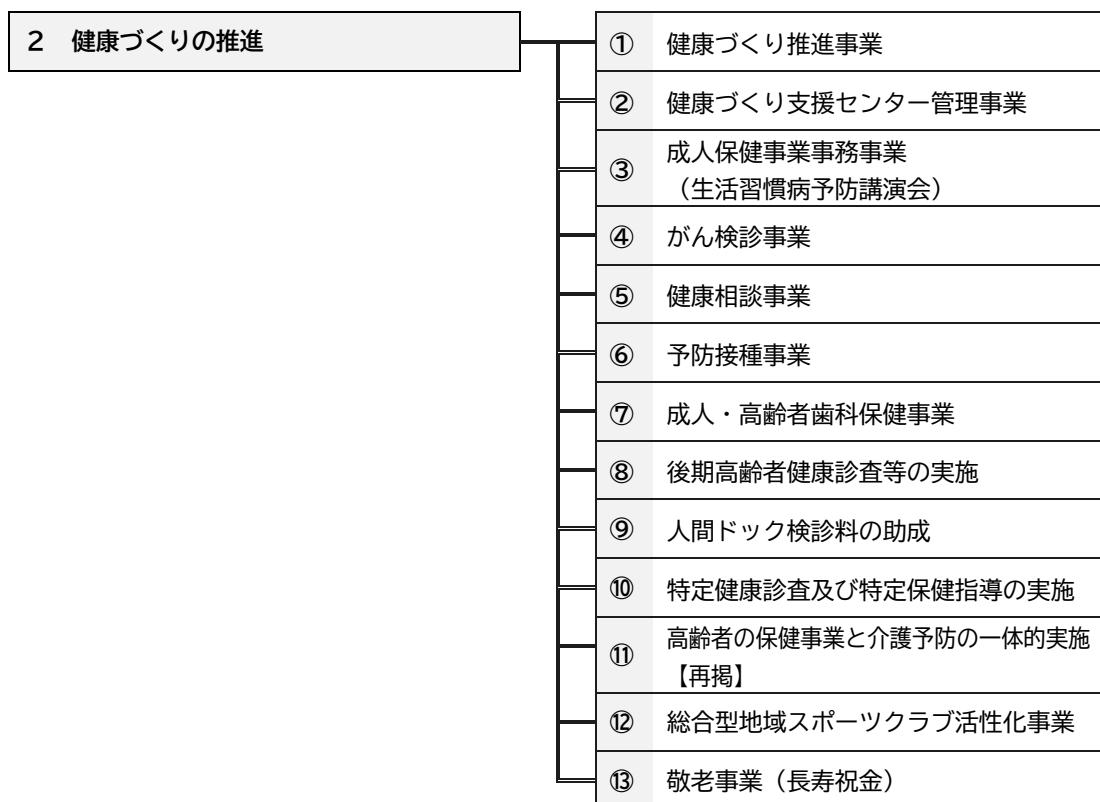
2 健康づくりの推進

【取組の方向】

市民一人ひとりが主体的に行う健康づくりを支援し、高齢者が自身の健康状態や生活の状況に応じて健康増進に取り組むことができるよう、各種検（健）診の実施やスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

また、栄養・食に関する意識の向上や、様々な疾病やフレイルの予防にもつながるとされる口腔ケアの重要性についての周知など、総合的な健康増進に関する取組を推進します。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	健康づくり推進事業	市民一人ひとりの健康に対する意識の向上と健康的な生活習慣や食生活の定着を図り、生活習慣病の予防や健康維持に向けた環境の整備に努めます。	健康推進課
②	健康づくり支援センター管理事業	指定管理者による施設の適切な管理運営を行います。 市民の自主的な健康づくりを支援するため、各種運動教室の開催や健康相談を実施します。	健康推進課

No.	事業名	内容	担当課
③	成人保健事業事務事業 (生活習慣病予防講演会)	医師会や歯科医師会との連携により生活習慣病予防講演会を開催し、生活習慣病予防への関心と理解を深めます。	健康推進課
④	がん検診事業	対象者に対し、各種検(健)診を実施することにより、個人の健康状態を把握し、健康に対する意識の向上及び疾病の早期予防を図ります。	健康推進課
⑤	健康相談事業	健診結果等を基に個人への保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取組を支援し、QOLの向上や健康寿命の延伸を図ります。また、健康づくり支援センターにおいても健康不安を抱える利用者からの相談や、栄養や運動等に関する相談にも随時対応します。	健康推進課
⑥	予防接種事業	感染症による患者の発生等の対策として、免疫を獲得し疾患の予防及び重症化の予防に努めるため、各種予防接種を実施します。	健康推進課
⑦	成人・高齢者歯科保健事業	市民が健康な歯で健康な生活を送ることができるよう、健康診査や個別保健指導を実施するほか、口腔がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげます。	健康推進課
⑧	後期高齢者健康診査等の実施	後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした健康診査について、千葉県後期高齢者医療広域連合より受託して実施します。	保険年金課
⑨	人間ドック検診料の助成	国民健康保険に6か月以上加入している満年齢35歳以上の方及び後期高齢者医療保険制度の被保険者の人間ドック受診者に対し、検診料の一部を助成します。	保険年金課
⑩	特定健康診査及び特定保健指導の実施	生活習慣病の予防・改善と医療費の適正化対策を推進するため、特定健康診査及び特定保健指導を実施します。 健診結果により腎臓病地域連携パスを送付し、かかりつけ医・専門医・市が連携して、慢性腎臓病の重症化を予防します。	保険年金課 健康推進課
⑪	【新規】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 【再掲】	後期高齢者の保健事業について、高齢者が抱える健康課題を把握し、国民健康保険の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施することで、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防等に取り組みます。	保険年金課 健康推進課 高齢者支援課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
⑫	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず市民の誰もが生涯にわたって、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実を目指し、市内5地区に設置されている総合型地域スポーツクラブを支援します。さらに、各地区的地域住民の健康保持及び相互交流を図ります。	スポーツ振興課
⑬	敬老事業（長寿祝金）	高齢の方に敬老の意を表し、長寿を祝すため、長寿祝金等を支給します。	高齢者支援課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
健康づくり支援センター一管理事業	教室受講者数	人	8,630	19,000	19,500	19,500
後期高齢者健康診査等の実施	後期高齢者健康診査受診率	%	55.4	57.3	57.4	57.5
人間ドック検診料の助成	国保短期人間ドック受診者数	人	665	690	680	670
	後期短期人間ドック受診者数	人	165	190	195	200
特定健康診査及び特定保健指導の実施	特定健康診査の受診率	%	48.4	55.0	60.0	60.0
	特定保健指導の実施率	%	56.2	60.0	60.5	61.0
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【再掲】	ハイリスクアプローチ介入率	%	-	40	45	50
	ポピュレーションアプローチ専門職の介入回数	回	-	170	175	180
総合型地域スポーツクラブ活性化事業	クラブ会員数(5クラブの総合計)	人	870	920	945	970

基本目標2：住み慣れた地域での生活支援

1 相談支援体制の充実

【取組の方向】

支援を必要とする人が、必要な時に適切な支援を受けることができるよう、地域包括支援センター等で多職種との連携を図りながら相談体制や情報提供の充実を図ります。

また、重層的支援体制を整備して、高齢化や生活困窮、ヤングケアラー等の高齢者を取り巻く複雑化、複合化する問題について、包括的な相談を受けるとともに、関係機関が連携して包括的な支援を行います。

【事業の体系と事業の概要】

1 相談支援体制の充実	① 地域包括支援センターの体制強化
	② 地域包括支援センターによる相談支援の実施
	③ 重層的支援体制整備事業
	④ 認知症に対する早期対応と支援
	⑤ 介護技術の講習や介護サービスなどの情報提供
	⑥ エンディングサポート事業
	⑦ 介護サービス相談員派遣等事業
	⑧ 適切なケアマネジメントに向けた支援
	⑨ 自立相談支援事業

■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	地域包括支援センターの体制強化	<p>増加する高齢者人口に対応し、相談体制を充実するため、地域包括支援センターの体制強化を図ります。</p> <p>直営の地域包括支援センター1か所に民間活力を導入した委託による地域包括支援センター2か所を合わせた、現在の3か所から、より支援を充実させるため4か所目の設置を目指します。</p> <p>本計画期間中においては、新たに1地区（昭和・根形地区）に地域包括支援センターを設置します。</p>	高齢者支援課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
②	地域包括支援センターによる相談支援の実施	地域包括支援センターによる相談支援の充実を図るため、研修等を活用し、専門職の資質の向上に努めます。また、地域の関係機関等との連携を密にし、高齢者やその家族のニーズを的確に把握し、包括的な支援を行います。	高齢者支援課
③	【新規】重層的支援体制整備事業	対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。	地域福祉課
④	認知症に対する早期対応と支援	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が認知症の人や家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。	高齢者支援課
⑤	介護技術の講習や介護サービスなどの情報提供	家族介護者が介護方法や各種サービスについて学ぶ家族介護教室の実施をはじめ、ニーズに応じた介護サービスの情報提供を行います。	高齢者支援課
⑥	エンディングサポート事業	民間事業者との連携による終活に関する講演会等を実施し、人生の終わりをより良いものにしたいと望む高齢者への情報提供を行います。	高齢者支援課
⑦	介護サービス相談員派遣等事業	介護サービス相談員が市内介護保険施設等を定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきによる施設等への意見交換等により、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りを担い、利用者と介護サービス事業者との橋渡しなどを行います。	介護保険課
⑧	適切なケアマネジメントに向けた支援	利用者のニーズを適切に把握し、介護予防・自立支援に資するケアプラン（介護サービス計画）等の作成ができるか、また、地域包括支援センターによる地域ケア会議等個別の検討等を通して、マネジメント力の向上を図ります。	介護保険課 高齢者支援課
⑨	自立相談支援事業	生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に支援を行います。断らない相談支援、地域における伴走型支援のコーディネートを行います。	地域福祉課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
地域包括支援センターの体制強化	支援センター数	か所	1 (R5:3)	3	4	4
重層的支援体制整備事業	重層的支援会議の開催回数	回	-	10	20	20
介護サービス相談員派遣等事業	訪問件数	件	398	600	600	600
自立相談支援事業	相談実人数	人	171	62	64	66
	延相談件数	件	2,711	1,020	1,040	1,060

2 生活支援サービスの充実

【取組の方向】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、また、家族介護者等の負担軽減を図るため、支援が必要な高齢者に対し、移動支援をはじめとした在宅での日常生活を支えるサービスの充実を図ります。

【事業の体系と事業の概要】

2 生活支援サービスの充実	① 生活支援短期宿泊事業
	② はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
	③ 理容師派遣事業
	④ 介護予防・生活支援サービス事業【再掲】
	⑤ 世代間支え合い家族支援事業
	⑥ 高齢者紙おむつ等支給事業
	⑦ 高齢者等住宅整備資金貸付事業
	⑧ 老人保護措置事業（養護老人ホーム）
	⑨ 高齢者移動支援事業
	⑩ 自立相談支援事業【再掲】
	⑪ 移送サービス事業
	⑫ 木造住宅耐震化促進事業
	⑬ 一人暮らし高齢者宅防火診断

■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	生活支援短期宿泊事業	基本的生活習慣が欠如しているなど社会適応が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、規則正しい生活習慣を身に付けることで、要支援・要介護状態への進行を予防します。	高齢者支援課
②	はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	保険給付等適用外のはり、きゅう、マッサージの施術を受けた75歳以上の高齢者に対し、施術費の一部を助成します。	高齢者支援課
③	理容師派遣事業	要介護3～5と認定され、寝たきり等により理髪に行くことが困難な65歳以上の高齢者に対し、自宅で理容サービスが受けられるよう支援します。	高齢者支援課

No.	事業名	内容	担当課
④	介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	<p>要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、地域の実情に合わせた多様なサービスを提供します。</p> <p>生活支援体制整備事業と連携し、地域の支え合いによる生活支援の拡大を図ります。</p>	高齢者支援課
⑤	世代間支え合い家族支援事業	世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進するため、高齢者とその子等が新たに本市で同居又は近隣に居住することができるよう、住宅の新築、購入、増改築、転居等に要する費用の一部を助成します。	高齢者支援課
⑥	高齢者紙おむつ等支給事業	要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等を必要としている高齢者の介護者及び一人暮らしの高齢者を対象に紙おむつ等を支給します。	高齢者支援課
⑦	高齢者等住宅整備資金貸付事業	高齢者が自宅で日常生活を営むことができるよう、浴室・トイレの改修、段差の解消、手すり・スロープの設置等の住宅改修に対し、資金を無利子で貸付します。	高齢者支援課
⑧	老人保護措置事業 (養護老人ホーム)	経済上の理由や虐待等により、居宅での生活が困難な高齢者に対し、住まいが確保されるよう養護老人ホームに入所措置し養護します。	高齢者支援課
⑨	高齢者移動支援事業	<p>自身で自動車の運転ができない、家族等からの支援がないなど自家用車での移動が困難な高齢者、駅やバス停が遠いなど公共交通機関での移動が困難な高齢者等の移動を支援します。</p> <p>【高齢者タクシー料金助成事業】 65歳以上の方で構成された非課税世帯に属する75歳以上の方を対象に、タクシーを利用した場合の利用料金の一部を助成します。</p> <p>【高齢者支援協力バス事業】 健康づくり支援センターが運行する送迎バスの空席を利用して、高齢者を対象に移動支援を行う事業を試行的に実施します。</p> <p>【地域支え合い活動支援事業】 地域住民・NPO等が主体となり、高齢者等の移動手段を確保する取組に対して支援します。</p>	高齢者支援課
⑩	自立相談支援事業 【再掲】	生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に支援を行います。断らない相談支援、地域における伴走型支援のコーディネートを行います。	地域福祉課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
⑪	移送サービス事業	高齢や障がいにより、一般的な交通手段では通院等が困難な低所得の方を対象に、ボランティアの協力により送迎を行い、自宅から市内・近隣市の医療機関等までの移動を支援します。	社会福祉協議会
⑫	木造住宅耐震化促進事業	平成12年以前に建築された木造住宅を対象とし、定期的に無料の耐震相談会を開催するなど、耐震化率の向上を目的とした啓発活動を実施します。 また、耐震診断及び耐震改修工事にかかる費用の補助を実施し、高齢者及び障がい者については、耐震診断の結果から一定の条件を満たした場合に、耐震改修工事にかかる補助額を増額します。	都市整備課
⑬	一人暮らし高齢者宅 防火診断	一人暮らし高齢者宅を訪問し、防火思想の普及を図り、火災による被害の軽減、安全を確保するため、住宅用防災機器、電気・ガス器具等の防火診断を実施し、アドバイスを行います。	消防本部予防課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
介護予防・生活支援 サービス事業【再掲】	住民主体の支援活動 団体数	団体	10	9以上	10以上	10以上
	生活支援コーディネーターの相談・地域 資源情報収集等の対応件数	件	-	180	180	180
世代間支え合い家族 支援事業	利用者数	人	15	13以上	13以上	13以上
高齢者紙おむつ等支給 事業	利用者数	人	753	820	840	860
高齢者移動支援事業	高齢者移動支援 タクシー利用率	%	72.2	70以上	70以上	70以上
	地域支え合い活動 支援事業各団体の 平均外出支援者数	人/日	15.2	14.7以上	14.7以上	14.7以上

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
自立相談支援事業 【再掲】	相談実人数	人	171	62	64	66
	延相談件数	件	2,711	1,020	1,040	1,060
移送サービス事業	利用登録者数	人	59	69	70	70
木造住宅耐震化促進事業	耐震改修工事実施件数	件	9	15	15	15
一人暮らし高齢者宅 防火診断	高齢者宅防火診断 実施戸数	戸	77	96	96	96

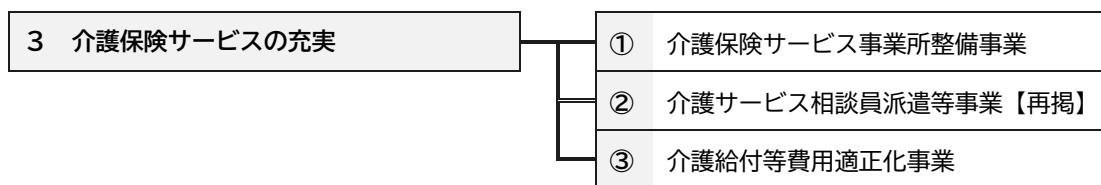
3 介護保険サービスの充実

【取組の方向】

高齢者が要介護状態になっても、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、また、要介護状態を軽減し、その悪化を防止するため、総合的かつ効率的なサービスが提供できるよう、介護保険サービス提供体制の充実を図ります。

なお、第8期計画期間における在宅介護（予防）サービス、介護施設サービス、地域密着型サービスの実績や本計画期間における見込み等については、本計画の「第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出」に掲載しています。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	介護保険サービス事業所整備事業	高齢者が住み慣れた地域で生活し続けていくためのサービスの充実を図るため、計画期間内においては、認知症対応型共同生活介護（1か所）の整備を行います。	介護保険課
②	介護サービス相談員派遣等事業【再掲】	介護サービス相談員が市内介護保険施設等を定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきによる施設等への意見交換等により、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りを行い、利用者と介護サービス事業者との橋渡しなどを行います。	介護保険課
③	介護給付等費用適正化事業	介護（予防）給付について、適正なサービス利用につなげるため、ケアプランの点検や給付情報の突合等を実施します。 また、指定権者として事業所の人員・設備等の指導等を行い、さらなる給付の適正化に取り組みます。	介護保険課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
介護保険サービス事業所整備事業	認知症対応型共同生活介護の整備	か所	3 (R5:4)	4	4	5
介護サービス相談員派遣等事業【再掲】	訪問件数	件	398	600	600	600

4 在宅医療・介護の連携

【取組の方向】

医療と介護双方のニーズを併せ持つ高齢者が、安心して在宅療養生活を送ることができるよう、多職種連携や相談支援体制の整備を推進します。

また、在宅療養や終末期医療、看取り等についての情報提供を図り、自身の人生に関する多様な選択をすることができるよう支援を行います。

【事業の体系と事業の概要】

4 在宅医療・介護の連携	① 在宅医療・介護連携推進事業
--------------	-----------------

■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	在宅医療・介護連携推進事業	<p>【在宅医療・介護連携推進協議会の開催】 医療・介護関係者からなる「在宅医療・介護連携推進協議会」を開催し、課題の抽出や対応策を検討するとともに、協働のあり方や普及啓発等についても検討します。</p> <p>【多職種間の関係づくり】 医療・介護関係者のより良い連携・協働を可能にするために、グループワーク・ケーススタディなど多職種協働研修を実施するほか、地域の医療機関・介護事業所に関する社会支援のリストや情報共有ツールの作成、更新を行います。</p> <p>【住民向け普及啓発】 医療・介護関係者の協力の下、地域住民向けに在宅医療や介護に関する講演会等を開催します。</p> <p>【在宅医療・介護連携に関する相談体制】 地域包括支援センターに設置している「在宅医療・介護連携支援相談窓口」を通じて、関係者から在宅医療・介護連携に関する相談に応じるとともに、情報の提供など支援を行います。</p> <p>住民向けには、相談に対し、必要に応じて情報提供や他の相談機関へつなぐ等の支援を行います。</p>	高齢者支援課

5 安心して暮らせるまちづくり

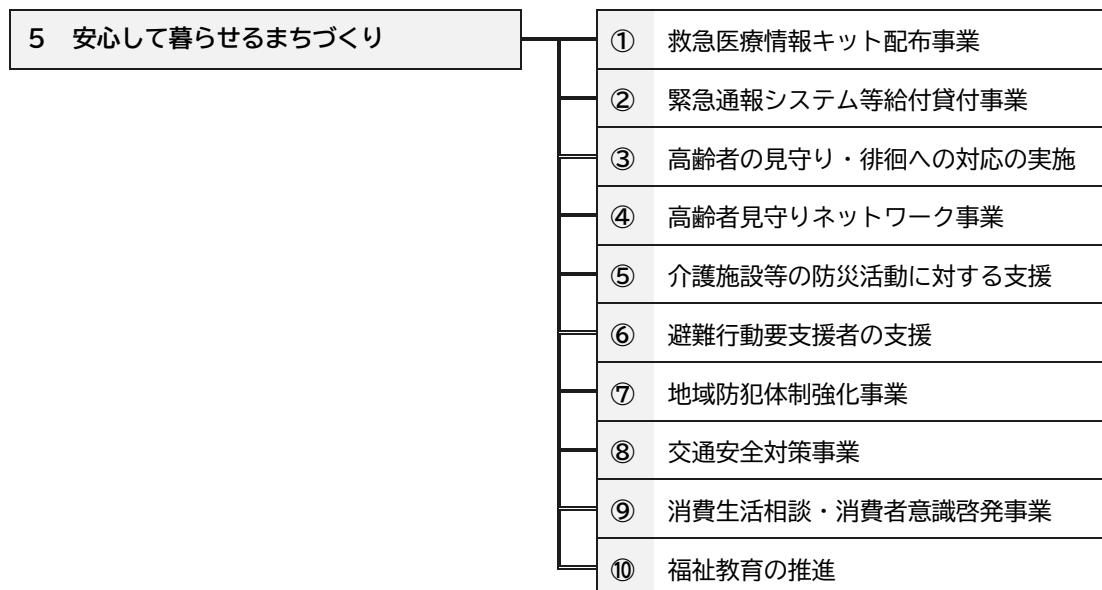
【取組の方向】

高齢者が安全で安心して生活できるよう、防災、防犯、交通安全等の安全対策を推進します。

また、市民・事業者、関係機関等のネットワークにより高齢者の「さりげない見守り」を引き続き実施し、地域社会全体で高齢者を見守る体制整備に努めます。

さらに、近年の災害等の発生状況を踏まえ、「袖ヶ浦市地域防災計画」等に定められる高齢者等への支援が適切に行えるよう、平時より地域や介護施設等との連携に努めます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	救急医療情報キット配布事業	ひとり暮らしの高齢者等に対し、救急時に必要となるかかりつけ医療機関や持病等の情報を記入した救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布します。	高齢者支援課
②	緊急通報システム等給付貸付事業	ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システム等を貸付し、安心して自宅で生活できる環境の整備を図ります。	高齢者支援課
③	高齢者の見守り・徘徊への対応の実施	高齢者等が外出の際に保護された時に、早期に身元が確認できるよう、衣服や持ち物に貼り付けられるQRコードが印字されている「見守りシール」を配布します。	高齢者支援課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
④	高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	高齢者支援課
⑤	介護施設等の防災活動に対する支援	災害等に備え、介護施設等の非常時の連絡先や備蓄状況等を定期的に確認するとともに、必要に応じて防災訓練等の支援を行います。	介護保険課 防災安全課
⑥	避難行動要支援者の支援	災害時に自力又は家族の支援だけでは対応が困難な高齢者や障がいのある方を日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにするため、個人情報の保護に配慮した避難行動要支援者名簿を作成・活用し、地域が連携して避難行動要支援者の支援に努めます。	防災安全課 市民協働推進課 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課
⑦	地域防犯体制強化事業	市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、防犯指導員や自主防犯組織の活動を支援するとともに、木更津警察署や防犯指導員等の関係団体と連携し、高齢者を対象に電話詐欺等を防止するための啓発活動や防犯講習会を実施します。	防災安全課
⑧	交通安全対策事業	高齢者の交通事故対策として、交通安全意識の向上を図るため、木更津警察署や交通関係団体と連携し啓発活動を実施するとともに、シニアクラブ等における交通安全教育の実施及び運転免許証の自主返納を推進します。 【運転免許証自主返納事業】 高齢者の交通事故の減少を目的として、運転免許証を自主返納された高齢者を対象に、千葉県公安委員会が発行する運転経歴証明書及びバス事業者が発行するバス運賃割引優待証の交付手数料を助成します。	防災安全課
⑨	消費生活相談・消費者意識啓発事業	消費者の利益を保護するため、相談業務を実施するとともに、消費者教室や消費生活相談員による出前講座を開催し、啓発を行います。	商工観光課
⑩	福祉教育の推進	車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習などを実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。また、自治会や企業向けにも福祉の心を養うための講座等を実施します。	学校教育課 社会福祉協議会

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
救急医療情報キット配布事業	配布者数	人	1,138	1,180	1,220	1,260
高齢者見守りネットワーク事業	協力事業者の関係団体数	団体	69	71	72	72
避難行動要支援者の支援	福祉避難所運営訓練の実施回数	回	1	1	1	1
地域防犯体制強化事業	自主防犯組織の設立数	団体	43	45	46	46
交通安全対策事業	交通安全教室・講習会の実施回数	回	110	118	130	130
消費生活相談・消費者意識啓発事業	出前講座・消費者教室の開催回数	回	3	10	10	10
福祉教育の推進	児童生徒が高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合	%	91.7	100	100	100

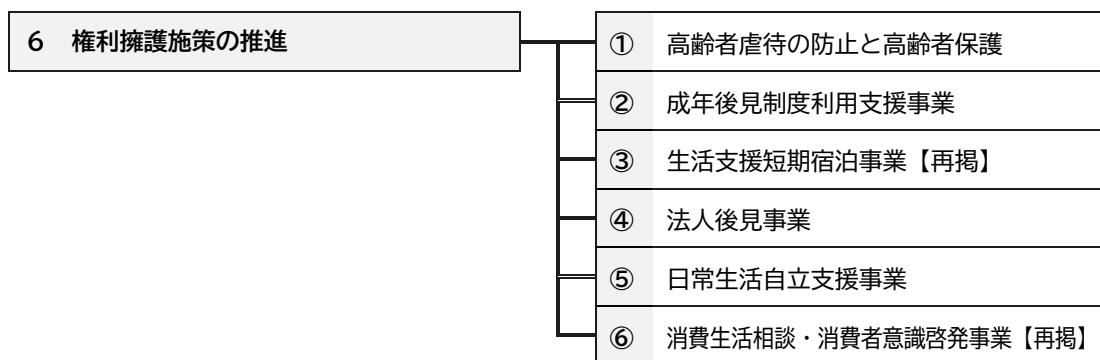
6 権利擁護施策の推進

【取組の方向】

認知症等により判断能力が低下した場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生活することができるようするため、本人の尊厳と主体性を十分に尊重しながら成年後見制度の利用を促進します。

また、高齢者虐待を防止するため、市民や関係機関に対する普及啓発を行うとともに、早期発見や適切な機関へつなげることができるよう、関係機関との連携強化に取り組みます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	高齢者虐待の防止と高齢者保護	高齢者虐待の防止に向けて地域住民や関係機関へ普及啓発を行います。また、虐待発生時には、関係機関と連携し、対象者の保護や養護者の介護負担の軽減等適切な支援を行います。	高齢者支援課
②	成年後見制度利用支援事業	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築における中核機関として、袖ヶ浦市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度について広報、ホームページやパンフレット、市民や専門職に向けた勉強会等により普及啓発を図るとともに、制度利用が必要な高齢者に対し円滑に制度を利用できるよう支援します。</p> <p>また、認知症高齢者等で親族がいない場合や虐待がある場合には、市長による後見等申立を行います。その他にも、必要に応じて申立費用や後見人等報酬費用の一部を助成します。</p>	高齢者支援課

No.	事業名	内容	担当課
③	生活支援短期宿泊事業 【再掲】	基本的生活習慣が欠如しているなど社会適応が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、規則正しい生活習慣を身に付けることで、要支援・要介護状態への進行を予防します。	高齢者支援課
④	法人後見事業	高齢や知的障がい、精神障がいなどにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行います。	社会福祉協議会
⑤	日常生活自立支援事業	障がいのある人や高齢者で、サービスの利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。	社会福祉協議会
⑥	消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】	消費者の利益を保護するため、相談業務を実施するとともに、消費者教室や消費生活相談員による出前講座を開催し、啓発を行います。	商工観光課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
法人後見事業	新規受任件数	件	3	5	5	5
日常生活自立支援事業	新規利用契約者数	人	7	6	6	6
消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】	出前講座・消費者教室の開催回数	回	3	10	10	10

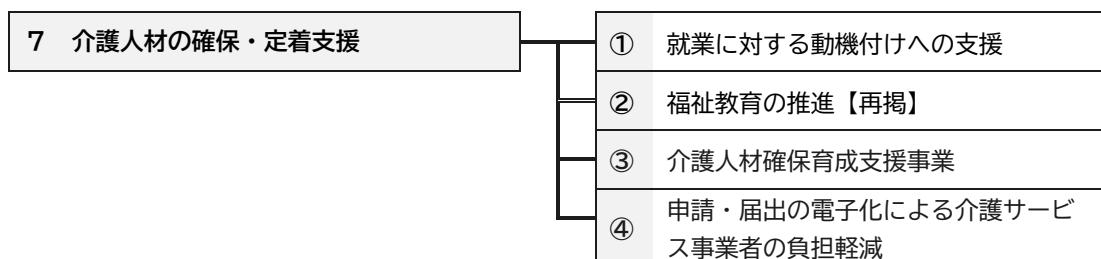
7 介護人材の確保・定着支援

【取組の方向】

地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び定着の支援として、将来の介護人材となりうる小中学生等への福祉教育を推進するとともに、介護の仕事の大切さや魅力、やりがいについて周知を図ります。

また、介護職を志す方への資格取得やキャリアアップに対する補助を実施するとともに、国や県が進める介護人材の確保や介護現場における生産性の向上に資する取組について、国や県と連携して取り組みます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	就業に対する動機付けへの支援	今後、一層高まる介護サービス需要に対応するため、次世代を担う小中学生等に介護の仕事の大切さや魅力、やりがいを伝えるため周知を図ります。	介護保険課
②	福祉教育の推進【再掲】	車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習などを実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。また、自治会や企業向けにも福祉の心を養うための講座等を実施します。	学校教育課 社会福祉協議会
③	介護人材確保育成支援事業	国・県等が実施する介護人材育成等に関する事業と連携を図り、市内の介護サービス事業所等に従事する人材の育成支援を行います。 また、市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保・定着・育成及び介護保険サービスの安定的な提供を目的に、資格取得等にかかる費用の支援を行います。	介護保険課
④	【新規】 申請・届出の電子化による介護サービス事業者の負担軽減	介護サービス事業者の負担を軽減するため、国の構築した電子申請・届出システムを令和6年度の上半期までに導入し、指定申請や報酬請求等の手続について様式の標準化と申請・届出の電子化を図ります。	介護保険課 高齢者支援課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
福祉教育の推進【再掲】	児童生徒が高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合	%	91.7	100	100	100
介護人材確保育成支援事業	介護職員初任者研修受講費用補助件数	件	2	10	10	10
	主任介護支援専門員研修受講費用補助件数	件	1	2	2	2
	介護支援専門員資格取得費用補助件数	件	3	3	3	3

基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり

1 支え合い活動の推進

【取組の方向】

地域ケア会議の活用等により、医療・介護・福祉の関係機関等との連携を図るとともに、医師、看護師、介護支援専門員、社会福祉士等の専門職と地域住民とが協力しながら、支援が必要な高齢者等への見守りや支え合いを推進します。

また、ボランティア、NPO、民間事業者、社会福祉法人など多様な主体が地域の高齢者を支援していく生活支援サービスの提供に向けた取組を引き続き推進していきます。

【事業の体系と事業の概要】

1 支え合い活動の推進		① 地域ケア会議の実施
		② 高齢者見守りネットワーク事業【再掲】
		③ はつらつシニアサポートーの養成、活動支援
		④ 介護支援ボランティア事業
		⑤ 生活支援体制整備事業
		⑥ ボランティアセンターの運営
		⑦ 地区社会福祉協議会活動の運営
		⑧ 救急・救護体制の整備

■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	地域ケア会議の実施	地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的として、地域ケア会議を開催します。会議には、①自立支援型、②個別課題検討型、③地域課題検討型、④地域ケア推進会議の4つの構成があります。	高齢者支援課
②	高齢者見守りネットワーク事業【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	高齢者支援課

No.	事業名	内容	担当課
③	はつらつシニアサポーターの養成、活動支援	介護予防の取組を支援するはつらつシニアサポーターの養成に加え、地域の通いの場や介護予防教室への参画等、活動に結び付けられるよう支援を行うとともに、サポーターのさらなる知識の習得に向け研修を行います。	高齢者支援課
④	介護支援ボランティア事業	高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附又は地産地消に資する商品券を交付します。	高齢者支援課
⑤	生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、従来の給付等のサービスだけではなく、ボランティア、地縁組織、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体による生活支援サービスや社会参加の機会が提供される地域の体制づくりのための取組を実施します。	高齢者支援課
⑥	ボランティアセンターの運営	地域や施設で実施される行事や施設入所者の日常生活支援など、ボランティア活動を希望する方と支援を希望する方との連絡調整を行い、様々なニーズに合ったボランティア活動を支援できるよう、ボランティアセンターの機能強化と事業の充実に努めます。(主な活動：ボランティア登録、マッチング、ボランティア保険の加入、ペットボトルキャップ・使用済み切手及び使用済みテレフォンカードの収集整理、ほっとテレfonサービス、声の広報貸出し、ボランティア養成事業、災害ボランティアセンターの運営)	社会福祉協議会
⑦	地区社会福祉協議会活動の運営	地域福祉を地域住民主体で推進するため、6つの地区社会福祉協議会（昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中富地区）を設置し、活動の充実に努めます。(主な活動：ひとり暮らし高齢者等見守り訪問、敬老会、ふれあいバスハイク、地区サロン、お花見昼食会、広報紙発行)	社会福祉協議会
⑧	救急・救護体制の整備	市民等を対象に、応急救手当・救命講習の実施により適切な知識と技術の普及に努め、市民による応急救手当の拡大を図ります。	消防本部警防課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
高齢者見守りネットワーク事業【再掲】	協力事業者の関係団体数	団体	69	71	72	72
はつらつシニアセンターの養成、活動支援	はつらつシニアセンター養成講座受講者数	人	6	15	15	15
生活支援体制整備事業	住民主体の支援活動団体数	団体	10	9以上	10以上	10以上
	生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数	件	-	180	180	180
救急・救護体制の整備	応急手当啓発講習会参加者数	人	904	1,700	1,700	1,700

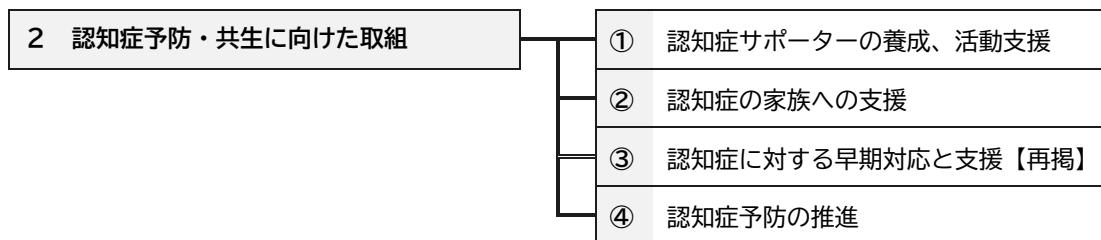
2 認知症予防・共生に向けた取組

【取組の方向】

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、認知症初期集中支援チーム等による早期対応や認知症ケアに携わる関係者の対応力の向上を図ります。

また、認知症の人やその家族が尊厳を保ち穏やかな暮らしを送ることができるよう、認知症に関する相談窓口の普及や認知症に対する正しい理解を深め、適切な支援ができる市民の育成に努めます。さらに、本人や家族が悩みなどを共有し、意見なども発信できる場をつくります。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	認知症サポーターの養成、活動支援	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を地域住民や企業等、幅広く実施します。また、ステップアップ講座の実施により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行います。	高齢者支援課
②	認知症の家族への支援	地域における家族の交流の場や認知症カフェの設置の支援、認知症初期集中支援チームによる支援等により、認知症の人を介護する家族の不安の軽減や認知症への正しい理解を広めるなど、家族支援を充実します。	高齢者支援課
③	認知症に対する早期対応と支援【再掲】	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が認知症の人や家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。	高齢者支援課
④	認知症予防の推進	認知症予防のための講習会等を開催するなど、認知症予防に関しての普及啓発を充実します。	高齢者支援課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
認知症サポーターの養成、活動支援	認知症サポーター養成講座受講者数	人	235	280	280	280

基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進

1 地域でのふれあいづくりの推進

【取組の方向】

高齢者が生きがいを持って暮らしていくよう、多様な活動について支援を行うとともに、高齢者の主たる活動団体であるシニアクラブの活動支援、参加促進を図ります。

また、趣味や学習、交流の活動の場や世代間の交流を行う機会を提供するなど、高齢者が地域社会において生きがいを持って日常生活を過ごすことができるよう支援します。

【事業の体系と事業の概要】

1 地域でのふれあいづくりの推進	① 老人福祉会館運営事業
	② シニアクラブ活動支援事業
	③ 袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】
	④ 地域ふれあいサロンの設置
	⑤ 保育所（園）地域活動事業
	⑥ 市民活動情報サイトによる情報提供
	⑦ 高齢者いきがい促進事業（高齢者学級）

■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	老人福祉会館運営事業	高齢者等の憩いの場となる老人福祉会館の維持管理・運営を行います。	高齢者支援課
②	シニアクラブ活動支援事業	単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会の社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業等の支援を行います。	高齢者支援課
③	袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】	介護予防体操である「袖ヶ浦いきいき百歳体操」について、実施地域や参加者のさらなる拡大を図ります。 さらに、袖ヶ浦いきいき百歳体操の実施団体同士の情報共有、発表の機会を設け、モチベーションの維持に努め、活動の継続を支援します。	高齢者支援課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
④	地域ふれあいサロンの設置	高齢者が孤立しないよう、地域の中に集える場所（サロン）をつくり、住民、ボランティア等との交流機会を設けることで、地域で顔の見える関係づくりと高齢者の地域参加を促進します。	社会福祉協議会
⑤	保育所（園）地域活動事業	高齢者と保育所児童との世代間の交流機会を充実させ、安心して子どもを生み育てられる地域づくりを推進するとともに、世代間の支え合いの精神を育みます。	保育幼稚園課
⑥	市民活動情報サイトによる情報提供	市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」により、市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体等の情報提供を行います。	市民協働推進課
⑦	高齢者いきがい促進事業（高齢者学級）	高齢者が健康で充実した生活を送ることができるよう、学習活動や交流活動を通じて一人ひとりの生きがいの創出を促進するとともに、仲間づくりの場を提供します。	市民会館 各公民館

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】	参加者数	人	1,099	1,375	1,460	1,460
地域ふれあいサロンの設置	参加者数	人	1,935	3,040	3,280	3,520
保育所（園）地域活動事業	交流事業実施保育所数	か所	4	5	5	5
市民活動情報サイトによる情報提供	市民活動情報サイトへの登録団体数	団体	61	64	66	68
高齢者いきがい促進事業（高齢者学級）	高齢者学級等の延参加人数	人	1,086	1,150	1,150	1,150

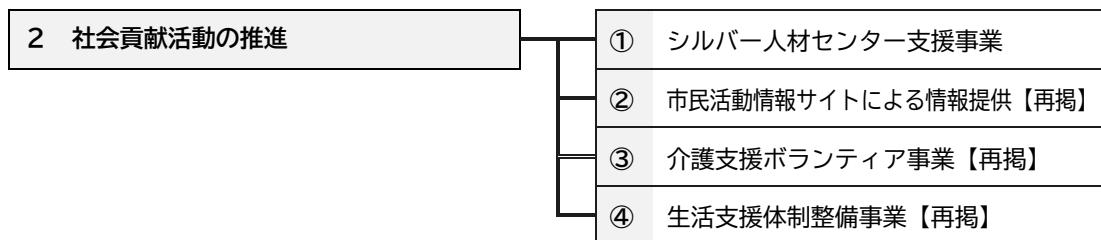
2 社会貢献活動の推進

【取組の方向】

高齢者が就労することは、収入による経済的な利点があるだけでなく、主体的に働くことで生きがいづくりや健康増進にもつながることから、高齢者の優れた知識や技術、豊富な経験を活かして働き続けることができるような就労の場の確保・提供に努めます。

また、高齢者がこれまでの知識や経験を活かして社会的役割をもつことや元気な高齢者が支える側として活躍する場を増やすなど、高齢者の社会参加・地域貢献の促進に取り組みます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	シルバー人材センター支援事業	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課
②	市民活動情報サイトによる情報提供【再掲】	市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」により、市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体等の情報提供を行います。	市民協働推進課
③	介護支援ボランティア事業【再掲】	高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附又は地産地消に資する商品券を交付します。	高齢者支援課
④	生活支援体制整備事業【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、従来の給付等のサービスだけではなく、ボランティア、地縁組織、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体による生活支援サービスや社会参加の機会が提供される地域の体制づくりのための取組を実施します。	高齢者支援課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
シルバー人材センター支援事業	業務の受託件数	件	1,315	1,399	1,399	1,399
市民活動情報サイトによる情報提供【再掲】	市民活動情報サイトへの登録団体数	団体	61	64	66	68
生活支援体制整備事業 【再掲】	住民主体の支援活動団体数	団体	10	9以上	10以上	10以上
	生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数	件	-	180	180	180

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

第1節 介護保険サービスの見込量算出にあたっての前提

1 被保険者数の推計

第9期計画期間における被保険者数を以下のように見込みます。

第1号被保険者数の増加は長期的に継続していくと見込まれます。

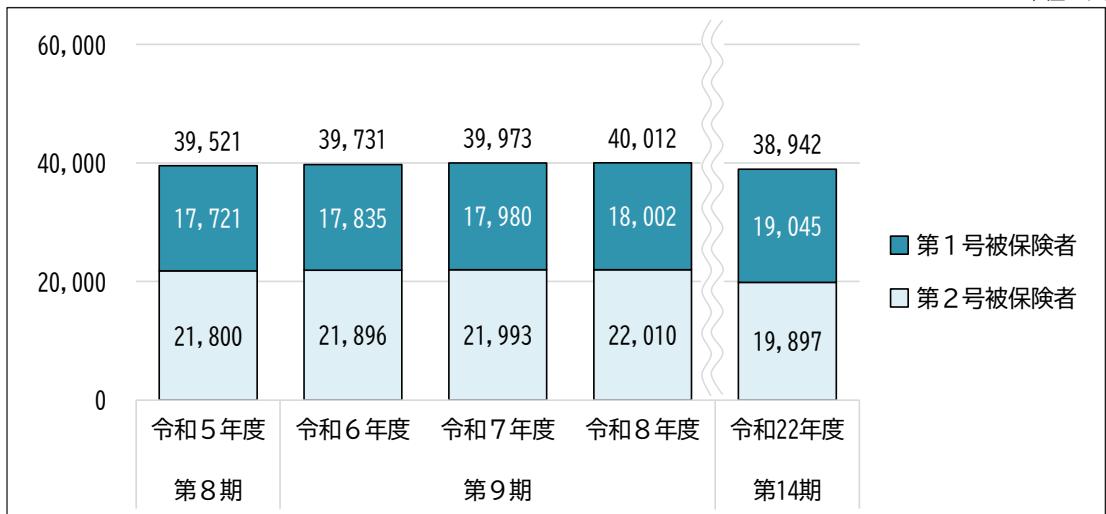
■被保険者数の中長期推計■

単位：人

	第8期	第9期			第14期
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
第1号被保険者 (65歳以上)	17,721	17,835	17,980	18,002	19,045
第2号被保険者 (40歳以上 65歳未満)	21,800	21,896	21,993	22,010	19,897
合計	39,521	39,731	39,973	40,012	38,942

※袖ヶ浦市基本構想における将来人口推計を参考に令和5年10月1日の人口等により算出した人口推計より算出。

単位：人



※袖ヶ浦市基本構想における将来人口推計を参考に令和5年10月1日の人口等により算出した人口推計より算出。

2 要支援・要介護認定者数の推計

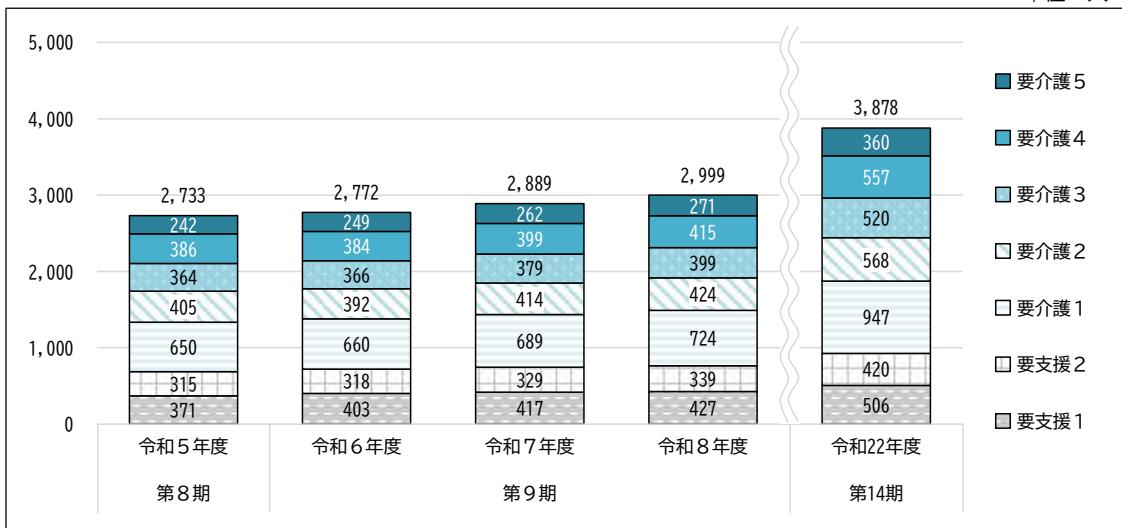
第9期計画期間における要支援・要介護認定者数を以下のように見込みます。
高齢化に伴って要支援・要介護認定者数は増加傾向が続くと見込まれます。

■要支援・要介護認定者数の中長期推計■

単位：人

	第8期	第9期			第14期
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総数	2,733	2,772	2,889	2,999	3,878
(うち第1号被保険者)	2,660	2,696	2,813	2,923	3,810
要支援1	371	403	417	427	506
(うち第1号被保険者)	362	392	406	416	496
要支援2	315	318	329	339	420
(うち第1号被保険者)	306	312	323	333	414
要介護1	650	660	689	724	947
(うち第1号被保険者)	635	643	672	707	932
要介護2	405	392	414	424	568
(うち第1号被保険者)	392	378	400	410	556
要介護3	364	366	379	399	520
(うち第1号被保険者)	356	357	370	390	512
要介護4	386	384	399	415	557
(うち第1号被保険者)	376	374	389	405	548
要介護5	242	249	262	271	360
(うち第1号被保険者)	233	240	253	262	352

単位：人



※要支援・要介護認定者には第2号被保険者が含まれる。

※各年10月1日現在

第2節 介護保険サービス量の見込み

1 在宅介護（予防）サービス量の見込み

(1) 訪問介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問介護	要介護 1～5	<p>要介護者が居宅において、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・掃除・洗濯等の生活援助が受けられるサービスです。</p> <p>なお、生活援助については、一人暮らし又は同居家族等が障がいや疾病のため、本人や同居家族等が家事等を行うことが困難な場合のみ利用することができます。</p>

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問介護	延人数 (人)	3,561	3,705	3,828	3,924	4,188	4,476
	延回数 (回)	83,570	88,085	89,140	91,954	98,336	105,366

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問入浴介護	要介護 1～5	要支援者・要介護者が、居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
介護予防訪問入浴介護	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問入浴介護	延人数 (人)	467	451	504	504	552	576
	延回数 (回)	2,565	2,490	2,928	3,007	3,300	3,498
介護予防訪問入浴介護	延人数 (人)	8	13	12	12	12	12
	延回数 (回)	34	53	69	77	77	77

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問看護	要介護 1～5	要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
介護予防訪問看護	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問看護	延人数 (人)	1,066	1,228	1,332	1,344	1,428	1,476
	延回数 (回)	9,270	10,754	12,105	12,390	13,296	13,774
介護予防訪問看護	延人数 (人)	103	72	84	84	96	96
	延回数 (回)	605	363	739	1,004	1,184	1,184

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	要支援者・要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
介護予防 訪問リハビリテーション	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問リハビリテーション	延人数 (人)	260	219	240	240	252	264
	延回数 (回)	3,092	2,464	2,752	2,760	2,821	3,008
介護予防 訪問リハビリテーション	延人数 (人)	30	54	72	84	84	96
	延回数 (回)	229	499	367	386	386	386

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
居宅療養管理指導	要介護 1～5	要支援者・要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
介護予防居宅療養管理指導	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅療養管理指導	延人数 (人)	2,424	2,752	3,048	3,120	3,360	3,468
介護予防 居宅療養管理指導	延人数 (人)	127	133	132	132	156	168

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(6) 通所介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
通所介護	要介護 1～5	要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです（デイサービスともいいます）。

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
通所介護	延人数 (人)	3,781	3,887	3,960	4,020	4,140	4,320
	延回数 (回)	35,385	35,415	35,436	35,135	35,896	37,380

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
通所リハビリテーション	要介護 1～5	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアともいいます）。
介護予防 通所リハビリテーション	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
通所リハビリテーション	延人数 (人)	2,361	2,446	2,604	2,652	2,844	3,000
	延回数 (回)	19,035	18,854	20,245	20,276	21,217	22,301
介護予防 通所リハビリテーション	延人数 (人)	783	718	744	744	756	768

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
短期入所生活介護	要介護 1～5	要支援者・要介護者が介護老人福祉施設や老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所生活介護	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所生活介護	延人数 (人)	2,753	2,824	2,844	2,880	3,132	3,312
	延日数 (日)	53,488	54,846	52,537	51,962	57,199	61,147
介護予防 短期入所生活介護	延人数 (人)	68	39	48	60	72	84
	延日数 (日)	262	156	196	265	299	337

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
短期入所療養介護	要介護 1～5	要支援者・要介護者が介護老人保健施設等に短期間入所し、看護その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所療養介護	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所療養介護	延人数 (人)	157	154	204	216	240	264
	延日数 (日)	1,527	1,569	1,695	1,772	2,030	2,106
介護予防 短期入所療養介護	延人数 (人)	0	2	0	0	0	0
	延日数 (日)	0	8	0	0	0	0

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設に入居する要支援者・要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
特定施設入居者生活介護	延人数(人)	497	560	516	576	600	612
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数(人)	60	48	48	48	48	48

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
福祉用具貸与	要介護 1～5	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
福祉用具貸与	延人数 (人)	8,337	9,029	9,624	9,804	10,572	10,980
介護予防福祉用具貸与	延人数 (人)	1,510	1,661	1,788	1,872	1,968	2,016

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(12) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
特定福祉用具購入費	要介護 1～5	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。
特定介護予防福祉用具購入費	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
特定福祉用具購入費	延人数 (人)	117	147	180	192	216	240
特定介護予防 福祉用具購入費	延人数 (人)	23	38	36	36	48	48

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
住宅改修	要介護 1～5	要支援者・要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。
介護予防住宅改修	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
住宅改修	延人数 (人)	116	146	180	192	204	216
介護予防住宅改修	延人数 (人)	57	54	60	60	72	72

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
居宅介護支援	要介護 1～5	在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者が要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。
介護予防支援	要支援 1・2	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護支援	延人数 (人)	13,476	14,119	14,304	14,568	15,576	16,560
介護予防支援	延人数 (人)	2,087	2,163	2,232	2,352	2,388	2,424

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

2 介護施設サービス量の見込み

(1) 介護施設サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護 3~5※	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
介護老人保健施設	要介護 1~5	医療施設等での治療を終えて状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
介護療養型医療施設	要介護 1~5	緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。なお、介護療養型医療施設は、令和6年3月をもって廃止となり、介護医療院等に移行します。
介護医療院	要介護 1~5	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。

※原則は要介護3~5の方が対象ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1・2の方でも入所することができます。

(2) サービス量の見込み

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護老人福祉施設	延人数(人)	2,320	2,420	2,472	2,520	2,580	2,640
介護老人保健施設	延人数(人)	1,913	1,887	2,016	2,088	2,160	2,220
介護療養型医療施設	延人数(人)	29	17	12	-	-	-
介護医療院	延人数(人)	12	10	0	12	12	12

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

■介護老人福祉施設の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	サニーヒル	袖ヶ浦市久保田 857-9	92 人
2	昭和地区	袖ヶ浦菜の花苑	袖ヶ浦市神納 4181-20	73 人
3	平岡地区	袖ヶ浦瑞穂	袖ヶ浦市野里 1452-4	50 人
4	長浦地区	藏波	袖ヶ浦市藏波 3037-1	80 人
※令和5年 10月1日現在				合計 295 人

■介護老人保健施設の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	カトレアンホーム	袖ヶ浦市藏波 2713-1	90 人
2	昭和地区	メディケアーやまゆり	袖ヶ浦市奈良輪 730	100 人
※令和5年 10月1日現在				合計 190 人

3 地域密着型サービス量の見込み

(1) 地域密着型サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護 1~5	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が受けられるサービスです。
認知症対応型通所介護	要介護 1~5	認知症の要支援・要介護者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1・2	要支援・要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問・泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスが受けられます。
小規模多機能型居宅介護	要介護 1~5	
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	
認知症対応型共同生活介護	要介護 1~5	認知症の要支援・要介護者が、身近な施設(グループホーム)において少人数(9名まで)で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援 2	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護 3~5	居宅での生活が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。 入所定員が29名以下の小規模な特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護 1~5	施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせた、看護と介護が一体化したサービスです。
地域密着型通所介護	要介護 1~5	18名以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴等の介護が受けられるサービスです。

(2) サービス量の見込み

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	延人数(人)	82	119	96	132	156	180
認知症対応型通所介護	延人数(人)	40	47	48	48	60	60
介護予防認知症対応型通所介護	延人数(人)	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	延人数(人)	115	151	180	204	216	228
介護予防小規模多機能型居宅介護	延人数(人)	14	23	36	36	36	48
認知症対応型共同生活介護	延人数(人)	419	418	432	600	636	864
介護予防認知症対応型共同生活介護	延人数(人)	0	0	0	12	12	24
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	延人数(人)	967	912	960	1,356	1,380	1,392
看護小規模多機能型居宅介護	延人数(人)	261	324	336	360	384	396
地域密着型通所介護	延人数(人)	2,768	2,850	3,000	3,096	3,336	3,480

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地
1	長浦地区	社会福祉法人永和会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	袖ヶ浦市藏波 3037-1
2	昭和・根形地区	24時間対応型ベストケア訪問介護	袖ヶ浦市神納 1-19-3 グローバル・ヴィレッジ 10号

※令和5年10月1日現在

■認知症対応型通所介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟	袖ヶ浦市横田 1709-3	3人
※令和5年10月1日現在				合計 3人

■小規模多機能型住宅介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	平岡・中川・富岡地区	縁側よいしょ	袖ヶ浦市大鳥居 562	18人
※令和5年10月1日現在				合計 18人

■認知症対応型共同生活介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	昭和・根形地区	ならわの家	袖ヶ浦市奈良輪 718-1	18人
②	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩	袖ヶ浦市横田 1708-1	9人
③	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟	袖ヶ浦市横田 1709-3	9人
※令和5年10月1日現在				合計 36人

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	昭和・根形地区	和心苑	袖ヶ浦市神納 2840-1	29人
2	平岡・中川・富岡地区	みどりの丘	袖ヶ浦市下泉 1424-3	29人
3	平岡・中川・富岡地区	みどりの樹	袖ヶ浦市下泉 1426	29人
※令和5年10月1日現在				合計 87人

■看護小規模多機能型住宅介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	セントケア看護小規模袖ヶ浦	袖ヶ浦市藏波台 3-10-2	29人
※令和5年10月1日現在				合計 29人

■地域密着型通所介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	通所介護のんき	袖ヶ浦市代宿 303	10人
2	長浦地区	デイサービスセンター すずらん	袖ヶ浦市藏波 2589	10人
3	長浦地区	デイサービスホームルーム	袖ヶ浦市代宿 88-5	18人
4	長浦地区	デイサービス陽気ぐらし	袖ヶ浦市久保田 1872-5	10人
5	昭和・根形地区	ADLサポートひだまり	袖ヶ浦市奈良輪 265-1	10人
6	昭和・根形地区	ちいたの福王台	袖ヶ浦市坂戸市場 66-1	15人
7	昭和・根形地区	通所介護ペストケア	袖ヶ浦市大曾根 1183-1	10人
8	平岡・中川・富岡地区	デイサービスみどりの丘	袖ヶ浦市下泉 1424-3	15人
9	平岡・中川・富岡地区	ちいたの平川	袖ヶ浦市百目木 157-1	14人
10	平岡・中川・富岡地区	縁側よいしょ	袖ヶ浦市大鳥居 562	10人
11	平岡・中川・富岡地区	デイサービスみどりの風 そでがうら	袖ヶ浦市下泉 1425	18人
12	平岡・中川・富岡地区	百笑	袖ヶ浦市高谷 1365	10人
※令和5年10月1日現在				合計 150人

4 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況

市内の有料老人ホーム³、サービス付き高齢者向け住宅⁴は以下のとおりです。

■市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	よりそい蔵波館 <サ>	袖ヶ浦市蔵波 2609-17	15人
2	昭和・根形地区	笑顔の家彩輝 <有>	袖ヶ浦市大曾根 2-1	14人
3	昭和・根形地区	シェアハウス彩輝 <有>	袖ヶ浦市奈良輪 1053-1	23人
4	昭和・根形地区	ハピネス彩輝 <サ>	袖ヶ浦市大曾根 1183-1	15人
5	平岡・中川・富岡地区	ちいたの平川 <有>	袖ヶ浦市百目木 157-1	4人
※令和5年8月1日現在				合計 71人

(注)「<有>」は有料老人ホームを示す。

(注)「<サ>」はサービス付き高齢者向け住宅を示す。

(注) 市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅とともに居住系サービスを利用可能。

³ 有料老人ホームとは、老人福祉法を根拠として設置される高齢者が暮らしやすいように配慮された住まいのこと。食事、介護、家事、健康管理のうち1つ以上のサービスが提供される。

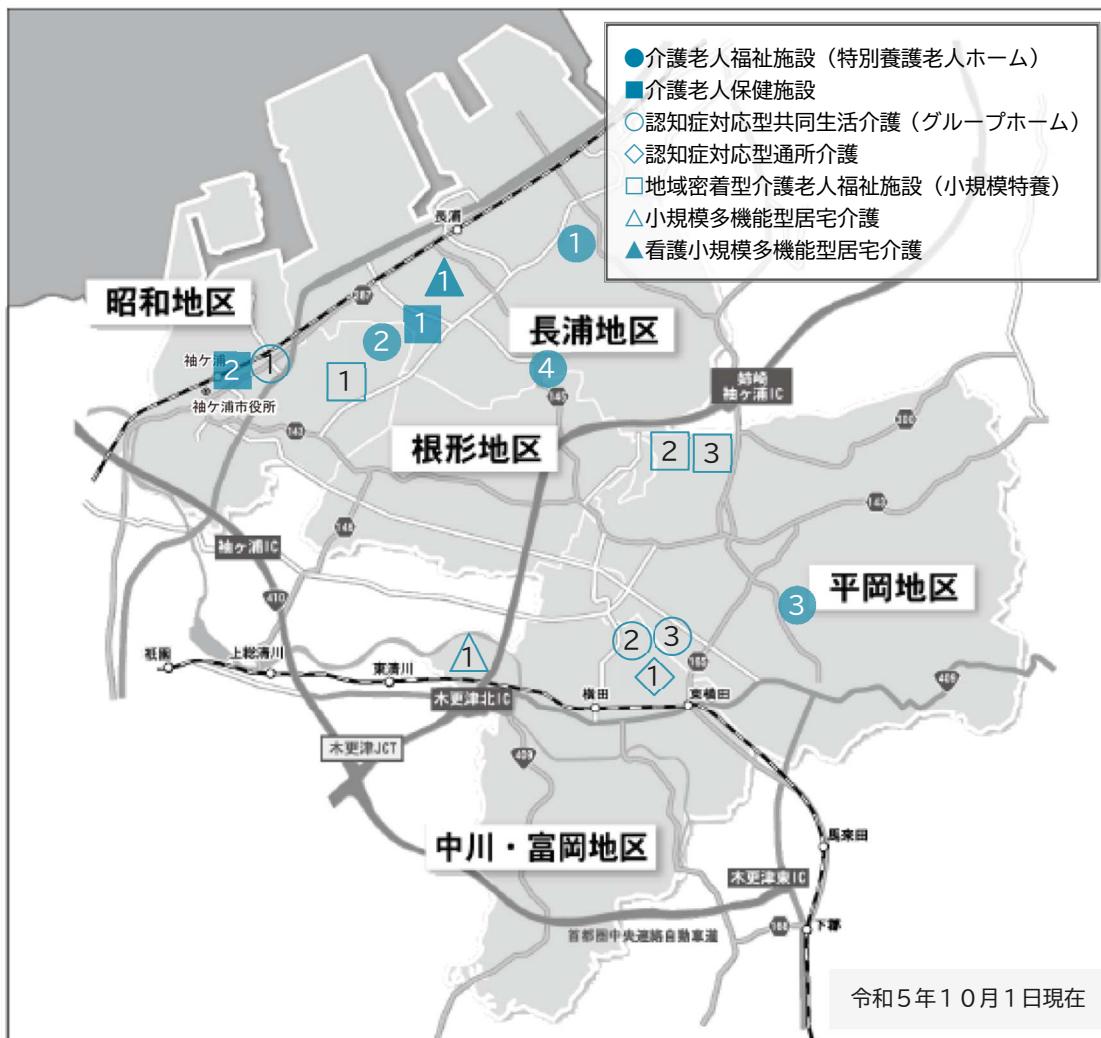
⁴ サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者住まい法の基準によって登録されるバリアフリー対応の賃貸住宅で、状況把握と生活相談サービスが必須のサービス。主に民間事業者が運営する。

5 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画

(1) 現在の整備状況

令和5年10月1日現在における市内の介護施設サービス及び地域密着型サービスの整備状況は以下のとおりです。

■袖ヶ浦市の介護施設サービス及び地域密着型サービスの整備状況■



（注）定期巡回・隨時対応型訪問介護看護及び地域密着型通所介護は除外しています。

■施設一覧■

施設区分	番号	圏域	施設名称
介護老人福祉施設	1	長浦地区	サニーヒル
	2	昭和地区	袖ヶ浦菜の花苑
	3	平岡地区	袖ヶ浦瑞穂
	4	長浦地区	蔵波
介護老人保健施設	1	長浦地区	カトレアンホーム
	2	昭和地区	メディケアーやまゆり
認知症対応型通所介護	1	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟
小規模多機能型居宅介護	1	平岡・中川・富岡地区	縁側よいしょ
認知症対応型共同生活介護	1	昭和・根形地区	ならわの家
	2	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩
	3	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	1	昭和・根形地区	和心苑
	2	平岡・中川・富岡地区	みどりの丘
	3	平岡・中川・富岡地区	みどりの樹
看護小規模多機能型居宅介護	▲	長浦地区	セントケア看護小規模袖ヶ浦

(2) 介護施設サービスの整備計画

介護施設サービスの整備計画については、第7期計画期間において特別養護老人ホームが開設しており、第9期計画期間における整備は予定しておりません。

■介護施設サービスの整備計画■

項目	令和5年度末 現在	第9期整備計画		
		R6	R7	R8
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4 施設 定員 295 人	—	—	—
介護老人保健施設	2 施設 定員 190 人	—	—	—
介護医療院	0 施設	—	—	—

(3) 地域密着型サービスの整備計画

第9期計画期間における地域密着型サービスの整備計画は、認知症対応型共同生活介護・1施設の整備を行います。

■地域密着型サービスの整備計画■

項目	令和5年度末 現在	第9期整備計画		
		R6	R7	R8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 事業所	—	—	—
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1 事業所 定員 3 人	—	—	—
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	1 事業所 定員 18 人	—	—	—
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	4 施設 定員 54 人	—	—	1 施設 定員 18 人
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	4 施設 定員 116 人	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	1 施設 定員 29 人	—	—	—

第3節 介護保険事業費の見込み

1 介護サービス給付費（見込額）

介護サービス給付費を以下のように見込みます。

■介護サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 居宅サービス	1,673,502	1,788,689	1,887,230
訪問介護	284,260	304,341	326,248
訪問入浴介護	38,743	42,581	45,136
訪問看護	57,031	61,332	63,566
訪問リハビリテーション	9,323	9,541	10,147
居宅療養管理指導	35,518	38,286	39,522
通所介護	301,506	308,672	322,124
通所リハビリテーション	182,285	191,143	200,567
短期入所生活介護	455,857	502,302	537,799
短期入所療養介護（老健）	22,182	25,452	26,337
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	139,187	149,838	155,629
特定福祉用具購入費	8,132	9,172	10,221
住宅改修	16,978	17,900	19,049
特定施設入居者生活介護	122,500	128,129	130,885
2. 地域密着型サービス	998,367	1,048,217	1,132,039
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	22,028	24,700	28,219
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	238,813	255,778	262,898
認知症対応型通所介護	3,377	3,631	3,631
小規模多機能型居宅介護	43,745	46,650	50,280
認知症対応型共同生活介護	167,054	177,043	240,485
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	418,609	426,755	430,650
看護小規模多機能型居宅介護	104,741	113,660	115,876
3. 施設サービス	1,323,029	1,361,944	1,396,205
介護老人福祉施設	684,860	701,824	718,292
介護老人保健施設	633,692	655,637	673,430
介護医療院	4,477	4,483	4,483
4. 居宅介護支援	243,023	260,388	277,214
介護サービスの総給付費	4,237,921	4,459,238	4,692,688

2 介護予防サービス給付費（見込額）

介護予防サービス給付費を以下のように見込みます。

■介護予防サービス給付費の見込み■

単位：千円

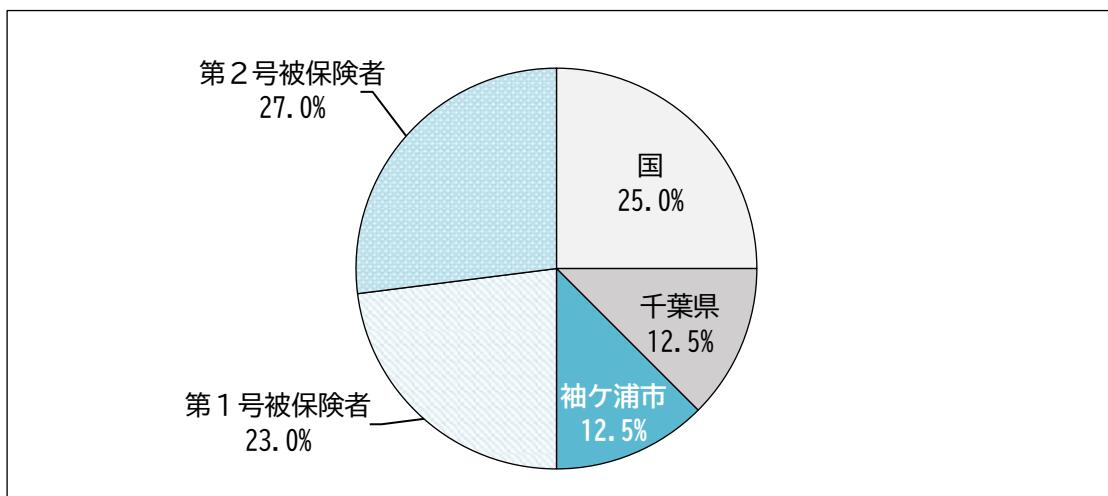
サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 介護予防サービス	55,965	59,832	61,077
介護予防訪問入浴介護	714	715	715
介護予防訪問看護	4,383	4,940	4,940
介護予防訪問リハビリテーション	1,151	1,152	1,152
介護予防居宅療養管理指導	1,520	1,811	1,946
介護予防通所リハビリテーション	23,961	24,510	25,028
介護予防短期入所生活介護	1,790	2,065	2,377
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	10,849	11,429	11,710
特定介護予防福祉用具購入費	826	1,102	1,101
介護予防住宅改修	7,151	8,483	8,483
介護予防特定施設入居者生活介護	3,620	3,625	3,625
2. 地域密着型介護予防サービス	4,851	4,858	8,250
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,006	2,009	2,553
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,845	2,849	5,697
3. 介護予防支援	11,954	12,162	12,348
介護予防サービスの総給付費	72,770	76,852	81,675

第4節 保険料の算出

1 保険給付費の負担割合

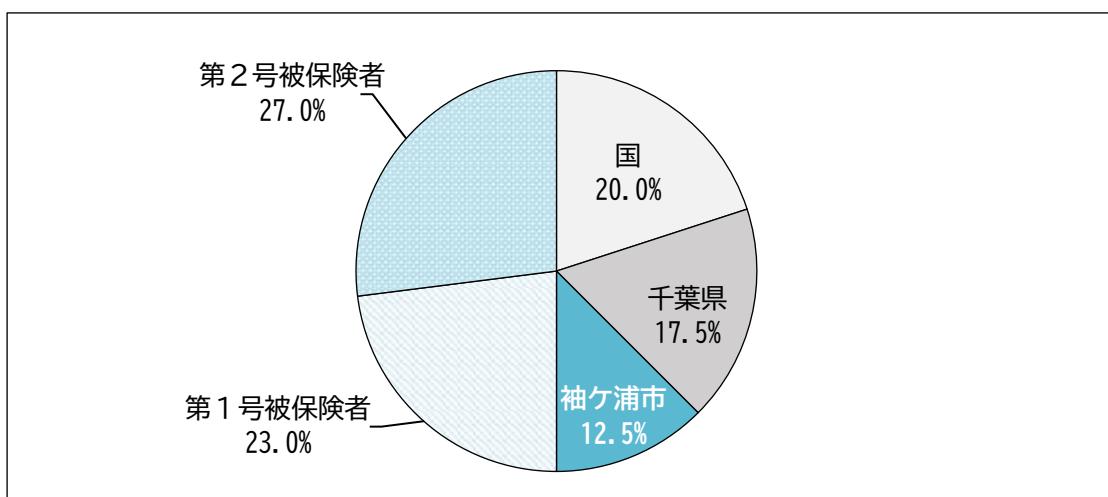
保険給付費の負担割合は、50%を公費、50%を被保険者の保険料とすることと定められています。また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込み数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。第1号被保険者負担割合は23.0%、第2号被保険者負担割合は27.0%となっています。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費を除く）■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費）■

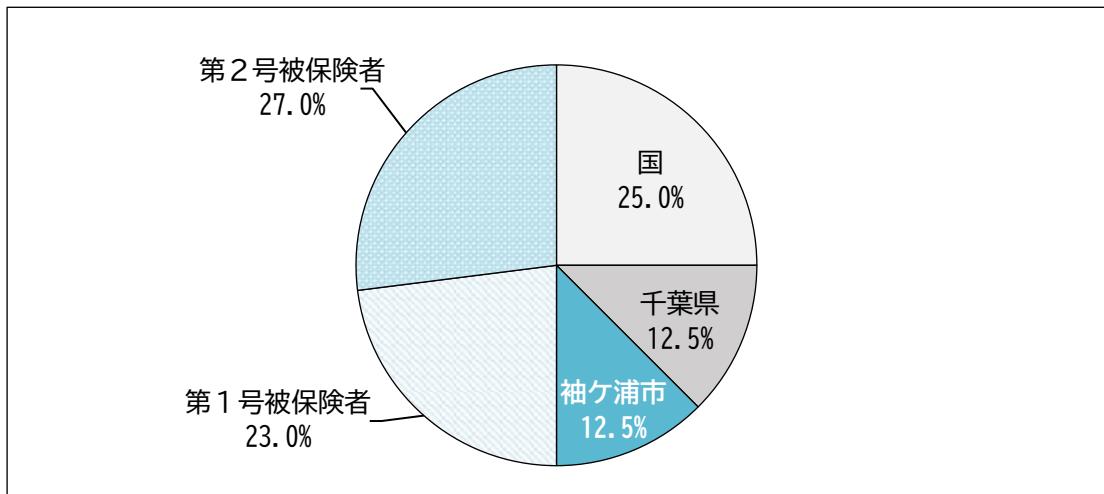


※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

2 地域支援事業費の負担割合

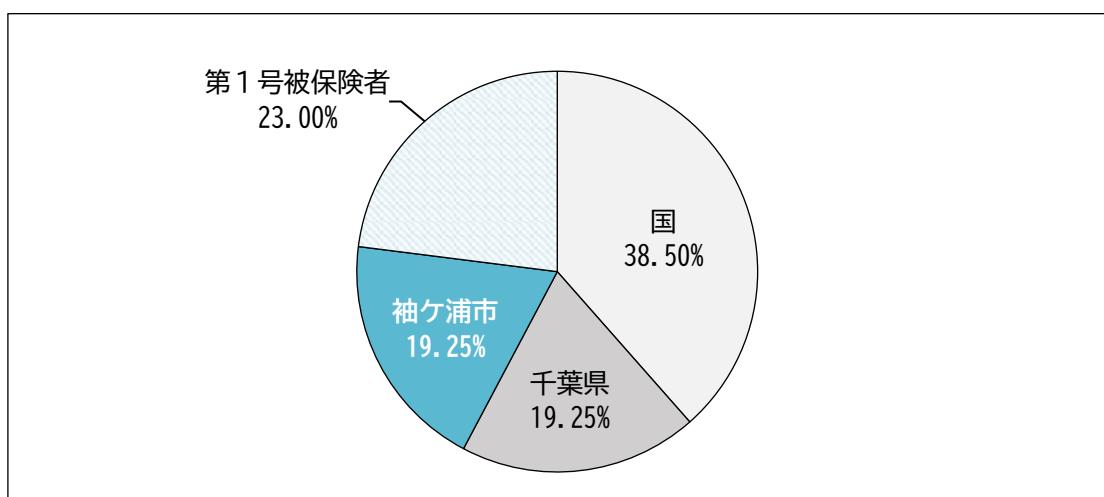
地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

■地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合■



3 保険給付費等の見込額

標準給付費見込額は以下のとおりです。

■標準給付費見込額■

単位：円

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費	14,531,200,435	4,598,791,000	4,839,636,568	5,092,772,867
総給付費 (介護サービスの総給付費+介護予防サービスの総給付費)	13,621,144,000	4,310,691,000	4,536,090,000	4,774,363,000
特定入所者介護サービス費等給付額	466,662,715	149,200,000	155,765,928	161,696,787
高額介護サービス費等給付額	389,093,720	122,000,000	129,680,640	137,413,080
高額医療合算介護サービス費等給付額	43,800,000	13,600,000	14,600,000	15,600,000
算定対象審査支払手数料	10,500,000	3,300,000	3,500,000	3,700,000

地域支援事業は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の人への支援等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することを目的とする事業です。要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、各市町村がそれぞれの地域特性に応じてサービスを展開しています。

地域支援事業費見込額は以下のとおりです。

■地域支援事業費見込額■

単位：円

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費	840,301,650	279,196,000	284,353,883	276,751,767
介護予防・日常生活支援総合事業費	373,763,863	127,880,000	125,555,839	120,328,024
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	293,235,323	89,970,000	103,234,323	100,031,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	173,302,464	61,346,000	55,563,721	56,392,743

（注）地域支援事業費については、充当される収入相当額及び対象外経費を除いています。

4 基準額に対する介護保険料の設定等

第9期計画期間内における介護保険料の段階設定は14段階とし、各段階を以下のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

段階	保険料率	対象者
第1段階	基準額×0.28	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者の方 ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方 ・住民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方 (低所得者の軽減強化のため保険料率を0.45から0.28へ引き下げています。)
第2段階	基準額×0.48	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の方 (低所得者の軽減強化のため保険料率を0.68から0.48へ引き下げています。)
第3段階	基準額×0.685	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が120万円を超える方 (低所得者の軽減強化のため保険料率を0.69から0.685へ引き下げています。)
第4段階	基準額×0.90	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方
第5段階	基準額×1.00	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円を超える方
第6段階	基準額×1.20	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税本人課税者 (前年の合計所得金額120万円未満)
第7段階	基準額×1.30	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税本人課税者 (前年の合計所得金額120万円以上210万円未満)
第8段階	基準額×1.50	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税本人課税者 (前年の合計所得金額210万円以上320万円未満)
第9段階	基準額×1.70	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税本人課税者 (前年の合計所得金額320万円以上420万円未満)
第10段階	基準額×1.90	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税本人課税者 (前年の合計所得金額420万円以上520万円未満)
第11段階	基準額×2.10	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税本人課税者 (前年の合計所得金額520万円以上620万円未満)
第12段階	基準額×2.30	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税本人課税者 (前年の合計所得金額620万円以上720万円未満)
第13段階	基準額×2.40	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税本人課税者 (前年の合計所得金額720万円以上1,000万円未満)
第14段階	基準額×2.50	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税本人課税者 (前年の合計所得金額1,000万円以上)

※合計所得金額：「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」、短期・長期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額です。

5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を以下のとおり推計します。

■所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計■

単位：人

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	割合
第1段階被保険者数	2,390	2,409	2,412	7,211	13.4%
第2段階被保険者数	1,106	1,115	1,116	3,337	6.2%
第3段階被保険者数	892	899	900	2,691	5.0%
第4段階被保険者数	2,461	2,481	2,484	7,426	13.8%
第5段階被保険者数	2,764	2,787	2,791	8,342	15.5%
第6段階被保険者数	2,479	2,499	2,502	7,480	13.9%
第7段階被保険者数	2,925	2,949	2,953	8,827	16.4%
第8段階被保険者数	1,498	1,510	1,512	4,520	8.4%
第9段階被保険者数	589	593	594	1,776	3.3%
第10段階被保険者数	250	252	252	754	1.4%
第11段階被保険者数	125	126	126	377	0.7%
第12段階被保険者数	71	72	72	215	0.4%
第13段階被保険者数	107	108	108	323	0.6%
第14段階被保険者数	178	180	180	538	1.0%
合計	17,835	17,980	18,002	53,817	100.0%
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	19,050	19,206	19,229	57,485	

(注)「所得段階別加入割合補正後被保険者数」とは、第1号被保険者総数の見込数に対し基準額を納める第1号被保険者数に換算した数です。

(注) 人数と割合について、端数処理の関係で完全には一致しません。

(注) 各段階割合については、令和4年度の所得段階割合から推計したものです。

6 介護保険料基準額（月額）の算定方法

第9期介護保険料基準額（月額）の算定方法は以下のとおりです。

まず、標準給付費見込額〔A〕と地域支援事業費見込額〔B〕の合計に第1号被保険者負担割合（23.0%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額〔F〕を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差〔G-H〕と県の財政安定化基金〔I〕を加算後、保険者機能強化推進交付金等交付見込額〔J〕と介護給付費準備基金取崩額〔K〕を差し引き、保険料収納必要額〔L〕を算定します。

この保険料収納必要額〔L〕を予定保険料収納率〔M〕と第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）〔E〕で除して、予定保険料見込額（年額）〔N〕を算定し、さらに、月数（12か月）で除したもののが第1号被保険者の基準額（月額）〔O〕となります。

■介護保険料基準額（月額）の算定■

単位：円

項目	算出式	金額
標準給付費見込額〔A〕		14,531,200,435
地域支援事業費見込額〔B〕		840,301,650
介護予防・日常生活支援総合事業費〔C〕		373,763,863
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費〔D〕		293,235,323
包括的支援事業費（社会保障充実分）〔D'〕		173,302,464
第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）〔E〕		57,485
第1号被保険者負担分相当額〔F〕	= (A + B) × 第1号被保険者負担割合（23.0%）	3,535,445,479
調整交付金相当額〔G〕	= (A + C) × 調整交付金交付割合の全国平均（5.0%）	745,248,215
調整交付金見込額〔H〕		0
財政安定化基金（拠出金見込額+償還金）〔I〕		0
保険者機能強化推進交付金等交付見込額〔J〕		30,000,000
介護給付費準備基金取崩額〔K〕		385,500,000
保険料収納必要額〔L〕	= F + (G - H) + I - J - K	3,865,193,694
予定保険料収納率〔M〕		98.30%
予定保険料見込額（年額）（端数調整あり）〔N〕	= L ÷ M ÷ E	68,400
予定保険料見込額（月額）〔O〕	= N ÷ 12か月	5,700

7 所得段階別介護保険料

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料は、以下のとおりです。

■所得段階別介護保険料額■

所得段階	保険料額（月額）	保険料額（年額）
第1段階	1,596円	19,152円
第2段階	2,736円	32,832円
第3段階	3,904円	46,854円
第4段階	5,130円	61,560円
第5段階	5,700円	68,400円
第6段階	6,840円	82,080円
第7段階	7,410円	88,920円
第8段階	8,550円	102,600円
第9段階	9,690円	116,280円
第10段階	10,830円	129,960円
第11段階	11,970円	143,640円
第12段階	13,110円	157,320円
第13段階	13,680円	164,160円
第14段階	14,250円	171,000円

8 低所得者の支援策

(1) 保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況等に応じて、14段階に設定します。

(2) 介護保険料の減免又は徴収猶予

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料を減免又は徴収を一時猶予します。

(3) 介護保険負担限度額の認定

住民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第1・第2・第3段階）に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付します。

(4) 高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担が一定の上限額を超えた時は、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給します。

また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなり過ぎないような仕組みになっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません。）。

(5) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が限度額を超えた時は、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給します。

(6) 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、市がその費用の一部を補う制度です。

9 中長期的な推計

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度には、以下のとおり見込んでいます。

■令和22（2040）年度における推計■

項目	令和22（2040）年度
高齢者人口 (第1号被保険者数)	19,045人
要介護（要支援）認定者数 (第2号被保険者を含む)	3,878人
介護給付費 (標準給付費)	6,483,383,628円
地域支援事業費	303,816,156円
介護保険料基準額（月額）	7,746円

第6章 計画の推進

第1節 サービスの円滑な提供を図るための方策

1 介護給付実施体制の強化

介護保険制度の適正な運営とサービスの質の向上については、介護や支援を必要とする高齢者やその家族から強く求められています。そのため、介護サービスを取り巻く環境の整備を進めるとともに、介護保険制度の普及や利用者保護の充実等、介護保険制度の維持・発展のための取組を進めます。

さらに、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報共有を進め、常にサービスの向上と改善を進めていきます。

(1) 介護保険制度の普及・情報提供

介護保険制度の開始以来、介護保険サービスの認知度は向上していますが、引き続き「広報そでがうら」やホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、介護サービス事業者が行う研修の支援等により介護保険制度の普及を図り、市民への制度理解を進め、市民サービスの向上に努めます。

(2) サービスに関する相談体制の強化

市は保険者として、また、利用者の最も身近な相談窓口として、相談や苦情に対して適切かつ迅速な対応を行います。

また、地域包括支援センターにおいて、ケアプラン（サービス利用計画）や事業者との利用に関する相談に応じるなど、総合相談体制を強化していきます。

(3) サービスの質の向上

介護支援専門員等に対して研修を実施するほか、サービス内容等の改善が必要な介護サービス事業者に対して適切な指導に努めています。

あわせて、介護サービス相談員が、サービス利用者宅や特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護サービス提供施設を定期的に訪問し、サービスの質の向上を図ります。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、その中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、認知症施策及び生活支援・介護予防活動の充実、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の推進などによる地域のネットワークづくりや市民への啓発を行います。

第2節 介護給付の適正化（介護給付適正化計画）

高齢者が増加していく中で、介護保険制度を持続させていくためには、利用者に適切なサービスを提供し、介護給付費や介護保険料の抑制に努めることが求められています。

介護給付適正化事業は、要介護者が適切で必要なサービスを受けられるよう、介護事業者のサービス提供体制や品質の向上を目指す取組です。

本市では、国が示した「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、介護給付適正化計画を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を保ちつつ、必要な介護給付を受けられるよう、適切な認定と事業者による適正なサービス提供等のため介護給付の適正化を推進していきます。

■介護給付適正化の取組■

1 要支援・要介護認定の適正化（担当：介護保険課）

事業の内容

要介護認定の認定調査及び介護認定審査会について、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

実施方法

実施した認定調査について、選択項目と特記事項、主治医意見書との整合性について事後点検を行い、不明な点等について確認し、必要に応じて、認定調査員へ考え方などをフィードバックすることにより、認定調査員ごとの調査結果に偏りがないように努めます。

認定調査に従事する認定調査員及び介護認定審査会委員に対し、研修を行うことにより、知識の習得・向上のための取組を実施します。

2 ケアプラン等の点検（担当：介護保険課）

（1）ケアプランの点検

事業の内容

介護支援専門員が作成したケアプラン（サービス利用計画）の記載内容について点検及び支援を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

実施方法

市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が作成したケアプランについて、国の「ケアプラン点検実施の手引き」に基づき、利用者の自立支援に資するプランとなっているなどに着目しながら点検を行います。

(2) 住宅改修の点検

事業の内容

住宅改修工事を行おうとする利用者の生活状況にあった改修かどうかの確認を行い、利用者の状態に合わない必要以上の工事を防ぎます。

実施方法

改修工事施工前に理由書、改修前写真、平面図の点検と、事後申請による施工状況の点検を実施します。

(3) 福祉用具購入・貸与調査

事業の内容

福祉用具購入や貸与について利用者の生活状況にあったものかどうか点検や確認、指導を行います。

実施方法

- ・福祉用具購入について、申請書、購入品のカタログ等の書類点検を行い、必要に応じ事業者や介護支援専門員に問合せを行うことにより、必要性の確認を実施します。
- ・軽度者に対する福祉用具貸与について、貸与前にフェイスシートやケアプラン、利用票等の書類点検により、必要性の確認を実施します。

3 医療情報との突合・縦覧点検（担当：介護保険課）

事業の内容

介護報酬の請求内容について、利用日数や加算の算定回数等の確認、医療情報との突合による整合性の確認等を行います。

実施方法

① 医療情報との突合

千葉県国民健康保険団体連合会から毎月提供される帳票をもとに、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と、介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を発見した場合には、事業所等に適正な請求を行うよう指導します。

② 縦覧点検

千葉県国民健康保険団体連合会から毎月提供される帳票をもとに、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、誤り等を発見した場合には、事業所等に適正な請求を行うよう指導します。

■これまでの実績■

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
要支援・要介護認定の適正化	認定調査の検証・確認 1,737件（100%）	認定調査の検証・確認 1,644件（100%）	認定調査の検証・確認 2,000件（100%）
	認定調査員の研修 1回	認定調査員の研修 1回	認定調査員の研修 1回
	介護認定審査会 委員の研修 1回	介護認定審査会 委員の研修 1回	介護認定審査会 委員の研修 1回
ケアプラン点検	点検数 10件	点検数 12件	点検数 12件
住宅改修等の点検	住宅改修点検 173件（100%）	住宅改修点検 200件（100%）	住宅改修点検 200件（100%）
	軽度者福祉用具確認 45件（100%）	軽度者福祉用具確認 36件（100%）	軽度者福祉用具確認 50件（100%）
縦覧点検	点検件数 5,409件（100%）	点検件数 5,458件（100%）	点検件数 5,200件（100%）
医療情報との突合	突合件数 917件（100%）	突合件数 898件（100%）	突合件数 900件（100%）
介護給付費通知	発送数 8,387通（4回実施）	発送数 5,395通（2回実施）	発送数 5,500通（2回実施）

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
要支援・要介護認定の適正化	認定調査点検実施率	%	100	100	100	100
	認定調査員の研修実施	回	1	1	1	1
	介護認定審査会委員の研修実施	回	1	1	1	1
ケアプラン等の点検	ケアプラン点検の実施	件	12	12	12	12
	住宅改修の点検（事前確認）実施率	%	100	100	100	100
	軽度者福祉用具の確認実施率	%	100	100	100	100
医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合・確認実施率	%	100	100	100	100
	縦覧点検の実施率	%	100	100	100	100

【「介護給付適正化計画」に関する指針について】



国は令和6年度からの「介護給付適正化の計画策定に関する指針」（令和5年9月12日老介発0912第1号）を定め、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編することとしました。

第3節 計画の達成状況の点検と評価

1 計画の達成状況の点検

計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

基本施策（第4章）に掲げる各事業は、府内関係部署に各年度の事業の実績・進捗状況の報告を求め、その結果を基に、課題の整理や改善への取組を行い、P D C A サイクルによる効率的な施策の進行管理に努めます。



2 計画の達成状況の評価

介護保険法では、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、市町村が地域課題を分析し、地域の実情に即して、取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価を行うことが定められていることから、本市での取組結果を評価するための項目及び目標値を次のとおり設定します。

なお、この評価を袖ヶ浦市介護保険運営協議会へ報告し、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

■自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付費等の適正化■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
① 要介護認定率	15.0%	16.2%以下
② 袖ヶ浦いきいき百歳体操 参加者数	1,099人	1,460人
③ 地域包括支援センターの体制 強化（支援センター数）	1か所 (令和5年度末：3か所)	4か所
④ 給付適正化の取組の実施率	100.0%	100.0%

■介護保険法（抜粋）■**(市町村介護保険事業計画)**

第一百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に關し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3～7 （略）

8 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

9 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

10～14 （略）

※全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第13条の規定による改正後（令和6年4月1日施行）

3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

計画策定後も袖ヶ浦市介護保険運営協議会を適宜開催し、様々な立場の委員からの幅広い意見を基に、計画の達成状況や給付実績等のモニタリングを行い、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

■袖ヶ浦市介護保険運営協議会とは■

介護保険事業の運営に関する事項や介護保険事業計画に関する事項等について審議するため、被保険者、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、介護サービス事業者、費用負担関係者から構成される「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」を、市長の附属機関として設置しています。

なお、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」は、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会を兼ねています。

資料編

資料1 計画策定の経過

年	月日	内容
令和4年	12月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 介護保険・高齢者福祉に関する調査 在宅介護実態調査 介護サービス事業者調査 特別養護老人ホーム入所希望者実態調査
令和5年	4月27日	第1回袖ヶ浦市介護保険運営協議会 ・策定スケジュールについて
	5月30日	第1回高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会 ・策定スケジュールについて ・各種アンケート調査の結果について
	6月29日	第2回袖ヶ浦市介護保険運営協議会 ・各種アンケート調査の結果について
	8月21日	第2回高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会 ・第9期計画（骨子案）について ・分野別施策事業（案）について
	9月28日	第3回袖ヶ浦市介護保険運営協議会 ・第9期計画（骨子案）について
	10月20日	第3回高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会 ・第9期計画（案）について
	11月2日	第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会 ・第9期計画（案）について
	11月21日	政策調整会議 ・第9期計画（案）について
	11月28日	政策会議 ・第9期計画（案）について
	12月20日	議会全員協議会 ・第9期計画（案）について
令和6年	12月21日～1月20日	第9期計画（案）パブリックコメント手続の実施 ・提出者及び意見数 0人、0件
	1月23日	政策調整会議 ・第9期計画（案）について【介護保険料関係】
	1月25日	第5回袖ヶ浦市介護保険運営協議会 ・第9期計画（案）について【介護保険料関係】
	1月29日	政策会議 ・第9期計画（案）について【介護保険料関係】
	2月7日	議会全員協議会 ・第9期計画（案）について【介護保険料関係】
	2月13日	政策調整会議 ・パブリックコメント手続実施結果の報告
	2月20日	政策会議 ・パブリックコメント手続実施結果の報告

資料2 袖ヶ浦市介護保険運営協議会設置条項

○袖ヶ浦市介護保険条例（抄）

第4章 介護保険運営協議会

（設置）

第10条の2 市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第10条の3 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険事業の運営に関する事項
- (2) 介護保険事業計画に関する事項
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項
- (4) 地域密着型サービスの指定等に関する事項
- (5) その他介護保険事業の円滑かつ適正な運営のために必要な事項

（委員の定数等）

第10条の4 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 介護サービス事業者
- (6) 費用負担関係者

（規則への委任）

第10条の5 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

資料3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）第10条の5の規定に基づき、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 協議会は、必要に応じ、専門事項に関する調査研究をするため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第11号抄）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

資料4 袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員名簿

区分	氏名	所属・役職等	備考
被保険者	大岩 みさ子	袖ヶ浦市シニアクラブ連合会 副会長	
被保険者	石川 和利	元下宮田自治会長	
被保険者	齊藤 智枝	第1号被保険者（市民公募）	
被保険者	長谷川 かつえ	第2号被保険者（市民公募）	
学識経験者	志村 弘道	袖ヶ浦市介護相談員	
保健医療関係者	村山 浩通	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院 医師	
保健医療関係者	中村 武仁	医療法人社団夢仁会 中村歯科医院 理事長	
福祉関係者	石井 美喜男	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 会長	
福祉関係者	杉浦 弘樹	社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会 常務理事	会長
介護サービス事業者	高野 圭介	社会福祉法人瑞光会 袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム 施設長	
介護サービス事業者	中村 美保	医療法人社団恒久会 介護老人保健施設メディケアーやまゆり 施設長	
介護サービス事業者	石塚 浩一	社会福祉法人和心会 理事長	
介護サービス事業者	平野 しげ子	社会福祉法人さつき会 カトレアンホーム居宅介護支援事業所 主任介護支援専門員	
介護サービス事業者	宮崎 智弘	社会福祉法人さつき会 袖ヶ浦菜の花苑デイサービスセンター 相談員	
費用負担関係者	大熊 賢滋	袖ヶ浦市商工会 事務局長	副会長

(令和6年3月現在)

資料5 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、高齢者の保健福祉等に関する施策についての総合的な検討及び調整を行うため、袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に係る検討及び調整に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉部長をもって充て、副委員長は地域福祉課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 副委員長又は委員が会議を欠席する場合、委員長は当該者の申出により代理人の出席を認めることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、福祉部介護保険課及び高齢者支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画政策課長	都市整備課長
市民協働推進課長	消防本部警防課長
防災安全課長	消防本部予防課長
保険年金課長	学校教育課長
健康推進課長	市民会館館長
保育幼稚園課長	スポーツ振興課長
障がい者支援課長	社会福祉協議会事務局長
商工観光課長	

資料6 用語の解説

あ行

○一般介護予防事業

要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、すべての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。

か行

○介護医療院

増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、平成30（2018）年度から創設された介護保険施設。

○介護サービス相談員

介護サービスの提供の場を訪問し、サービス利用者等の話を聞き、相談に応じるなどの活動を行う人。サービス事業所等への介護サービス相談員派遣等事業を行う市町村に登録されている。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けたサービス事業所等における介護サービスの質的な向上を図り、苦情に至る事態を未然に防止する。

○介護支援専門員

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身状態に応じた適切なサービスを利用できるよう、各種サービス事業を行う者等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する

ものとして、介護支援専門員証の交付を受けたもの（ケアマネジャーという）。

○介護予防・生活支援サービス事業

市町村が主体となって実施する地域支援事業の1つ。要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービスその他の生活支援サービス等を行う。

○介護予防・日常生活支援総合事業

市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。

○機能訓練

疾病や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等（社会的機能訓練）がある。

○居宅介護支援事業所

ケアマネジャー（介護支援専門員）が常駐し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮してケアプラン（居宅サービス計画）の作成やその他の介護に関する相談を行う。

○ケアプラン

要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。

○ケアマネジメント

介護保険制度において、個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なサービスを提供すること。ケアマネジメントの従事者を介護支援専門員（ケアマネジャー）と呼ぶ。

○健康寿命

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

○高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。

○高齢者虐待

高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。

さ行

○シニアクラブ

地域の高齢者が交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体で、ボランティア、スポーツ、趣味等のクラブ活動を通じて、生きがいづくりや健康づくりを行う。

○住所地特例

住所地以外の市町村に所在する介護保険施設等に入所等をした場合、住所を移す前の市町村が引き続き保険者となる特例措置。

○重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複合化・複雑化

した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を実施する事業のこと。

○シルバー人材センター

「生きがい就労」の理念により、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」を根拠法とし、知事の指定を受け、市町村区域ごとに設立された公益社団法人。臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習等を行うことを目的としている。

○生活機能

歩行、食事、排泄、入浴、着脱衣等の日常生活を独自で営む能力のこと。

○生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

○生活習慣病

食事や運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。がん、高血圧、心臓病等が含まれる。

○成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の不十分な方が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

た行

○第1号被保険者

市町村の住民のうち65歳以上の者。第1号被保険者の保険料は、市町村ごとに定める所得段階別の保険料を年金天引き等により納付する。日常生活において介護をする要介護状態、日常生活において支障のある要支援状態になった時は、市町村の認定を経て介護保険のサービスが受けられる。

○第2号被保険者

市町村の住民のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者。第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が医療保険料として徴収し、一括して納付する。医療保険加入者は、次の医療保険各法による被保険者、被扶養者となる（健康保険法／船員保険法／国民健康保険法／国家公務員共済組合法／地方公務員等共済組合法／私立学校教職員共済法）。

なお、第2号被保険者のうち特定疾病のため要介護状態・要支援状態となった者については、市町村の認定を経て介護保険のサービスが受けられる。

○団塊の世代・団塊ジュニア世代

第二次大戦後、第一次ベビーブームの昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までに生まれた世代（この世代を中心には幅を持たせた言い方もされることがある）。

なお、「団塊ジュニア世代」とは、昭和46（1971）年から昭和49（1974）年までに生まれた世代を指す。「第二次ベビーブーム世代」ともいう。

○地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支える側・支えられる側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

○地域ケア会議

医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。

○地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」からなる。

○地域包括ケアシステム

高齢者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に受けられる支援体制のこと。団塊の世代が75歳を超える令和7（2025）年を目指し、構築が進められる。

○地域包括支援センター

地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。主な業務は、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケ

アマネジメント支援業務、指定介護予防支援（要支援者に対する介護予防支援）等で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。

○地域密着型サービス

平成18（2006）年4月の介護保険制度の改正により新たに創設されたサービス体系。要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、身近な市町村で提供されるサービス。小規模多機能型居宅介護等があり、原則、当該市町村に居住する市民が利用可能。

○調整交付金

国が市町村に交付する資金で、介護給付と予防給付に要する費用の100分の5が交付される。その額は、①要介護等発現率の高い後期高齢者の加入割合の相違、②第1号被保険者の負担能力の相違、③災害時の保険料減免等の特殊な場合等を考慮して政令で定められる。

○特定健康診査

40歳以上75歳未満の人に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健診査。

○特定入所者介護（予防）サービス費

介護保険施設入所者等で、所得や資産等が一定以下の者に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給される制度。

○特定保健指導

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できると判定された者に対して、医

師・保健師・管理栄養士等の専門家が生活習慣を見直すサポートをすること。

な行

○日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。

○任意事業

市町村が地域の実情に応じて独自に実施する事業のこと。介護する家族を支援する事業や認知症高齢者の見守り事業等が挙げられる。

○認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を自分のできる範囲で温かく見守り支えていくボランティア。「認知症サポーター養成講座」を受講した人を「認知症サポーター」と称する。

○認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に対し早期に複数の専門職が関わり、包括的な支援を行うチーム。

○認知症地域支援推進員

地域の実情に応じて、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症やその家族を支援する相談業務等を行う者で、国が定める研修を受講したもの。

は行

○ハイリスクアプローチ・ ポピュレーションアプローチ

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施において、より重症化しやすい高齢者に対する保健指導等の個別支援をハイリスクアプローチ、通いの場等への健康相談等の積極的な関与をポピュレーションアプローチと称する。

○はつらつシニアサポーター

介護予防に取り組む団体や市民に対し、その活動を支援するボランティアのこと。「はつらつシニアサポーター養成講座」を受講した人を「はつらつシニアサポーター」と称する。

○バリアフリー

障がい者や高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、又は具体的に障がいを取り除いた事物及び状態を指す。

○避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を要する人。

○福祉避難所

災害に伴い応急的に保護する者のうち、高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児等一般的な避難所では生活に支障を来すため、避難所において何らかの特別な配慮ができるように設置する施設。

○フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存等の影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のこと。

○包括的支援事業

地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等の事業。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

や行

○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っていることのこと。

○要介護者

①要介護状態にある65歳以上の者、及び②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者で、その原因である身体又は精神上の障がいが、特定疾病によって生じたものであるもの。

○要介護認定

どの程度の介護を必要としているかを判定し、要支援1・2、要介護1～5の7段階

にカテゴリ分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書に加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。

○養護者

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの。

○養護老人ホーム

老人福祉法に基づく老人福祉施設の1つ。常時介護の必要はないが、環境上及び経済的な理由等から居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を養護するための施設。

○要支援者

①要支援状態にある65歳以上の者、及び②要支援状態にある40歳以上65歳未満の者で、その原因である身体又は精神上の障がいが、特定疾病によって生じたものであるもの。

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行 令和6年3月
企画・編集 袖ヶ浦市福祉部介護保険課・高齢者支援課
TEL 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
FAX 0438-62-3158 (介護保険課)
URL 0438-62-3219 (高齢者支援課)
FAX 0438-62-3165
URL <https://www.city.sodegaura.lg.jp>



袖ヶ浦市